

平成24年度水道水における有害物質の健康影響等  
情報集約体制構築業務

報告書

平成25年3月

株式会社三菱化学テクノリサーチ



## 目次

1. 業務目的.....	1
2. 業務内容.....	1
3. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理 .....	3
3.1. 内閣府食品安全委員会における評価物質 .....	3
3.2. 海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理 .....	16
3.3. 海外諸国・機関の基準値と我が国の現行基準値等の比較 .....	16
4. 水質基準等に関する情報の更新 .....	42
5. 基礎情報収集対象物質リストの見直し .....	70
6. 要検討項目に追加すべき候補物質の検討 .....	85
6.1. 追加すべき物質選定の指標 .....	85
6.2. 検出状況の調査 .....	86
6.3. 追加すべき候補物質の検討 .....	87
7. 有害物質の健康影響等の情報を効率的かつ効果的に集約する体制の構築 .....	89
7.1. データベースの収載情報 .....	89
7.2. データベースの構成 .....	94
7.3. テーブルの内容 .....	94
7.4. ID について .....	100
7.5. データの入力 .....	102
7.6. データの検索 .....	103
7.7. データベースの媒体 .....	103
7.8. 今後の対応 .....	103
8. 会議資料の作成 .....	169

## 本報告書で用いた安全性関連の略語表

略号	原義	内容
ACGIH	American Conference of Governmental Industrial Hygienists	米国産業衛生専門家会議
ADI	Acceptable Daily Intake	許容一日摂取量
AF	Allocation Factor	水道水経由の暴露割合
ATSDR	Agency for Toxic Substance and Disease Registry	米国毒性物質疾病登録局
BW	Body Weight	体重
DFG	Deutsche Forschungsgemeinschaft	ドイツ学術振興会
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関
EPA	Environmental Protection Agency	米国環境保護庁
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization	国際連合食糧農業機関
FSC	Food Safety Commission	内閣府食品安全委員会
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関
ICSC	International Chemical Safety Card	国際化学物質安全性カード
<i>in vitro</i>		生体外（試験管内）で
<i>in vivo</i>		生体内で
IPCS	International Programme on Chemical Safety	国際化学物質安全性計画
IRIS	Integrated Risk Information System	統合リスク情報システム
JECFA	FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議
LC <sub>50</sub>	Lethal Concentration for 50 %	半数致死濃度
LCLo	Lowest Lethal Concentration	最小致死濃度
LD <sub>50</sub>	Lethal Dose for 50 %	半数致死量
LDLo	Lowest Lethal Dose	最小致死量
LOAEC	Lowest Observed Adverse Effect Concentration	最小毒性濃度
LOAEL	Lowest Observed Adverse Effect Level	最小毒性量
MRL	Minimum Risk Level	最小リスクレベル
NITE	National Institute of Technology and Evaluation	（独）製品評価技術基盤機構
NLM	National Library of Medicine	米国国立医学図書館
NOAEC	No Observed Adverse Effect Concentration	無毒性濃度
NOAEL	No Observed Adverse Effect Level	無毒性量
NOEC	No Observed Effect Concentration	無影響濃度
NOEL	No Observed Effect Level	無影響量
NTP	National Toxicological Programme	米国国家毒性計画
OECD SIDS	Organization for Economic Co-operation and Development Screening Information Data Sets	経済協力開発機構スクリーニング用情報データセット
PMTDI	Provisional Maximum Tolerable Daily Intake	最大耐容一日摂取量
RfC	Reference Concentration	参照濃度
RfD	Reference Dose	参照用量
SF	Slope Factor	発がんのスロープ係数
TDI	Tolerable Daily Intake	耐容 1 日摂取量
UF	Uncertainty Factors	不確実性係数
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

## 平成 24 年度水道水における有害物質の健康影響等に関する文献調査業務

### 1. 業務目的

水質基準は、常に最新の科学的知見に従って見直しがなされるべきものであることから、逐次改正方式の実効性を高めるため、平成15年10月に水質基準逐次改正検討会（以下「逐次改正検討会」という。）が設置され、水質基準項目等の見直しが進められている。

これらの見直し及びその対応方針の策定に当たっては、健康リスク評価に関する疫学知見や動物実験等の科学的知見に基づき、また、海外機関による毒性評価等を踏まえて検討を行うことが望ましい。

本調査業務においては、水道法の水質基準等に係る国内外の最新の毒性情報等の収集・整理、要検討項目の対象とする物質に係る検討、我が国の現行の水質基準等に関する情報の収集・整理、水道水における有害物質の健康影響等のデータベースの作成等情報管理のあり方の検討等を行うことにより、もって水道水における有害物質の健康影響等の最新の情報を効率的かつ効果的に集約・更新する体制を構築するとともに、水質基準等について最新の科学的知見に基づく基準値・目標値等の設定及び変更や分類の見直しの検討に資することを目的とした。

### 2. 業務内容

#### (1) 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理

(ア) 我が国の現行の水質基準等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び農薬類（※1）等をいう。以下同じ。）に係る内閣府食品安全委員会における検討結果を収集・整理した。

※1 平成22年第2回水質基準逐次改正検討会において今後の分類見直しの対象とされた農薬類計238物質のことをいう。

(イ) 内閣府食品安全委員会における過去全ての検討結果及び海外諸国・機関（米国、欧州、JECFA を含む。その他の収集・整理対象を提案すること）について、基準値・目標等を収集・整理した。

(ウ) 上記(イ)で整理した内容と我が国の現行の水質基準等の間で基準値・評価値の比較を行った。

(エ) 我が国の現行の水質基準等と比較していずれかの海外諸国・機関で基準値・目標値等に相違点があった物質（※2）について、知見を整理し、我が国の現行の水質基準等との間で耐容一日摂取量等の設定根拠・考え方の比較を行った。

※2 我が国の方が基準値・目標値等の数値が大きい（基準が緩い）ものに限る。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は必須とし、その他の物質も含め、21物質について詳細比較を実施した。対象とする物質の選定方針、優先順位付け、判定基準も考察した。

#### (2) 基礎情報収集対象物質リストの見直し

平成21年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料5-1「水道水から検出されるおそれのある物質(母集団物質リスト候補物質)に関する情報整理」(以下「資料5-1」という。)に示された基礎情報収集対象物質リストを見直した。基礎情報収集対象物質候補の抽出に当たっては、厚生労働省担当官の要請の従い18物質について詳細情報を整理した。

### (3) 水質基準等及び基礎情報収集対象物質に関する情報の更新

我が国の現行の水質基準等及び基礎情報収集対象物質について、関連情報を更新し、以下の(ア)～(ウ)の様式に整理した。

(ア) 我が国の現行の水質基準等について、基準値・目標値等、評価値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報を更新した。ただし、当該様式において、「評価値に関連したその後の検討」欄については、最新の時点(平成25年3月時点)に更新した。なお「平成23年度水道水における有害物質の健康影響等に関する文献調査業務」報告書において、平成24年3月時点の関連情報を整理しており、同報告書の内容を時点修正した。

(イ) 我が国の現行の水質基準等について、平成15年4月厚生科学審議会答申(水質基準の見直し等について)において示された項目ごとの個別表の様式(農薬類については、個別参考情報として示された農薬個別表を含む)について、「(5) 有害物質の健康影響等の情報を効率的かつ効果的に集約する体制の構築」の一環として整理した。

(ウ) 上記(2)で選定された基礎情報収集対象物質について、基礎情報を収集し、上記(イ)と同様に「(5) 有害物質の健康影響等の情報を効率的かつ効果的に集約する体制の構築」の一環として整理した。

### (4) 要検討項目に追加すべき候補物質の提案

平成21年度第1回水質基準逐次改正検討会資料5-1「水道水から検出されるおそれのある物質(母集団物質リスト候補物質)に関する情報整理」に示された基礎情報収集対象物質について、要検討項目に追加すべき物質案を検討し、要検討項目の候補物質を検討した。要検討項目に追加すべき物質案の検討に当たっては、毒性、検出状況等を踏まえた抽出方法を提案するとともに、有害性情報、水道水による曝露情報等の詳細を踏まえた。

### (5) 有害物質の健康影響等の情報を効率的かつ効果的に集約する体制の構築

上記(1)～(4)を踏まえ、水道水における有害物質の健康影響等のデータベースの作成や情報を整理する様式の改善等情報管理のあり方や方法の検討を行い、水質基準等についての最新の科学的知見に基づく基準値・目標値等の設定及び変更や分類の見直しの検討に資するよう、情報の収集対象とする情報源、情報の収集・管理の方法等を整理・文書化し、情報を効率的かつ効果的に集約・更新する体制の構築を行った。

### (6) 会議資料の作成

本調査結果について、「平成 24 年度水道水における有害物質の健康影響等に関する文献調査業務」報告書の内容と統合・整理して水質基準逐次改正検討会等の会議資料を作成した。

### 3. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理

#### 3.1. 内閣府食品安全委員会における評価物質

##### 3.1.1 内閣府食品安全委員会における新規評価物質

平成24年3月以降、平成25年3月15日までに内閣府食品安全委員会による評価結果が公表された水質基準項目等は表1に掲げた22物質である。これらの評価概要を表2にまとめた。

入手 URL: <http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

表1 内閣府食品安全委員会における新規評価物質

No	水質基準項目等	評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における評価					
				現行基準値等	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(mg/kg体重/日)
1	基-005	セレン(清涼飲料水)	7782-49-2	0.01	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004
2	基-010	硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	10	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5
3	基-010	亜硝酸態窒素(清涼飲料水):目-004参照	14797-65-0	0.05	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
4	基-011	フッ素(清涼飲料水)	7782-41-4	0.8	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05
5	基-012	ホウ素(清涼飲料水)	7440-42-8	1	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096
6	基-036	マンガン(清涼飲料水)	7439-96-5	0.05	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18
7	目-001	アンチモン(清涼飲料水)	7440-36-0	0.015	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006
8	目-003	ニッケル(清涼飲料水)	7440-02-0	0.01	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004
3	目-004	亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	0.05	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
9	検-002	バリウム(清涼飲料水)	7440-39-3	0.7	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.02
10	農-1-004	1,3-ジクロロプロペン(D-D)(農薬)	542-75-6	0.002	農薬	H20.3.3	H25.2.18	ADI	0.02
11	農-1-008	イソプロチオラン(農薬・動物用医薬品)(第3版)	50512-35-1	0.3	農薬・動物薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
12	農-1-044	ベンデメタリン(農薬2版)	40487-42-1	0.3	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.12
13	農-1-079	フェントエート(農薬2版)	2597-03-7	0.004	農薬	H24.7.18	H25.1.21	ADI	0.0029
14	農-1-080	プロロフェジン(農薬)(第2版)	69327-76-0	0.02	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.009
15	農-3-001	プロバルギット又はBPPS(農薬)	2312-35-8	0.02	農薬	H19.3.6	H24.10.29	ADI	0.0098
16	農-3-056	チルザミド(農薬)	130000-40-7	0.05	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
17	農-追-011	シプロジミル(農薬)	121552-61-2	-	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
18	農-追-015	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	-	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
19	農-追-016	ジェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	-	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
20	農-追-018	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	-	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
21	農-追-021	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	-	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085
22	農-追-027	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品4版)	165252-70-0	-	農薬・動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22

##### 3.1.2 内閣府食品安全委員会における過去全ての検討結果

内閣府食品安全委員会における過去全ての検討結果について、基準値・目標等を収集・整理した。表3に全評価物質及び検討書の概要を示した。後述するデータベース用に整理しているので膨大な情報量である。有害性等の基本的内容は表2と略同じである

- ・試験データ: 評価値設定の根拠とした試験の種類、動物種、期間、投与方法、影響、毒性量種類、毒性量(mg/kg体重/日)、評価値導出に用いた試験の概要、文献、著者・公表年
- ・評価値導出: 安全係数、安全係数内訳、種差及び個体差、その他の安全係数、備考
- ・リンク(情報源)

表 2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (1/9)

No	基準項目等番号	物質名	水質管理目標値 (mg/L)	食品安全委員会評価								安全係数	結果通知日	
				TDI or ADI(mg/kg bw/d)	試験/根拠データ									
					動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg bw/d)			
	基-005	セレン	0.01	0.004	ヒト		疫学調査			爪の異常を含む臨床症状及び生化学指標	NOAEL	0.004	適用しない	H24.10.29
				<p>ヒトの疫学研究では、セレンの摂取不足ではミトコンドリア心筋症との関連、セレンの摂取過剰ではセレン中毒(呼気や尿のガーリック臭、爪の異常、脱毛、低ヘモグロビン値、中枢神経系の異常等)との関連が報告されている。動物試験でも、セレンの過剰経口投与による神経系への影響、腎臓、肝臓の組織変化等が報告されている。</p> <p>発がん性については有意な影響は報告されていない。また、遺伝毒性については、亜セレン酸ナトリウムが種々の in vitro 試験において陽性を示し、in vivo 染色体異常試験においても単回の腹腔内投与では陰性であったが 2 回投与で陽性の報告もあり、現時点において明確な判断はできない。</p> <p>以上のことから、現時点では、発がん性を有すると判断することはできな</p> <p>いと考えられ、非発がん毒性に関する耐容一日摂取量 (TDI) を算出することが適切であると判断した。</p> <p>米国のセレン濃度が高い農場地域に居住し、平均 240 μg / 日のセレンを摂取した住民には爪の疾患を含め、臨床症状及び生化学指標に有意な影響は認められなかった。この値を基に、体重を 60 kg と仮定して体重当たりの値に換算すると、セレンの無毒性量 (NOAEL) は 4.0 μg/kg 体重/日となる。この値は、北米成人男女の推奨一日摂取量 0.87 μg/kg 体重/日と近い値であり、また、この米国の調査では、平均摂取量の約 3 倍である最大摂取量 (724 μg/日) でも影響がみられなかったことから、不確実係数は適用せず、4.0 μg/kg 体重/日をセレンの TDI と設定した。</p> <p>Longnecker MP, Taylor PR, Levander OA, Howe SM, Veillon HC, McAdam PA. et al. Selenium in diet, blood, and toenails in relation to human health in a seleniferous area. Am J Clin Nutr 1991; 53( 5) :1288-1294.</p>										
	基-010	硝酸態窒素	10	1.5	ヒト		疫学調査			乳児におけるMetHb血症	NOAEL	1.5	適用しない	H24.10.29
				<p>硝酸性窒素の非発がん毒性に関する TDI については、硝酸性窒素を含む水で調製した人工乳を摂取した乳児において、硝酸性窒素濃度が 10 ppm 以下では MetHb 血症の報告はないとの指摘に基づき、最も感受性の高い 0~3 か月未満児の人工乳哺乳量及び体重を用いて、無毒性量 (NOAEL) を硝酸性窒素として 1.5 mg/kg 体重/日とした。この値は最も感受性の高い乳児のものであるため不確実係数を適用せず、硝酸性窒素の TDI は 1.5 mg/kg 体重/日と設定した。</p> <p>Walton G. Survey of literature relating to infant methaemoglobinaemia due to nitrate-contaminated water. American journal of public health. 1951; 41:986-996.</p>										



表 2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (2/9)

No	基準項目等番号	物質名	水質管理目標値 (mg/L)	食品安全委員会評価									
				TDI or ADI(mg/kg bw/d)	試験/根拠データ						安全係数	結果通知日	
					動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類			値(mg/kg bw/d)
	基-011	フッ素	0.8	0.05	ヒト		疫学研究	飲水摂取	斑状歯出現	NOAEL	0.05	1	H24.12.27
				<p>フッ素は必須元素と考えられているが、必ずしも明確な根拠は示されておらず、一日最小必要量も設定されていない。飲料水中のフッ化物の発がん性に関する疫学研究が行われているが、ヒトの発がん性を示す証拠は不十分であり、実験動物における発がん性の証拠も明らかではない。遺伝毒性は、哺乳類培養細胞を用いた in vitro 試験では弱い陽性結果が得られているが、in vivo の DNA 損傷試験では総合的に判断して陰性であり、現時点で生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えられる。</p> <p>したがって、フッ素について非発がん毒性に関する耐容一日摂取量 (TDI) を算出することが適切であると判断した。</p> <p>米国での 12~14 歳の子ども 5,800 人を対象とした疫学調査に基づいて、影響の出なかった濃度 1.0 ppm を根拠とした。子どもの体重を 20 kg、1 日の飲水量を 1 L とすると、NOAEL は 0.05 mg/kg 体重/日となる。この値は感受性の高い集団を対象としたものであり、不確実係数を適用することなく、TDI とみなすことができると考えられる。以上から、フッ素の TDI を 0.05 mg/kg 体重/日と設定した。</p> <p>Hodge HC: The concentration of fluorides in drinking water to give the point of minimum caries with maximum safety. J. Am. Dent. Assoc 1950; 40: 436-439</p>									
	基-012	ホウ素	1	0.096	ラット	妊娠 0~20 日	発生毒性試験	混餌投与	胎児の体重減少及び胎児の骨格変異(第 13 肋骨の短縮及び波状肋骨の発生頻度の上昇)	NOAEL	9.6	種差 10、 個体差 10	H24.8.6
				<p>実験動物においては、ホウ素は精巢毒性及び発生毒性を示すことが報告されている。また、実験動物を用いた研究で発がん性を支持する知見は得られていない。遺伝毒性はないものと考えられる。</p> <p>ヒトにおけるホウ素の健康影響に関する知見には、症例報告、職業曝露又は飲料水からの摂取についての疫学調査がある。症例報告では、ホウ素は主として曝露部位(胃腸及び皮膚)に障害を起こすことが報告されている。疫学調査では、労働環境又は飲料水からホウ素に高濃度曝露された男性を対象として生殖影響が調べられており、男女比率への影響を示唆するようなデータも存在するが、ホウ素の生殖影響を明確に示す結果は得られていない。</p> <p>以上のことから、非発がん毒性に関する耐容一日摂取量 (TDI) を算出することが適切であると判断した。</p> <p>胎児の体重減少及び胎児の骨格変異(第 13 肋骨の短縮及び波状肋骨の発生頻度の上昇)が認められたラットの発生毒性試験のデータから、無毒性量 (NOAEL) を 9.6 mg/kg 体重/日(ホウ素として)として、不確実係数 100(種差 10、個体差 10)で除した、96 μg/kg 体重/日をホウ素の TDI と設定した。</p> <p>Price CJ, Strong PL, Marr MC, Myers CB, Murray FJ: Developmental toxicity NOAEL and postnatal recovery in rats fed boric acid during gestation. Fundamental and applied toxicology, 1996;32:179-193</p>									

表 2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (3/9)

No	基準項目等番号	物質名	水質管理目標値 (mg/L)	食品安全委員会評価								安全係数	結果通知日	
				TDI or ADI(mg/kg bw/d)	試験/根拠データ					種類	値(mg/kg bw/d)			
					動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント					
	基-036	マンガン	0.05	0.18	成人		疫学調査			成人の食生活調査に基づく耐容上限量	NOAEL	0.18	適用しない	H24.8.6
<p>マンガンのヒトに対する健康影響として、高用量のマンガンを慢性的に摂取していた症例において中枢神経系への影響が認められている。動物実験でもマンガンの経口投与による中枢神経系への影響に関する知見が報告されているが、ヒトの平均摂取量よりも高い用量の反応であった。また、動物実験では、血液系、甲状腺、肝臓及び腎臓への影響に関する知見も報告されている。</p> <p>発がん性については、ヒトへの発がん性を示す知見は得られていない。遺伝毒性に関してはin vitro 試験及びin vivo 試験で陽性の結果が報告されているが、DNAとの直接的な相互作用ではなく、DNA合成やDNA修復に関与するタンパク質の活性に及ぼす影響に起因していると考えられる。したがって、非発がん毒性に関する耐容一日摂取量(TDI)を算出することが適切であると判断した。</p> <p>「日本人の食事摂取基準(2010年版)」においては、マンガンの成人の耐容上限量を11 mg/日としているが、これは穀類、豆類、木の実などを中心とした食事におけるマンガンの摂取量の推定最大量が10.9 mg/日程度であるという報告と米国医学研究所(Institute of medicine: IOM)で設定した成人の耐容上限量11 mg/日を参照し、日本人の健康障害非発現量を11 mg/日と推定し、不確実性因子を1として算出したものである。11 mg/日という値を基に、成人の体重を60 kgと仮定して、マンガンの無毒性量(NOAEL)を0.18 mg/kg 体重/日とすることが妥当であると考えられた。また、日本人におけるマンガンの平均摂取量が3.7 mg/日であること、動物実験にみられた神経毒性はこの摂取量よりも高用量であることを考慮して、不確実係数を適用することなく、この値をTDIとみなすことができると考えられた。以上から、マンガンのTDIを0.18 mg/kg 体重/日と設定した。</p> <p>厚生労働省 日本人の食事摂取基準(2010年版)、2010</p>														
	目-001	アンチモン	0.015	0.006	ラット	90日間	亜急性毒性試験	飲水投与	胎児の体重減少及び胎児の骨格変異(第13肋骨の短縮及び波状肋骨の発生頻度の上昇)	NOAEL	6.0	種差10、個体差10、亜急性毒性試験データからの外挿10	H24.8.6	
<p>飲料水中におけるアンチモンの形態は毒性の重要な決定要因である。また、アンチモン含有物質から浸出するアンチモンの形態は、毒性の低い5価アンチモン(Sb(V))オキソアニオンであると考えられている。Sb(V)化合物の実験動物に対する反復投与経口毒性については、知見は多くないが、肝臓への影響が報告されている。発がん性については、水溶性アンチモンの経口摂取による発がん性を示す知見は得られていない。遺伝毒性については、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えられる。</p> <p>以上のことから、非発がん毒性に関する耐容一日摂取量(TDI)を算出することが適切と判断した。</p> <p>摂水量減少、摂餌量減少、体重増加抑制及び肝線維症等の肝臓の器質的変化がみられた酒石酸アンチモニルカリウム(APT)のラット90日間亜急性毒性試験のデータから、無毒性量(NOAEL)はアンチモンとして6.0 mg/kg 体重/日となり、不確実係数1,000(種差10、個体差10、亜急性毒性所見からの外挿10)で除した6.0 µg/kg 体重/日をアンチモンのTDIと設定した。</p> <p>Poon R, Chu I, Lecavalier P, Valli VE, Foster W, Gupta S et al.: Effects of antimony on rats following 90-day exposure via drinking water. Food and Chemical Toxicology</p>														

表 2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (4/9)

No	基準項目等番号	物質名	水質管理目標値 (mg/L)	食品安全委員会評価								安全係数	結果通知日
				TDI or ADI(mg/kg bw/d)		試験/根拠データ							
				動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg bw/d)			
	目-003	ニッケル	0.01	0.004	空腹状態のニッケル皮膚炎女性	単回	単回投与試験	飲水投与	手の湿疹の悪化、斑点状丘疹の拡大	LOAEL	0.012	NOAEL に近い LOAEL の使用 3	H24.7.23
<p>ヒトで最もよくみられるニッケルの影響はアレルギー性接触皮膚炎である。発がん性については、ニッケルの経口曝露による発がんリスクについては証拠がない。遺伝毒性については、in vitro において各種の哺乳動物培養細胞に対する DNA損傷、遺伝子突然変異及び染色体異常を誘発するが、in vivo での小核試験は総合的に陰性と判断された。一方、遺伝子突然変異に関する in vivo 試験の報告はなく、現時点では不明である。したがって、経口曝露での発がん性については現時点では判断できないと考え、非発がん毒性に関する耐容一日摂取量(TDI)を算出することが適切であると判断した。ニッケルの非発がん毒性に関する TDI については、空腹状態のニッケル皮膚炎女性に対し飲水投与を行い、手の湿疹の悪化及び斑点状丘疹の拡大を調べた結果に基づく最小毒性量(LOAEL) 12 µg/kg 体重/日を用いることとした。この値を、不確実係数 3(無毒性量(NOAEL)に近い LOAEL を使用)で除した 4 µg/kg 体重/日をニッケルの TDI と設定した。</p> <p>Nielsen GD, Soderberg U, Jorgensen PJ, Templeton DM, Rasmussen SN, Andersen KE et al.: Absorption and retention of nickel from drinking water in relation to food</p>													
	目-004	亜硝酸態窒素	0.05	0.015	ラット	13週間	亜急性毒性試験	飲水投与	副腎皮質球状帯の肥大	NOAEL	1.47	種差10、 個体差10	H24.10.29
<p>亜硝酸性窒素については、非発がん毒性に関する耐容一日摂取量(TDI)を算出することが適切であると判断した。亜硝酸性窒素の非発がん毒性に関する TDI については、ラット13 週間飲水投与試験において、副腎皮質球状帯の肥大が認められた試験データから、NOAEL は亜硝酸性窒素として 1.47 mg/kg 体重/日となり、不確実係数 100(種差:10、個体差:10)で除した、15 µg/kg 体重/日を亜硝酸性窒素の TDI と設定した。</p> <p>Til HP, Falke HE, Kuper CF, Willems MI. Evaluation of the oral toxicity of potassium nitrite in a 13-week drinking-water study in rats. Food chemistry and toxicology. 1988; 26(10): 851-859.</p>													

表 2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (5/9)

No	基準項目等番号	物質名	水質管理目標値 (mg/L)	食品安全委員会評価								安全係数	結果通知日
				TDI or ADI(mg/kg bw/d)	試験/根拠データ						値(mg/kg bw/d)		
					動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類			
	検-002	バリウム	0.7	0.02	ヒト		疫学研究及び健常男性への飲水投与試験		心血管系への影響	NOAEL	0.21	個体差10	H24.10.29
				<p>バリウムは実験動物に対して腎毒性を示す。またラットでは、腎臓に影響を及ぼす濃度より二桁程度低い濃度で血圧への影響が報告されている。ヒトではバリウムによる腎への影響に関する報告はなく、心血管系への影響については、疫学研究、臨床研究が行われている。バリウムの発がん性については、ヒト及び実験動物で発がん性を示唆する証拠は得られていない。またバリウムに遺伝毒性はないものと考えられる。したがって、バリウムについて非発がん毒性に関する耐容一日摂取量(TDI)を算出することが適切であると判断した。</p> <p>イリノイ州の高バリウム濃度の水を飲用する地域住民を対象として実施された疫学調査において、平均収縮期血圧、平均拡張期血圧、問診による高血圧症、心臓病、心臓発作、腎臓病の病歴に基づくバリウムの無毒性量(NOAEL)は0.21 mg/kg 体重/日であった。また、11人の健常男性を対象にバリウムの血圧への影響を調べた臨床研究においても、バリウムとして0.21 mg/kg 体重/日相当の飲水で心電図の変化や不整脈等は認められなかった。これらの結果に基づき、NOAELを0.21 mg/kg 体重/日とし、不確定係数(個体差10)で除した20 µg/kg 体重/日をバリウムのTDIと設定した。</p> <p>•Brenniman GR, Levy PS. Epidemiological study of barium in Illinois drinking water supplies. In: Calabrese EJ, Tuthill RW, Condie L, eds. Inorganics in water and cardiovascular disease. Princeton, NJ, Princeton Scientific Publishing Co. 1985; 231- 240.</p> <p>•Wones RG, Stadler BL, Frohman LA. Lack of effect of drinking water barium on cardiovascular risk factors. Environmental health perspectives. 1990; 85:355-359.</p>									
	農-1-004	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	0.002	0.02	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	強制経口投与	雌雄:前胃の扁平上皮過形成及び角化亢進等(発がん性は認められない)	NOAEL	2	種差10、 個体差10	H25.2.18
				<p>1,3-ジクロロプロペン投与による影響は、主に胃(前胃扁平上皮過形成、角化亢進)、膀胱(移行上皮過形成)及び血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、雌雄のラットで肝細胞腺腫及び前胃の扁平上皮乳頭腫の発生頻度増加が認められ、また、雌雄のマウスで肺気管支腺腫、前胃の扁平上皮乳頭腫及び膀胱移行上皮癌の発生頻度増加が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.02 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。</p> <p>農薬抄録 1,3-ジクロロプロペン(殺線虫剤)(平成23年4月6日改訂):1,3-D 技術評議会、未公表</p>									

表 2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (6/9)

No	基準項目等番号	物質名	水質管理目標値 (mg/L)	食品安全委員会評価								安全係数	結果通知日
				試験/根拠データ									
				TDI or ADI(mg/kg bw/d)	動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg bw/d)		
	農-1-008	イソプロチオラン	0.3	0.1	イヌ	1年間	慢性毒性試験	カプセル経口投与	雌雄:ALP 上昇等	NOAEL	10	種差10、 個体差10	H24.12.10
<p>イソプロチオラン投与による影響は主に肝臓(重量増加等)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験においてラットに皮膚角化棘細胞腫の増加が認められたが、遺伝毒性が認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた90日間亜急性毒性試験の3.4 mg/kg 体重/日であったが、より長期の2年間慢性毒性/発がん性併合試験での10.9 mg/kg 体重/日が、ラットにおける無毒性量としてより適切であると判断した。したがって、各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の10 mg/kg 体重/日が最小値であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。</p> <p>農薬抄録イソプロチオラン(殺菌剤):平成21年10月2日改訂:日本農薬株式会社、一部公表</p>													
	農-1-044	ペンディメタリン	0.3	0.12	イヌ	2年間	慢性毒性試験	混餌投与	雌雄:肝慢性炎症、胆汁うっ滞増加等	NOAEL	12.5	種差10、 個体差10	H24.8.6
<p>ペンディメタリン投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)及び甲状腺(ろ胞上皮細胞過形成等)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで甲状腺ろ胞上皮腫瘍の増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考えがたく、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた2年間慢性毒性試験の12.5 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.12 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。</p> <p>農薬抄録ペンディメタリン(除草剤)(平成19年12月4日改訂):BASF アグロ株式会社</p>													

表 2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (7/9)

No	基準項目等番号	物質名	水質管理目標値 (mg/L)	食品安全委員会評価										
				TDI or ADI(mg/kg bw/d)	試験/根拠データ								安全係数	結果通知日
					動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg bw/d)			
農-1-079	フェントエート	0.004	0.0029	イヌ	2年間	慢性毒性試験	混餌投与	雌雄:赤血球 ChE活性阻害 (20%以上)	NOAEL	0.29	種差10、 個体差10	H25.1.21		
			フェントエート投与による影響として、主に ChE 活性阻害が認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各試験で得られた無毒性量のうち最小値はイヌを用いた2年間慢性毒性試験の0.29 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100 で除した0.0029 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。											
			農薬抄録 PAP(殺虫剤)(平成 22 年 9 月 9 日改訂):日産化学工業株式会社、一部公表											
農-1-080	プロプロフェジン	0.02	0.009	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌投与	雌雄:甲状腺る胞上皮細胞肥大及び増生(発がん性は認められない)	NOAEL	0.90	種差10、 個体差10	H24.12.10		
			プロプロフェジン投与による影響は、主に肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の 0.90 mg/kg/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.009 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。											
			農薬抄録 プロプロフェジン(殺虫剤)(平成 19 年 8 月 9 日改訂):日本農薬株式会社											
農-3-001	プロパルギット又はBPPS	0.02	0.0098	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌投与	雌雄:空腸未分化肉腫発生等	LOAEL	2.95	種差10、 個体差10	H24.10.29		
			プロパルギット投与による影響は主に体重(増加抑制)及び血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。ラットにおいて、発がん性試験で空腸未分化肉腫(カハールの間質細胞由来)の発生増加が認められた。他の動物種では発がん性は認められず、遺伝毒性は認められなかったことから、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ウサギの発生毒性試験において、母動物に著しい毒性が発現する用量で水頭症が認められた。ラットにおいて催奇形性は認められなかった。各試験で得られた無毒性量及び最小毒性量のうち最小値はウサギを用いた発生毒性試験における無毒性量 2 mg/kg 体重/日であった。一方、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、全投与群の雌で空腸未分化腫瘍の発生が認められたことから、食品安全委員会は、当該試験の最小毒性量 2.95 mg/kg 体重/日を根拠として安全係数 300(種差:10、個体差:10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:3)で除した 0.0098 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。											
			農薬抄録「BPPS」(殺虫剤)(平成 19 年 1 月 15 日改訂):日本農薬株式会社、一部公表予定; BPPS(プロパルギット)の食品健康影響評価に係る追加資料の提出について:平成 23 年 8 月 2 日、未公表; 農薬抄録「BPPS」(殺虫剤)(平成 23 年 9 月 23 日改訂):未公表											

表 2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (8/9)

No	基準項目等番号	物質名	水質管理目標値 (mg/L)	食品安全委員会評価									
				TDI or ADI(mg/kg bw/d)	試験/根拠データ					種類	値(mg/kg bw/d)	安全係数	結果通知日
					動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント				
農-3-056	チフルザミド	0.05	0.014	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌投与	雌雄:小葉中心性肝細胞空胞化(発がん性は認められない)	NOAEL	1.40	種差10、 個体差10	H24.10.1	
			チフルザミド投与による影響は、主に肝臓(肝細胞空胞化等:ラット)、副腎(重量増加、副腎皮質空胞化:イヌ)、腎臓(尿管拡張等)及び神経系(ミエリンの崩壊・変性:イヌ)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.40 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.014 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。										
			農薬抄録チフルザミド(殺菌剤)(平成22年5月17日改訂):日産化学工業株式会社、未公表;(平成23年11月8日改訂):一部公表;食品健康影響評価に係る追加資料の提出について(チフルザミド):未公表										
農-追-011	シプロジニル	-	0.027	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌投与	雄:肝海綿状変性等 雌:乳腺の良性腫瘍(線維腺腫等)(雌の乳腺において良性腫瘍増加)	NOAEL	2.70	種差10、 個体差10	H24.9.24	
			シプロジニル投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大、肝海綿状変性)、腎臓(慢性炎症)及び甲状腺(ろ胞上皮細胞肥大)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。2年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)において、雌の乳腺において良性腫瘍(線維腺腫等)の発生頻度が統計学的に有意に増加したが、その発現様式は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2.70 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.027 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。										
			農薬抄録シプロジニル(殺菌剤)(平成22年6月9日改訂):シンジェンタ・ジャパン株式会社、未公表;(平成24年1月12日改訂)、一部公表;シプロジニルの農薬抄録追加資料要求事項に対する回答書(平成24年1月12日、未公表)										
農-追-015	テブコナゾール	-	0.029	イヌ	1年間	慢性毒性試験	混餌投与	雌雄:副腎束状帯細胞肥大	NOAEL	2.94	種差10、 個体差10	H24.10.29	
			テブコナゾール投与による影響は主に体重(増加抑制)、肝臓(脂肪変性等)に認められた。遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットで甲状腺C細胞の増殖性病変(過形成及び腫瘍)が、マウスで肝細胞腫瘍が認められたが、遺伝毒性は認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各試験の無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の1.5 mg/kg体重/日であったが、この試験では最小毒性量以下の用量を低く設定しすぎていること、追加試験で得られた無毒性量が2.94 mg/kg 体重/日であることから、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の無毒性量は2.94 mg/kg 体重/日であると判断し、これを根拠として安全係数100で除した0.029 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。										
			農薬抄録テブコナゾール(殺菌剤)(平成18年5月31日改訂):バイエルクロップサイエンス株式会社 一部公表 他										

表 2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (9/9)

No	基準項目等番号	物質名	水質管理目標値 (mg/L)	食品安全委員会評価								安全係数	結果通知日	
				TDI or ADI(mg/kg bw/d)	試験/根拠データ						種類			値(mg/kg bw/d)
					動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類				
農-追-016	ジフェノコナゾール	-		0.044	ラット	2年間	慢性毒性試験	混餌投与	雌雄:肝細胞肥大(発がん性は認められない)	NOAEL	0.96	種差10、 個体差10	H24.10.15	
				ジフェノコナゾール投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び眼(白内障:イヌ)に認められた。繁殖指標に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。マウス 18 か月発がん性試験において肝細胞腺腫及び肝細胞癌が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットの急性及び亜急性神経毒性試験において前肢又は後肢の握力低下が認められた。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の 0.96 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.0096 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。										
				農薬抄録 ジフェノコナゾール(殺菌剤)(平成 21 年 4 月 1 日改訂):シンジエンタ ジャパン株式会社、一部公表予定										
農-追-019	ボスカリド	-		0.044	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌投与	雄:GGT 増加 雌:T. Chol 増 加等	NOAEL	4.4	種差10、 個体差10	H24.8.6	
				ボスカリド投与による影響は、主に甲状腺(び慢性ろ胞細胞肥大等)及び肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性、発達神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた発がん性試験において、甲状腺ろ胞細胞腺腫の増加傾向が認められたが、遺伝毒性試験がすべて陰性であったことから、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各試験の無毒性量のうち最小値が、ラットを用いた 2 年間慢性毒性試験の 4.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.044 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。										
				BASF 毒性研究所(独)、未公表、2001 年										
農-追-021	シメコナゾール	-		0.0085	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌投与	雌雄:近位尿管褐色色素沈着等、肝細胞腺腫増加(雄)	NOAEL	0.85	種差10、 個体差10	H24.11.12	
				シメコナゾール投与による影響は主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)に認められた。遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラット及びマウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加がみられたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。2 世代繁殖試験においてラットの児動物に腎盂拡張が認められたが、追加で実施された試験の結果、これはレニン/アンジオテンシン系に対する循環調節阻害によるものであると考えられた。また、発生毒性試験において、ラットでは骨格変異の増加が認められたが、奇形の増加は認められなかった。ウサギでは胎児に影響は認められなかったことから催奇形性はないと考えられた。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の 0.85 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.0085 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。										
				農薬抄録シメコナゾール(殺菌剤)(平成 18 年 12 月 21 日改訂):三共アグロ株式会社、一部公表										
農-追-027	ジノテフラン	-		0.22	イヌ	1年間	慢性毒性試験	混餌投与	雄:毒性所見なし、雌:体重増加抑制等	NOAEL	22	種差10、 個体差10	H24.10.29	
				ジノテフラン投与による毒性所見は多くは認められなかったが体重増加抑制等が散見された。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の 22 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.22 mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とした。										
				ジノテフラン原体(MTI-446)のイヌを用いた混餌投与による 52 週間慢性毒性試験(GLP 対応):Covance Laboratories Inc.(米国)、1999 年、未公表										



表 3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(1/3)

No	水質基準項目等	評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における評価				評価値種類	評価値 (mg/kg体重/日)
				食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値		
1	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.7.3	TWI	0.007	
2	基-003	カドミウム(清涼飲料水)	7440-43-9	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.9.25	TWI	0.007	
3	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学物質・汚染物質	H21.10.9	H21.10.15	TWI	0.007	
4	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学物質・汚染物質	H21.2.9	H21.8.20	TWI	0.007	
5	基-004	水銀(清涼飲料水)	7439-97-6	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0007:水銀として(非発がん影響)	
6	基-005	セレン(清涼飲料水)	7782-49-2	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004	
7	基-009	シアン(清涼飲料水)	-	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H22.10.19	TDI	0.0045(シアンイオンとして)	
8	基-010	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5	
9	基-010	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015	
10	基-011	フッ素(清涼飲料水)	7782-41-4	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05	
11	基-012	ホウ素(清涼飲料水)	7440-42-8	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096	
12	基-013	四塩化炭素(清涼飲料水)	56-23-5	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.00071	
13	基-014	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	123-91-1	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.016	
14	基-015	シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-59-2	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017(シストランスの和)	
15	基-015	トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-60-5	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017(シストランスの和)	
16	基-015	1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)(水道水)	540-59-0	化学物質・汚染物質	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.017	
17	基-016	ジクロロメタン(清涼飲料水)	75-09-2	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.006	
18	基-017	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	127-18-4	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.014	
19	基-018	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.00146	
20	基-018	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	8.3×10 <sup>-3</sup> /(mg/kg体重/日)	
21	基-018	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学物質・汚染物質	H22.6.11	H22.9.2	TDI	0.00146	
22	基-018	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学物質・汚染物質	H22.6.11	H22.9.2	発がんユニットリスク	8.3×10 <sup>-3</sup> /(mg/kg体重/日)	
23	基-019	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.018	
24	基-019	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	2.5×10 <sup>-2</sup> /(mg/kg体重/日)	
25	基-020	塩素酸(清涼飲料水)	7790-93-4	化学物質・汚染物質	H18.8.31	H19.3.15	TDI	0.030	
26	基-021	クロロ酢酸(清涼飲料水)	79-11-8	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0035	
27	基-022	クロロホルム(清涼飲料水)	67-66-3	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0129	
28	基-024	ジプロモクロロメタン(清涼飲料水)	124-48-1	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0214	
29	基-025	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-3	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.011	
30	基-025	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-4	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	2.8×10 <sup>-2</sup> /(mg/kg体重/日)	
31	基-026	総トリハロメタン(清涼飲料水)	-	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H21.8.20	TDI	設定できない	
32	基-027	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006(非発がん影響)	
33	基-027	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-10	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006(発がん影響)	
34	基-028	プロモジクロロメタン(清涼飲料水)	75-27-4	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0061	
35	基-029	プロモホルム(清涼飲料水)	75-25-2	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0179	
36	基-030	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	50-00-0	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.015	
37	基-034	銅(清涼飲料水)	7440-50-8	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.4.17	許容上限摂取量	9mg/ヒト(成人)/日	
38	基-035	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22		影響を与える可能性は無視できる	
39	基-036	マンガン(清涼飲料水)	7439-96-5	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18	
40	基-037	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22		影響を与える可能性は無視できる	
41	基-037	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22		影響を与える可能性は無視できる	
42	基-038	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャーJ)及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.5.13	H20.7.24		影響を与える可能性は無視できる	
43	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22		影響を与える可能性は無視できる	
44	基-045	食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(水道水中の有機物(全有機炭素(TOC)の量))	-	化学物質・汚染物質	H20.5.22			回答文書	
45	目-001	アンチモン(清涼飲料水)	7440-36-0	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006	
46	目-002	ウラン(清涼飲料水)	7440-61-1	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.1.12	TDI	0.0002	
47	目-003	ニッケル(清涼飲料水)	7440-02-0	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004	
48	目-004	亜硝酸態窒素	14797-65-0	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015	
49	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-2	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.0375	
50	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-3	化学物質・汚染物質	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	6.3×10 <sup>-2</sup> /(mg/kg体重/日)	



表 3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(3/3)

No	水質基準項目等	評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における評価				
				食品安全委員会における分類	評価要請文書受理	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (mg/kg体重/日)
141	農-3-022	メトミノストロピン(農薬)	133408-50-1	農薬	H20.12.9	H22.3.4	ADI	0.016
142	農-3-025	プロバホス	7292-16-2					回答文書
143	農-3-029	アミトラス(農薬・動物用医薬品)	33089-61-1	農薬・動物薬	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
144	農-3-031	フラマトビル(農薬)	123572-88-3	農薬	H21.1.20	H23.11.17	ADI	0.007
145	農-3-033	クミルロン(農薬)	99485-76-4	農薬	H19.6.5	H19.8.9	ADI	0.01
146	農-3-037	アマトリン(農薬)	834-12-8	農薬	H19.3.6	H19.9.13	ADI	0.072
147	農-3-038	ビメロジン(農薬)	123312-89-0	農薬	H20.3.25	H22.9.9	ADI	0.013
148	農-3-042	クロメプロップ(農薬)	84496-56-0	農薬	H20.10.7	H21.7.23	ADI	0.0062
149	農-3-044	バクプロトラゾール(農薬)	76738-62-0	農薬	H19.12.4	H21.4.2	ADI	0.02
150	農-3-045	クロマフェンジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H19.4.10	H19.10.18	ADI	0.27
151	農-3-045	クロマフェンジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H23.11.18	H24.5.24	ADI	0.27
152	農-3-047	ピリミノバクメチル(農薬)	136191-64-3	農薬	H19.11.12	H22.4.1	ADI	0.02
153	農-3-048	シノスルフロン	94593-91-6					回答文書
154	農-3-049	キサロホップエチル(農薬)	76578-14-8	農薬	H19.8.6	H21.10.22	ADI	0.009
155	農-3-053	MCPA(農薬)	94-74-6	農薬	H22.2.16	H23.6.16	ADI	0.0019
156	農-3-054	アジムスルフロン(農薬)	120162-55-2	農薬	H19.4.10	H21.4.9	ADI	0.095
157	農-3-056	チフルザミド(農薬)	130000-40-7	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
158	農-3-059	トリネキサパックエチル	95266-40-3	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0059
159	農-3-059	トリネキサパックエチル(農薬)	95266-40-3	農薬	H19.6.26	H21.10.22	ADI	0.0059
160	農-3-063	ベンダイオカルブ(農薬)	22781-23-3	農薬	H20.3.11	H21.8.27	ADI	0.0035
161	農-3-065	スピノサド(農薬・動物用医薬品)	168316-95-8	農薬・動物薬	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
162	農-3-068	インダノファン(農薬)	133220-30-1	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0035
163	農-3-068	インダノファン(農薬2版)	133220-30-1	農薬	H22.1.5	H22.9.9	ADI	0.0035
164	農-3-071	ブタクロール(農薬)	23184-66-9	農薬	H19.10.12	H23.8.25	ADI	0.01
165	農-3-074	アミロール(農薬)	61-82-5	農薬	H19.10.30	H22.10.7	ADI	0.0012
166	農-3-077	メタミドホス(農薬)	10265-92-6	農薬	H20.2.12	H20.5.1	ADI	0.0006
167	農-追-002	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0052
168	農-追-002	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H20.2.5	H20.12.4	ADI	0.0052
169	農-追-003	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H16.10.5	H17.6.30	ADI	0.00025
170	農-追-003	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H18.7.18	H19.2.22	ADI	0.00025
171	農-追-003	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H20.3.3	H20.7.3	ADI	0.00025
172	農-追-005	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H16.7.12	H16.10.7	ADI	0.0056
173	農-追-005	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.0056
174	農-追-005	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H22.2.23	H23.2.10	ADI	0.0056
175	農-追-011	シプロジニル(農薬)	121552-61-2	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
176	農-追-015	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H19.2.27	H19.7.5	ADI	0.029
177	農-追-015	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H23.2.10	H23.9.8	ADI	0.029
178	農-追-015	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
179	農-追-016	ジフェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
180	農-追-018	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0090
181	農-追-018	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H20.6.3	H20.8.21	ADI	0.0091
182	農-追-019	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H15.11.17	H16.5.20	ADI	0.044
183	農-追-019	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H18.7.18	H18.10.26	ADI	0.044
184	農-追-019	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H20.12.19	H21.3.19	ADI	0.044
185	農-追-019	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
186	農-追-021	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H19.6.5	H19.8.23	ADI	0.0085
187	農-追-021	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H20.10.17	H21.3.12	ADI	0.0085
188	農-追-021	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H23.3.25	H24.2.9	ADI	0.0085
189	農-追-021	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085
190	農-追-023	オキサジアルギル(農薬)	39807-15-3	農薬	H15.11.17	H19.10.11	ADI	0.008
191	農-追-024	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H20.2.12	H20.8.29	ADI	0.071
192	農-追-024	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H22.8.12	H23.6.9	ADI	0.071
193	農-追-025	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H16.10.5	H17.1.27	ADI	0.097
194	農-追-025	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H18.7.18	H18.12.7	ADI	0.097
195	農-追-025	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H20.1.11	H20.2.28	ADI	0.097
196	農-追-025	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.097
197	農-追-026	チアメトキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H18.7.18	H20.4.3	ADI	0.018
198	農-追-026	チアメトキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.018
199	農-追-027	ジノテフラン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.4.28	H17.6.16	ADI	0.22
200	農-追-027	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品)	248583-16-1	農薬・動物用医薬品	H18.9.4	H19.7.26	ADI	0.22
201	農-追-027	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品)	165252-70-0	農薬・動物用医薬品	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
202	農-追-027	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品4)	165252-70-0	農薬・動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
203	農-追-029	オリサストロピン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.2.3	H17.12.8	ADI	0.052
204	農-追-029	オリサストロピン(農薬)	248583-16-1	農薬	H20.1.11	H20.3.27	ADI	0.052
205	農-追-030	チアシニル(農薬)	223580-51-6	農薬	H19.7.17	H19.10.25	ADI	0.04
206	農-追-032	ペンゾビシクロン(農薬)	156963-66-3	農薬	H19.3.6	H20.3.13	ADI	0.034
207	農-追-033	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H18.1.16	H19.8.2	ADI	0.0044
208	農-追-033	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H22.6.18	H23.6.2	ADI	0.0044

### 3.2. 海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理

海外諸国・機関の基準値・目標値等について、表 4 に示した国・機関を調査対象として水道水質の基準値・評価値の収集・整理を行った。収集の対象は消毒薬、消毒副生成物質、有機物質、無機物質とし、微生物、放射性物質、官能性にかかわる項目(色、臭気、味)は除いた。

表 4 基準値・目標値等の調査対象とする国・機関

番号	国・機関	調査対象規則等
1	米国	National Primary Drinking Water Regulations: NPDWRs
		National Secondary Drinking Water Regulations: NSDWRs
		Drinking Water Standards and Health Advisories Tables
2	欧州	COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption
3	カナダ	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality
4	オーストラリア	Australian Drinking Water Guidelines 6 2011
5	韓国	Drinking Water Quality Standards
6	中国	生活飲用水衛生標準
7	WHO	Guidelines for Drinking-water Quality 4th edition
		Background document for development of WHO Guidelines for Drinking-water Quality
8	JECFA	Summary of JECFA Evaluations (データベース) WHO   Evaluations of Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives (JECFA)

World Health Organization: 世界保健機関

JECFA: FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives FAO/WHO 合同  
食品添加物専門家会議

### 3.3. 海外諸国・機関の基準値と我が国の現行基準値等の比較

#### 3.3.1. 海外諸国・機関の基準値と我が国の現行基準値等の比較

上記で整理した海外諸国・機関の基準値・目標値等と我が国の現行の水質基準項目等の基準値・目標値との比較表を作成した(表 5)。表に記載した物質は、我が国の水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び水質基準等に非該当の物質の順に並び、非該当物質については、WHO のガイドライン値が設定されている物質、米国で基準値が設定されている物質、EU で基準値が設定されている物質、WHO でガイドラインが設定されていない物質及びガイドラインは設定不要とされた物質の順に並べた。基準値等は 2013 年 3 月 15 日現在のものである。また、記載した物質については和名、英名にかかわらず物質が一義的に特定できる CAS 番号 (Chemical Abstract Service Registry Number) を調査し併せて記載した。

#### 3.3.2. 我が国の方が基準値・目標値等の数値が大きい(基準が緩い)詳細調査物質の選択

我が国の現行の水質基準等と比較していずれかの海外諸国・機関で基準値・目標値等に相違点があり、我が国の方が基準値・目標値等の数値が大きい(基準が緩い)物質のうち以下の基準により知見を整理する物質を選定し、我が国の現行の水質基準等との間で耐容一日摂取量等の

設定根拠・考え方の比較を行った。

知見を整理する対象物質については、水質基準項目及び水質管理目標設定項目は必須とし（仕様書指定）、以下の優先順により選定した。

- ① 要検討項目に該当する物質（農薬は第 1 群のみ）を優先的に選定する。  
要検討項目に該当するが、目標値が設定されていない物質も含めることとする。
- ② 第 2 群及び第 3 群農薬に該当する物質があれば、これを選定する。
- ③ 我が国では基準値・目標値が設定されていないが、海外諸国・機関で基準値・目標値等が設定されている物質から選定する。

この中で優先順位は以下のとおりとする。

- ③-1 基礎情報収集物質に該当する物質を選定する。
- ③-2 基準値・目標値等を設定している国・機関が多い物質を選定する。
- ③-3 基準値・目標値の小さな物質から選定する。

上記基準に従って選択した我が国の方が基準値・目標値等の数値が大きい（基準が緩い）詳細調査対象物質を第 1 次候補として、この内、日本評価が未公開或いは詳細情報が入手付加であった物質を除いた表 6 の 21 物質を最終候補として選択した。ただし、日本評価が未公開であっても複数国・機関の情報がある場合は複数国・機関間での比較を実施した。

< 第 1 次候補から除外物質 >

- ・日本評価が未公開：農 1-001 チウラム、農 1-002 シマジン、農 1-006 ダイアジノン、農 1-009 1,1-ジクロロエチレン、農 1-011 ジクロロボス、農 1-024 トリクロロホン、農 1-026 イプロジオン、農 1-036 アシュラム、農 1-048 カルバリル、農 1-074 メソミル
- ・詳細情報が入手できなかった中国、韓国：基-012 ホウ素、基-032 フェノール類、目-0014 抱水クロラール

### 3.3.3. 詳細対象物質の情報解析

表 6 の物質について、収集する情報は仕様書指定の基準値・目標値等の算定根拠となった主たる疫学及び動物実験等のデータ、基準値・目標値等の導出方法（不確実係数、耐容一日摂取量、寄与率等）等の情報を含めた。整理したこれらのデータから、我が国と海外諸国・機関の基準値・目標値等が相違する要因を考察した。相違する要因としては、下記要因などが考えられる。

- (イ) 評価に採用した動物試験の相違
- (ロ) 同じ動物試験での NOAEL の判定の相違
- (ハ) 不確実係数の相違
- (ニ) 水道水の寄与率、体重等の相違

(ホ)影響が発がん性の場合であれば評価値導出方法

(ヘ)動物試験以外の根拠、例えば色、臭い etc

情報解析の詳細及びこれに基づく各物質の該当分類を表 7 の欄:基準値相違根拠に記載した。各物質の相違概要を以下の通りである。

#### (A)水質基準項目

##### (1)基-003 カドミウム

豪州:詳細内容は不明であるが、TDI が異なることから上記(イ)と判断される。

##### (2)基-016 ジクロロメタン

米国:基準値根拠は「practical quantitation limit」である。動物試験は日本と同じ文献であり、動物試験に基づく算出値は日本の方が小さい。

##### (3)基-018 トリクロロエチレン

米国:基準値根拠は「practical quantitation limit」である。動物試験は日本と同じ文献であり、動物試験に基づく算出値は日本の方が小さい。

カナダ:日本の非発ガンの文献、BMDL10 と同じであり、上記(ニ)による。

##### (4)基-019 ベンゼン

米国:基準値根拠は「practical quantitation limit」である。動物試験は日本と異なる。

欧州:詳細内容は不明であるが、発ガンリスク UR 10-5 の場合:0.01 であり、日本と同じとなる。

カナダ:cancer risk is “essentially negligible”から 0.005 mg/L と設定。欧州の考え方と同じと判断される。

豪州:健康影響の観点から、定量限界を採用している。

##### (5)基-027 トリクロロ酢酸

豪州:文献が異なり、上記(イ)に該当する。

中国:詳細内容は不明なので解析できなかった。

##### (6)基-032 アルミニウム及びその化合物

日本の評価書は未公開なので詳細な比較はできなかった。

米国:基準値根拠は「Noticeable Effects above the Secondary MCL: colored water」である。

#### (B)水質管理項目

##### (7)目-001 アンチモン

米国:日本と文献が異なり、上記(イ)に該当する。豪州と同じ文献、同じ NOAEL:0.43 も UF:1000 が異なる。

カナダ:日本と同じ文献、NOAEL:0.06(日本:0.6)が異なり、上記(ロ)に該当する。

豪州:米国と同じ文献、同じ NOAEL:0.43 も UF:500 が異なる。上記(イ)に該当する。

欧州、中国:詳細内容は不明なので解析できなかった。

(8)目-005 1,2-ジクロロエタン

豪州:日本と同じ文献。WHO:0.03 より 1 ランク上の発ガンリスクを採用している。上記(ホ)に該当する。

(9)目-008トルエン

カナダ:基準値根拠は「the odour threshold (For toluene, two odour threshold measurements of 0.024 mg/L were reported)」である。動物試験の詳細は不明であった。

豪州:基準値根拠は「基準値根拠は」である。動物試験は日本と同じ文献であるが、NOAEL 及び UF が異なる。動物試験に基づく算出値は日本の方が小さい。

(10)目-009 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)

日本の評価書は未公開、中国は詳細内容が不明なので詳細な比較はできなかった。

WHO:NOAEL:2.5、UF:100。評価値は豪州と同じである。

米国:基準値根拠は「practical quantitation limit」である。

豪州:LOAEL:25、UF:1000。評価値は WHO と同じである。

中国:詳細内容は不明なので解析できなかった。

(11)目-0016 塩素(残留塩素)

豪州:基準値根拠は「Chlorine has an odour threshold in drinking water of about 0.6 mg/L.」である。動物試験は日本と同じ文献であり、NOAEL:15(日本:13.6)が異なるが、投与量換算値の違いと考えられる。

(12)目-020 1,1,1-トリクロロエタン

日本の基準値根拠は「臭味発生防止の観点から、0.3 mg/L 以下とすることが適当」である。

米国:動物試験は日本と文献が異なり、毒性量も大きな違いがある。

(13)目-021 メチル-t-ブチルエーテル

カナダ:日本と同様に「臭いの閾値」を採用している。閾値がカナダの方が小さい。

(14)目-029 1,1-ジクロロエチレン

日本:米国、カナダ、豪州と同じ文献であるが、BMDL10 を採用。算出値:日本>米国≧豪州>カナダとなる。上記(ロ)に該当する。

米国:基準値根拠は「Potential Health Effects from Long-Term Exposure Above the MCL (unless specified as short-term): Liver problems」と考えられる。動物試験は日本と同じ文献であり、LOAEL:10 , UF:1000 である。

カナダ:動物試験は日本と同じ文献であり、LOAEL:9 , UF:3000 である。

豪州:動物試験は日本と同じ文献であり、LOAEL:9 , UF:1000 である。

韓国、中国:詳細内容は不明なので解析できなかった。

(C)農薬

農 1-001 チウラム、農 1-002 シマジン、農 1-006 ダイアジノン、農 1-009 1,1-ジクロロエチレン、農 1-011 ジクロルボス、農 1-024 トリクロルホン、農 1-026 イプロジオン、農 1-036 アシユラム、

農 1-048 カルバリル、農 1-074 メソミル等については、日本の評価書は未公開なので詳細な比較はできなかった。

(15) 農 1-021 アセフェート

豪州：日本と異なる文献と推定されるが、NOAEL は略同じである。算出値は、体重差による違いから日本<豪州となる。H25.4.1 変更予定 0.01←0.08 に強化。

(16) 農 1-044 ペンディメタリン

WHO：日本と異なる文献と推定され、上記(イ)に該当する。LOAEL:5(日本:NOAEL:12.5)

(17) 農 1-047 アラクロール

米国：日本と同じモンサント社の文献であるが、日本の方が最新の文献である。NOAEL は同じであるが、算出値は、体重差による違いから日本<米国となる。米国基準値の根拠が不明である。

(18) 農 1-063 アトラジン

日本の評価書は未公開なので詳細な比較はできなかった。

米国：カナダと文献、NOAEL は同じであるが、UF:100 が異なる。

カナダ：米国と文献、NOAEL は同じであるが、UF:1000 が異なる。

(19) 農 1-066 ジメトエート

日本の評価書は未公開なので詳細な比較はできなかった。

WHO：動物試験内容から判断するとカナダ、豪州と文献は異なる。また、NOAEL、UF が異なるが評価値(ADD)は同じである。算出値は寄与率、体重、飲料水の違いによる。

カナダ：豪州と NOAEL は同じ、UF も同じ 100 であるが、内容は異なる。

豪州：カナダと NOAEL は同じ、試験内容から文献は同じと推定される。

(20) 農 1-072 グリホサート

日本の評価書は未公開なので詳細な比較はできなかった。

米国：モンサントの文献、NOAEL:10 が他国と異なる。

カナダ：モンサントの文献、NOAEL:3.0 が他国と異なる。

豪州：モンサントの文献と推定されるが詳細は不明、NOAEL:30 が他国と異なる。

(21) 農 1-100 トリフルラリン

WHO：文献は不明である。NOAEL が日本、カナダと異なる。NOAEL:0.75 , UF:100

カナダ：文献は不明である。NOAEL 及び UF が日本、WHO と異なる。NOAEL:4.8 , UF:1000



表5 海外諸国・機関の基準値・目標値等：水質基準(1/9)

No	物質名	CAS番号	日本		WHO		US		EU		カナダ		豪州		韓国		中国		比較結果							
			基準値 (mg/L)	目標値 (mg/L)			NPDWR	NSDWR	CCL3	比較	chemical arameter	indicator parameter	比較	health- based	aesthetic consideratio n	比較	health	aesthetic	比較	健康有害 影響	感覚 影響	比較	指標	参考 指標	比較	●: 数 ▲: 数
1	一般細菌	-	基-001	1mlの水で形成される集落数が100以下																						
2	大腸菌	-	基-002	検出されないこと																						
3	カドミウム	7440-43-9	基-003	0.003	0.003			0.005		0.005				0.002					●	0.005			0.005			1
4	鉛	7439-97-6	基-004	0.0005	0.0005			0.002		0.001				0.001						0.001			0.001			
5	セレン	7782-49-2	基-005	0.01	0.04	P		0.05		0.01				0.01						0.01			0.01			
6	鉛	7439-92-1	基-006	0.01	0.01	AT	TT	Action Level=0.015		0.01				0.01						0.01			0.01			
7	ヒ素	7440-38-2	基-007	0.01	0.01	AT		as of 01/23/06		0.01				0.01						0.01			0.01			
8	六価クロム	7440-47-3	基-008	0.05	0.05	P		0.1		0.05				0.05						0.05			0.05			
9	シアン化物イオン	57-12-5	基-009	0.01	シアン換算			not be established		0.2				0.08						0.01			0.05			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	-	基-009	0.01	シアン換算			not be established						0.08						0.01			0.05			
11	塩化シアン	506-77-4	基-009	0.01	シアン換算			not be established						0.08						0.01			0.05			
12	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	基-010	10																						
13	硝酸	14797-55-8		10	50			10		50				50						10			10			
14	亜硝酸	14797-65-0		0.5	3			1		0.5				3												
15	フッ素	7782-41-4	基-011	0.8	1.5			4		1.5				1.5						1.5						
16	ほう素	7440-42-8	基-012	1	2.4			0.1		1				4						1			0.5		●	1
17	四塩化炭素	56-23-5	基-013	0.002	0.004			0.005		0.005				0.003						0.002			0.002			
18	1,4-ジオキササン	123-91-1	基-014	0.05	0.05	a		0.07	CCL3											0.05			0.05			
19	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2	基-015	0.04				0.07																		
20	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	540-59-0	基-015	0.04	0.05			0.1						0.06									0.05			
21	トランス-1,2-ジクロロエチレン	156-80-5	基-015	0.04				0.1																		
22	ジクロロメタン	75-09-2	基-016	0.02	0.02			0.005		0.01				0.05						0.02			0.02			1
23	トリクロロエチレン	127-18-4	基-017	0.01	0.04			0.005		0.01				0.05						0.01			0.04			1
24	トリクロロエチレン	79-01-6	基-018	0.01	0.02	P		0.005		0.01				0.03	c				0.03			0.07			2	
25	ベンゼン	71-43-2	基-019	0.01	0.01	a		0.005		0.001				0.001	c				0.01			0.01			4	
26	塩素酸	7730-49-4	基-020	0.8	0.7	D		0.7						1	c e							0.7				
27	クロロ酢酸	79-11-5	基-021	0.02	0.02			0												0.08			0.08			
28	クロロホルム	67-66-3	基-022	0.06	0.3			0												0.06			0.06			
29	ジクロロ酢酸	79-43-6	基-023	0.04	0.05	D, a		0											0.1			0.05				
30	ジブromクロロメタン	124-48-1	基-024	0.1	0.1			0												0.1			0.1			
31	臭素酸	7789-31-3	基-025	0.01	0.01	AT, a		0.01		0.01				0.02						0.1			0.01			
32	縮トリハロメタン	-	TTHM	0.1				0.1		0.1				0.25 e						0.1			0			
33	トリクロロ酢酸	76-03-9	基-027	0.2	0.2			0		0.1				0.1						0.1			0.1			2
34	プロモジクロロメタン	75-27-4	基-028	0.03	0.06	a		0												0.03			0.06			
35	プロモホルム	75-25-2	基-029	0.09	0.1			0															0.1			
36	ホルムアルデヒド	50-00-0	基-030	0.08	not be established			0	CCL3					0.5						0.5			0.9			
37	亜鉛	7440-66-6	基-031	1	not be established			5						3	c				3			3				1
38	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	基-032 目-030	0.2	0.1			0.05	●	0.2				[0.1/0.2]	c				0.2			0.2				1
39	鉄及びその化合物	7439-89-6	基-033	0.3	not be established			0.3		0.2				0.3	c				0.3			0.3				
40	銅及びその化合物	7440-50-8	基-034	1	2			TT	Action Level	1				2	1				1			1				
41	ナトリウム及びその化合物	7440-23-5	基-035	200	not be established					200				Not necessary					200			200				
42	マンガン及びその化合物	7439-96-5	基-036 目-018	0.05	0.01			0.05		0.05				0.5					0.3			0.3				
43	塩化物イオン	16887-00-6	基-037	200	not be established			250		250				250	c				250			250				
44	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	HARDNESS	基-038 目-017	300	100			not be established						Not necessary					200			300		450		
45	蒸発残留物	RESIDUE	基-039 目-024	500	300															500						
46	陰イオン界面活性剤	AS-Anion	基-040	0.2																		0.3				
47	ジェオスミン	19700-21-1	基-041	0.00001																		0.00001				
48	2-メチルイソボルネオール	2371-42-8	基-042	0.00001																		0.00001				
49	非イオン界面活性剤	AS-Nonion	基-043	0.02																						
50	フェノール類	PHL	基-044	0.005																		0.002			●	1
51	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	TOC	基-045	3						No abnormal change												5				
52	pH値	PH	基-046 目-026	6.8-8.6	7.5			not be established		≥ 6.5 and ≤ 9.5			6.5-8.5	c		pH 6.5-8.5			6.8-8.5			不小于6.5且不大于8.5				
53	味	TASTE	基-047	異常でないこと						Acceptable to consumers and no abnormal change			Inoffensive	Not necessary	Not offensiv							無味				
54	臭気	ODOUR	基-048	異常でないこと						Acceptable to consumers and no abnormal change												無臭				
55	色度	COLOUR	基-049	5度以下						Acceptable to consumers and no abnormal change			≤ 15 TCU			15 HU				5度			15			
56	濁度	TURBIDITY	基-050 目-025	2度以下	1度以下					Acceptable to consumers and no abnormal change				c		5 NTU				0.5NTU			1			

表5 海外諸国・機関の基準値・目標値等：管理目標設定項目(2/9)

表 管理目標設定項目

●:日本よりも厳しい  
▲:規制されていない  
●:NPDWRとの比較  
○:NSDWRとの比較

No	物質名	CAS番号	日本		WHO		US				EU		カナダ		豪州		韓国		中国		比較結果					
			基準値 (mg/L)	目標値 (mg/L)		比較	NPDWR	NSDWR	CCL3	比較	chemical parameter	indicator parameter	比較	health-based	aesthetic consideration	比較	health	aesthetic	比較	健康有害影響	感覚影響	比較	指標	参考指標	比較	●数
57	アンチモン	7440-36-0	目-001	0.015	0.02			0.006				●	0.005		●	0.006	●	0.003				0.005		●	5	
58	ウラン	7440-61-1	目-002	0.002	暫定 0.03	P										0.017										
59	ニッケル	7440-02-0	目-003	0.01	暫定 0.07								0.02			0.02						0.02				
60	亜硝酸態窒素	14797-65-0	目-004	0.05	3			1				0.5				3										
61	1, 2-ジクロロエタン	107-06-2	目-005	0.004	0.03	a		0.005				0.003	●	0.005		0.003		●				0.03		2		
62	トルエン	108-88-3	目-008	0.4	0.7	C		1							0.024	●	0.8	0.025	●	0.7		0.7		2		
63	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	目-009	0.1	0.008		●	0.006								0.01		●				0.008		●	4	
64	亜塩素酸	13898-47-0	目-010	0.6	0.7	D								1								0.7				
65	二酸化塩素	10049-04-4	目-012	0.6	not be established			0.81	MRDL							c	0.4									
66	ジクロロアセトニトリル	3018-12-0	目-013	0.01	暫定 0.02	P										c				0.09						
67	抱水クロラール	302-17-0	目-014	0.02	暫定											0.02 e				0.03		0.01		●	1	
68	農薬類	-	目-015	検出値と目標値の比の和として、1以下																						
69	残留塩素	7782-50-5	目-016	1	5	C		4.01	MRDL							5 (4.1 for chloraminated systems)	0.6	●	4						1	
70	遊離炭酸	-	目-019	20																						
71	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	目-020	0.3	not be established			0.2				●				c			0.1		●	2		2		
72	メチル-tert-ブチルエーテル	1634-04-4	目-021	0.02	not be established										0.015	●									1	
73	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	COD	目-022	3																						
74	臭気強度(TON)	-	目-023	3以下																	10		3			
75	腐食性(ランゲリア指数)	-	目-027	-1程度以上とし、極力0に近づける																						
76	従属栄養細菌	-	目-028	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)																						
77	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	目-029	0.1	not be established			0.007				●			0.014	●	0.03		●	0.03		0.03		●	5	

表 5 海外諸国・機関の基準値・目標値等：要検討項目(3/9)

表 要検討項目

●：日本よりも厳しい  
▲：規制されていない  
●：NPDWRとの比較  
○：NSDWRとの比較

No	物質名	CAS番号	日本	WHO		比較	US	EU	Canada	Australia	Korea	China	比較結果	
				基準値 (mg/L)	目標値 (mg/L)								比較 ●数 ▲数	
78	銀	7440-22-4	検-001	-	not be established							0.05		
79	バリウム	7440-39-3	検-002	0.7	0.7		2					0.7		
80	ビスマス	7440-69-9	検-003	-	-				1					
81	モリブデン	7439-98-7	検-004	0.07	not be established							0.07		1
82	アクリルアミド	79-06-1	検-005	0.0005	0.0005	a	TT	0.0001	●			0.0005		2
83	アクリル酸	79-10-7	検-006	-	-							0.5		
84	17-β-エストラジオール	50-28-2	検-007	0.0008	暫定									
85	エチルエストラジオール	57-63-6	検-008	0.0002	暫定									
86	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	60-00-4	検-009	0.5	0.6									1
87	エピクロヒドリン	106-89-8	検-010	0.0004	暫定	P	TT	0.0001	●			0.0004		1
88	塩化ビニル	75-01-4	検-011	0.002	0.0003	a	●	0.0005	●	0.002				3
89	酢酸ビニル	108-05-4	検-012	-	-									
90	2,4-ジアミノトルエン	95-80-7	検-013	-	-									
91	2,6-ジアミノトルエン	823-40-5	検-014	-	-									
92	N,N-ジメチルアニリン	121-69-7	検-015	-	-									
93	スチレン	100-42-5	検-016	0.02	0.02	C	0.1							1
94	ダイオキシン類	-	検-017	1	PRTEQ/L 暫定							0.03	0.004	●
95	トリエチレンジクロム	112-24-3	検-018	-	-									
96	ノニルフェノール	25154-52-3	検-019	0.3	暫定									
97	ビスフェノールA	80-05-7	検-020	0.1	暫定									0.01
98	ヒドラジン	302-01-2	検-021	-	-									
99	1,2-プロタジエン	590-19-2	検-022	-	-									
100	1,3-プロタジエン	106-99-0	検-023	-	-									
101	フタル酸ジ-ノルマルブチル	84-74-2	検-024	0.2	暫定									
102	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	検-025	0.5	暫定									0.003
103	マイクロキシン-LR	101043-37-2	検-026	0.0008	暫定	P						0.0013		
104	有機すず化合物	-	検-027	0.0006	暫定 (TBTO)									
105	プロモクロロ酢酸	5589-96-8	検-028	-	not be established		0							
106	プロモジクロロ酢酸	71133-14-7	検-029	-	not be established		0							
107	ジプロモクロロ酢酸	5278-95-5	検-030	-	not be established									
108	プロモ酢酸	79-08-3	検-031	-	not be established									
109	ジプロモ酢酸	631-64-1	検-032	-	not be established									
110	トリプロモ酢酸	75-96-7	検-033	-	not be established									
111	トリクロロアセトニトリル	545-06-2	検-034	-	not be established									
112	プロモクロロアセトニトリル	83463-62-1	検-035	-	not be established						c	0.004		
113	ジプロモアセトニトリル	3252-43-5	検-036	0.06	0.07						c	0.1		
114	アセトアルデヒド	75-07-0	検-037	-	not be established						c			
115	MX	77439-76-0	検-038	0.001	not be established						e			
116	クロロピクリン	76-06-2	検-039	-	not be established						c			
117	キシレン	1330-20-7	検-040	0.4	0.5	C	10				●	0.3	0.6	0.02
118	過塩素酸	7601-90-3	検-041	0.025							●	0.5		
119	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	1763-23-1	検-042	-	-									
120	パーフルオロオクタタン酸 (PFOA)	335-67-1	検-043	-	-									
121	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	62-75-9	検-044	0.0001	0.0001							0.0001 mg/L		
122	アニリン	62-53-3	検-045	0.02										
123	キノリン	91-22-5	検-046	0.0001										
124	1,2,3-トリクロロベンゼン	87-61-6	検-047	0.02										
125	トリクロロベンゼン	12002-48-1	検-047	0.02										0.02
126	ニトリロ三酢酸 (NTA)	139-13-9	検-048	0.2	0.2				0.4					

表5 海外諸国・機関の基準値・目標値等：農薬1群(1)(4/9)

表 農薬1群

●:日本よりも厳しい ●:NPDWRとの比較  
▲:規制されていない ○:NSDWRとの比較

No	物質名	CAS番号	日本		WHO		US		EU		カナダ		豪州		韓国		中国		比較結果								
			基準値 (mg/L)	目標値 (mg/L)		比較	NPDWR	NSDWR	CCL3	比較	chemical parameter	indicator parameter	比較	health-based	aesthetic consideration	比較	health	aesthetic	比較	健康有害影響	感覚影響	比較	指標	参考指標	比較	●数	▲数
127	チウラム	137-26-8	農1-001	0.02											0.007	●										1	
128	シマジン (CAT)	122-34-9	農1-002	0.003	0.002	●	0.004					0.01			0.02											1	
129	チオベンカルブ	28249-77-6	農1-003	0.02											0.04												
130	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	542-75-6	農1-004	0.002	0.02	a									0.1												
131	イソキサチオン	18854-01-8	農1-005	0.008																							
132	ダイアジン	333-41-5	農1-006	0.005	excluded							0.02			0.004	●	0.02									1	
133	フェニトロチオン (MEP)	122-14-5	農1-007	0.003	not be established										0.007		0.04										
134	イソプロチオラン	50512-35-1	農1-008	0.3																							
135	クロロタロニル (TPN)	1897-45-6	農1-009	0.05	excluded										0.05			0.01		●					1		
136	プロピザミド	23950-58-5	農1-010	0.05											0.07												
137	ジクロロボス (DDVP)	62-73-7	農1-011	0.008											0.005	●						0				1	
138	フェノフカルブ (BPMC)	3766-81-2	農1-012	0.03																							
139	クロロニトロフェン	1836-77-7	農1-013	0.0001																							
140	CNP-アミノ体	26306-61-6	農1-014	—																							
141	イソプロベンホス	26087-47-8	農1-015	0.008																							
142	EPN	2104-64-5	農1-016	0.004																							
143	ペンタゾン	25057-89-0	農1-017	0.2	not be established										0.4			0.3									
144	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	1563-66-2	農1-018	0.005	0.007		0.04								0.01		0.007										
145	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2,4-D)	94-75-7	農1-019	0.03	0.03		0.07								0.03		0.03										
146	トリクロピル	55335-06-3	農1-020	0.006											0.02			0.03									
147	アセフェート	30560-19-1	農1-021	0.08			CCL3								0.008	●										1	
148	イソフェンホス	25311-71-1	農1-022	0.001																							
149	クロロピリホス	2921-88-2	農1-023	0.003	0.03	excluded									0.01		0.03										
150	トリクロロホン (DEP)	52-68-6	農1-024	0.03	excluded										0.007	●										1	
151	ピリダフェンチオン	119-12-0	農1-025	0.002																							
152	イブゾジオン	36734-19-7	農1-026	0.3											0.1	●										1	
153	エトリジアゾール (エクロメゾール)	2593-15-9	農1-027	0.004											0.1												
154	オキシニル	10380-28-6	農1-028	0.04																							
155	キャプタン	133-06-2	農1-029	0.3			CCL3								0.4												
156	クロロネブ	2675-77-6	農1-030	0.05																							
157	トルクロホスメチル	57018-04-9	農1-031	0.2																							
158	フルトラニル	6632-96-5	農1-032	0.2																							
159	ベンシクロン	66063-05-6	農1-033	0.04																							
160	メタラキシル及びメフェノキサム	57837-19-1	農1-034	0.05																							
161	メブロン	55814-41-0	農1-035	0.1																							
162	アンシラム	3337-71-1	農1-036	0.2											0.07	●										1	
163	ジチオピル	97886-45-8	農1-037	0.009																							
164	テルブカルブ (MBPMC)	1918-11-2	農1-038	0.02																							
165	ナプロハミド	15299-99-7	農1-039	0.03											0.4												
166	ピリブチカルブ	88678-67-5	農1-040	0.02																							
167	プタミホス	36335-67-8	農1-041	0.01																							
168	ベンスリド (SAP)	741-58-2	農1-042	0.1			CCL3																				
169	ベンフルラリン	1861-40-1	農1-043	0.08																							
170	ベンチメタリン	40487-42-1	農1-044	0.1	0.02	●									0.4											1	
171	メコプロップ (MCP)	7085-19-0	農1-045	0.005																							
172	メチルダイムロン	42609-73-4	農1-046	0.03																							
173	アラクロー	15972-60-8	農1-047	0.01	0.02	a	0.002				●															1	
174	カルバリル (NAC)	63-25-2	農1-048	0.05	not be established										0.03	●	0.07									1	
175	エチアフェンホス (エジフェンホス、E DDP)	17109-49-8	農1-049	0.006																							
176	ピロキロン	57369-32-1	農1-050	0.04																							
177	フサライド	27355-22-2	農1-051	0.1																							
178	メフェナセツ	73250-68-7	農1-052	0.02																							

表5 海外諸国・機関の基準値・目標値等：農薬1群(2)(5/9)

表 農薬1群

●:日本よりも厳しい ●:NPDWRとの比較  
▲:規制されていない ○:NSDWRとの比較

No	物質名	CAS番号	日本		WHO		US		EU		カナダ		豪州		韓国		中国		比較結果						
			基準値 (mg/L)	目標値 (mg/L)	比較	NPDWR	NSDWR	CCL3	比較	chemical arameter	indicator parameter	比較	health- based	aesthetic consideration	比較	health	aesthetic	比較	健康有害 影響	感覚 影響	比較	指標	参考 指標	比較	●数
179	ブレテラクロール	51218-49-6	農1-053	0.04																					
180	イソプロカルブ (MIPC)	2631-40-5	農1-054	0.01																					
181	チオファネートメチル	23564-05-8	農1-055	0.3																					
182	テニルクロール	96491-05-3	農1-056	0.2																					
183	メチダチオン (DMTP)	950-37-8	農1-057	0.004										0.006											
184	カルプロバミド	104030-54-8	農1-058	0.04																					
185	プロモブチド	74712-19-9	農1-059	0.1																					
186	モリネート	2212-67-1	農1-060	0.005	0.006									0.004		●								1	
187	プロシロジン	32809-16-8	農1-061	0.09																					
188	アニロホス	64249-01-0	農1-062	0.003																					
189	アトラジン	1912-24-9	農1-063	0.01	0.1		0.003				●		0.005		●	0.02								2	
190	ダラボン	75-99-0	農1-064	0.08			0.2									0.5									
191	ジクロベニル (DBN)	1194-65-6	農1-065	0.01												0.01									
192	ジメエート	60-51-5	農1-066	0.05	0.006	●							0.02		●	0.007		●			0.08			3	
193	ジクワット	85-00-7	農1-067	0.005			0.02																		
194	ジウロン (DCMU)	330-54-1	農1-068	0.02												0.02									
195	エンドスルファン (ベンゾエピン)	115-29-7	農1-069	0.01	not be established											0.02									
196	エトフェンブロックス	80844-07-1	農1-070	0.08																					
197	フェンチオン (MPP)	55-38-9	農1-071	0.001												0.007									
198	グリホサート	1071-83-6	農1-072	2	not be established		0.7				●		0.28		●	1		●			0.7		●	4	
199	マラソン (マラチオン)	121-75-5	農1-073	0.05	not be established								0.19			0.07				0.25					
200	メソミル	16752-77-5	農1-074	0.03	excluded											0.02		●						1	
201	ベノミル	17804-35-2	農1-075	0.02												0.09									
202	ペンフラカルブ	82560-54-1	農1-076	0.04																					
203	シメリン	1014-70-6	農1-077	0.03																					
204	ジメピベレート	61432-55-1	農1-078	0.003																					
205	フェントエート	2597-03-7	農1-079	0.004																					
206	プロロフェジン	69327-76-0	農1-080	0.02																					
207	エチルチオメトン	298-04-4	農1-081	0.004												0.004									
208	プロベナゾール	27605-76-1	農1-082	0.05																					
209	エスプロカルブ	85785-20-2	農1-083	0.03																					
210	ダイムロン	42609-52-9	農1-084	0.8																					
211	ピフェノックス	42576-02-3	農1-085	0.2																					
212	ペンシルフロメチル	83055-99-6	農1-086	0.4																					
213	トリシクラゾール	41814-78-2	農1-087	0.08																					
214	ピベロホス	24151-93-7	農1-088	0.0009																					
215	ジメタメリン	22936-75-0	農1-089	0.02																					
216	アゾキシストロピン	131860-33-8	農1-090	0.5																					
217	イミノクタジン酢酸塩	57520-17-9	農1-091	0.006																					
218	ホセチル	15845-66-6	農1-092	2																					
219	ポリカーバメート	64440-88-6	農1-093	0.03																					
220	ハロスルフロメチル	100784-20-1	農1-094	0.3																					
221	フラザスルフロン	104040-78-0	農1-095	0.03																					
222	チオジカルブ	59669-26-0	農1-096	0.08																					
223	プロピコナゾール	60207-90-1	農1-097	0.05																					
224	シデュロン	1982-49-6	農1-098	0.3												0.1									
225	ピリプロキシフェン	95737-68-1	農1-099	0.3	not be established																				
226	トリフルラリン	1582-09-8	農1-100	0.06	0.02	●							0.045		●	0.09								2	
227	カフェンストロール	125308-83-4	農1-101	0.008																					
228	フィプロニル	120068-37-3	農1-102	0.0005												0.0007									

表5 海外諸国・機関の基準値・目標値等：農薬2群(6/9)

表 農薬2群

●:日本よりも厳しい ●:NPDWRとの比較  
▲:規制されていない ○:NSDWRとの比較

No	物質名	CAS番号	日本		WHO		US				EU		カナダ health-based 比較	aesthetic consideration 比較	豪州		韓国 健康有害 影響 比較	中国 指標 比較	比較結果	
			基準値 (mg/L)	目標値 (mg/L)		比較	NPDWR	NSDWR	CCL3	比較	chemical arameter	indicator parameter			health	aesthetic			健康有害 影響 比較	参考 指標 比較
229	マンゼブ(マンコゼブ)	8018-01-7	農2-001	0.02											for ETU : 0.009					
230	ダゾメット	533-74-4	農2-002	0.006																
231	シプロコナゾール	94361-06-5	農2-004	0.02																
232	マンネブ	12427-38-2	農2-005	0.01																
233	カルタップ	15263-53-3	農2-006	0.3																
234	グルホシネート	77182-82-2	農2-007	0.05																
235	ジラム	137-30-4	農2-008	0.01						CCL3										
236	バラコート	4685-14-7	農2-009	0.005												0.02				
237	フルアジナム	79622-59-6	農2-010	0.03																
238	フェリムゾン	89269-64-7	農2-011	0.05																
239	メチルイソシアネート	624-83-9	農2-012	0.006																
240	イミダクロプリド	138261-41-3	農2-013	0.1																
241	ジネブ	12122-67-7	農2-014	0.01																
242	ヒドロキシイソキサゾール	10004-44-1	農2-015	0.1																
243	シハロホップチル	122008-85-9	農2-016	0.006																
244	プロチオホス	34643-46-4	農2-017	0.004																
245	ジチアノン	3347-22-6	農2-018	0.03																
246	ピラゾレート	58011-68-0	農2-019	0.02																
247	CYAP	2636-26-2	農2-020	0.003																
248	メトラクロール	51218-45-2	農2-021	0.2	0.01		●			CCL3			0.05		●	0.3				2
249	リニユロン	330-55-2	農2-022	0.02																
250	ベンゾフェナップ	82692-44-2	農2-023	0.004																
251	ACN	2797-51-5	農2-024	0.005																
252	シラフルオフェン	105024-66-6	農2-025	0.3																
253	カーバム	144-54-7	農2-026	0.02												for MTI C: 0.001				
254	オキサリニック塩	14698-29-4	農2-027	0.06																

表5 海外諸国・機関の基準値・目標値等：農薬3群(7/9)

表 農薬3群

●:日本よりも厳しい ●:NPDWRとの比較  
▲:規制されていない ○:NSDWRとの比較

No	物質名	CAS番号	日本		WHO			US			EU			カナダ		豪州		韓国			中国		比較結果					
			基準値 (mg/L)	目標値 (mg/L)		比較	NPDWR	NSDWR	CCL3	比較	chemical arameter	indicator parameter	比較	health- based	aesthetic consideration	比較	health	aesthetic	比較	健康有害 影響	感覚 影響	比較	指標	参考 指標	比較	●数	▲数	
255	プロバキギット又はBPPS	2312-35-8	農3-001	0.02													0.007		●							1		
256	MCPM	17639-93-9	農3-002	-																								
257	ペントキサゾン	110956-75-7	農3-003	0.6																								
258	ペンフレセート	68505-69-1	農3-004	0.07																								
259	ピラゾキシフェン	71561-11-0	農3-005	0.004																								
260	ジクロメジン	62865-36-5	農3-006	0.05																								
261	セトキシジム	74051-80-2	農3-007	0.4																								
262	ナフロアニリド	52570-16-8	農3-008	0.02																								
263	プロメリン	7287-19-6	農3-010	0.06																								
264	ジメチルビンホス	2274-67-1	農3-011	0.01																								
265	ケルセン(ジコホル)	115-32-2	農3-012	0.06													0.004		●							1		
266	フェンバレレート	51630-58-1	農3-013	0.05													0.06											
267	ピリミホスメチル	29232-93-7	農3-014	0.06	not be established												0.09											
268	テブフェンジド	112410-23-8	農3-015	0.04							CCL3																	
269	トリブジン	21087-64-9	農3-016	0.03																								
270	ペンシルタップ	17606-31-4	農3-017	0.09										0.08			0.07											
271	イナベンフィド	82211-24-3	農3-018	0.3																								
272	イマゾスルフロ	122548-33-8	農3-019	0.2																								
273	チオンクラム	31895-21-3	農3-020	0.03																								
274	オキサミル	23135-22-0	農3-021	0.05	excluded			0.2									0.007		●							1		
275	トミストロピン	133408-50-1	農3-022	0.04																								
276	プロホキスル(PHC)	114-26-1	農3-023	0.2	excluded																							
277	ベルメリン	52645-53-1	農3-024	0.1	not be established						CCL3						0.2											
278	プロバホス	7292-16-2	農3-025	0.001																								
279	フルアジホップ	83066-88-0	農3-026	0.03																								
280	ニテンピラム	150824-47-8	農3-027	1.3																								
281	ピラゾスルフロエチル	93697-74-6	農3-028	0.1																								
282	アミトラズ	33089-61-1	農3-029	0.006	excluded												0.009											
283	ジクロフェンチオン(ECP)	97-17-6	農3-030	0.006																								
284	フラメピル	123572-88-3	農3-031	0.02																								
285	クロルピリホスメチル	5598-13-0	農3-032	0.03																								
286	クミロン	99485-76-4	農3-033	0.03																								
287	シベルメリン	52315-07-8	農3-034	0.1	excluded												0.2											
288	エトベンザニド	79540-50-4	農3-035	0.1																								
289	シクロプロトリン	63935-38-6	農3-036	0.008																								
290	アメトリン	834-12-8	農3-037	0.2													0.07		●							1		
291	ピメトジン	123312-89-0	農3-038	0.03																								
292	シアナジン	21725-46-2	農3-039	0.004	0.0006	●									0.01											1		
293	アシベンゾラルSメチル	126448-41-7	農3-040	0.1																								
294	ジフルベンズロン	35367-38-5	農3-041	0.03	not be established												0.07											
295	クロメフロップ	84496-56-0	農3-042	0.02																								
296	ホスチアゼート	98886-44-3	農3-043	0.003																								
297	バクロトラゾール	76738-62-0	農3-044	0.05																								
298	クロマフェノジド	143807-66-3	農3-045	0.7																								
299	ジクロプロップ	120-36-5	農3-046	0.06	0.1																							

表5 海外諸国・機関の基準値・目標値等：農薬3群(8/9)

表 農薬3群

●:日本よりも厳しい  
▲:規制されていない  
○:NPDWRとの比較  
○:NSDWRとの比較

No	物質名	CAS番号	日本		WHO		US				EU		カナダ		豪州		韓国			中国		比較結果				
			基準値 (mg/L)	目標値 (mg/L)		比較	NPDWR	NSDWR	CCL3	比較	chemical arameter	indicator parameter	比較	health- based	aesthetic consideration	比較	health	aesthetic	比較	健康有害 影響	感覚 影響	比較	指標	参考 指標	比較	●数
300	ピリミノバックメチル	136191-64-5	農3-047	0.02																						
301	シノスルフロン	94593-91-6	農3-048	0.2																						
302	キサロホップエチル	76578-14-8	農3-049	0.2																						
303	ビスピリバックナトリウム塩	125401-75-4	農3-050	0.03																						
304	シフルトリン	68359-37-5	農3-051	0.05												0.05										
305	エンドタール	145-73-3	農3-052	-												0.1										
306	MCPA	94-74-6	農3-053	0.005	0.002		●									0.1									1	
307	アジムスルフロン	120162-55-2	農3-054	0.2																						
308	ピレトリン	8003-34-7	農3-055	0.1																						
309	チフルザミド	130000-40-7	農3-056	0.05																						
310	ウニコナゾールP	83657-17-4	農3-057	0.04																						
311	テクロフタラム	76280-91-6	農3-058	0.1																						
312	トリネキサバックエチル	95266-40-3	農3-059	0.01																						
313	モノクロトホス	6923-22-4	農3-060	0.002	excluded											0.002										
314	エトキシスルフロン	126801-58-9	農3-061	3.5																						
315	プロパニル	709-98-8	農3-062	0.04	not be established																					
316	ベンダイオカルブ	22781-23-3	農3-063	0.01																						
317	CVMP(テトラクロルピホス)	22248-79-9	農3-064	0.01																						
318	スピノサド	168316-95-8	農3-065	0.06	not be established																					
319	フラチオカルブ	65907-30-4	農3-066	0.008																						
320	プロヘキサジオンカルシウム塩	88805-35-0	農3-067	0.5																						
321	インダノファン	133220-30-1	農3-068	0.009																						
322	シクロスルファミロン	136849-15-5	農3-069	0.08																						
323	シメチリン	87818-31-3	農3-070	0.1																						
324	ブタクロール	23184-66-9	農3-071	0.03																						
325	MCPAナトリウム塩	94-74-6	農3-072	0.005	0.002		●									0.1									1	
326	MCPBエチル	10443-70-6	農3-073	0.08																						
327	アミトロール	61-82-5	農3-074	0.003													0.009									
328	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0	農3-075	0.04	not be established											0.0007		●				0.02		●	2	
329	ホキシム	14816-18-3	農3-076	0.003																						
330	メタミドホス	10265-92-6	農3-077	0.002	excluded						CCL3															
331	2, 4-DB	94-82-6	農3-078	-	0.09		▲																			1
332	クロルタルジメチル(TCTP)	1861-32-1	農3-079	-																						



表5 海外諸国・機関の基準値・目標値等：農薬追加群(9/9)

表 農薬追加群			●: 日本よりも厳しい		●: NPDWRとの比較		▲: 規制されていない		○: NSDWRとの比較																			
No	物質名	CAS番号	日本		WHO				US				EU		カナダ		豪州		韓国		中国		比較結果					
			基準値 (mg/L)	目標値 (mg/L)			比較	NPDWR	NSDWR	CCL3	比較	chemical arameter	indicator parameter	比較	health -based	aesthetic consideration	比較	health	aesthetic	比較	健康有害 影響	感覚 影響	比較	指標	参考 指標	比較	●数	▲数
333	フェントラザミド	158237-07-1	農薬-002	-																								
334	カズサホス	95465-99-9	農薬-003	-																								
335	ピラクロホス	77458-01-6	農薬-004	-																								
336	トルフェンピラド	129558-76-5	農薬-005	-																								
337	DBEDC	-	農薬-006	-																								
338	MCPPカリウム	1929-86-8	農薬-007	-																								
339	メチルイソチオシアネート	556-61-6	農薬-008	-																								
340	カルボスルファン	55285-14-8	農薬-009	-																								
341	ホサロン	2310-17-0	農薬-010	-																								
342	シプロジニル	121552-61-2	農薬-011	-														0.09		▲								1
343	フルスルファミド	106917-52-6	農薬-012	-																								
344	プロビネブ	12071-83-9	農薬-013	-																								
345	チアジアジン	3773-49-7	農薬-014	-																								
346	テブコナゾール	107534-96-3	農薬-015	-								CCL3																
347	ジフェノコナゾール	119446-68-3	農薬-016	-																								
348	バリダマイシン	37248-47-8	農薬-017	-																								
349	オキサジクロメホン	153197-14-9	農薬-018	-																								
350	ボスカリド	188425-85-6	農薬-019	-																								
351	テトラコナゾール	112281-77-3	農薬-020	-																								
352	シメコナゾール	149508-90-7	農薬-021	-																								
353	トリフルミゾール	99387-89-0	農薬-022	-																								
354	オキサジアルギル	39807-15-3	農薬-023	-																								
355	アセタミプリド	135410-20-7	農薬-024	-																								
356	クロチアニジン	210880-92-5	農薬-025	-																								
357	チアメトキサム	153719-23-4	農薬-026	-																								
358	ジノテフラン	165252-70-0	農薬-027	-																								
359	チアクロプリド	111988-49-9	農薬-028	-																								
360	オリサストロビン	248593-16-0	農薬-029	-																								
361	チアジニル	223580-51-6	農薬-030	-																								
362	プロマシル	314-40-9	農薬-031	-													0.4		▲									1
363	ベンゾピシクロン	156963-66-5	農薬-032	-																								
364	ピラクロニル	158353-15-2	農薬-033	-																								

表6 我が国の方が基準値・目標値等の数値が大きい（基準が緩い）詳細調査物質

No	物質名	CAS番号	●数	1次候補	2次候補	食安委評価状況 日付のみ:評価結果通知日	
3	カドミウム	7440-43-9	1	○	○	H.21.8.20	基-003
16	ほう素	7440-42-8	1	○		H.24.8.6	基-012
22	ジクロロメタン	75-09-2	1	○	○	H.20.11.6	基-016
23	テトラクロロエチレン	127-18-4	1	○		H.20.11.6	基-017
24	トリクロロエチレン	79-01-6	2	○	○	H.22.9.2	基-018
25	ベンゼン	71-43-2	4	○	○	H.20.11.6	基-019
33	トリクロロ酢酸	76-03-9	2	○	○	H.24.5.10	基-027
38	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	1	○	○	—	基-032
50	フェノール類	PHL	1	○		—	基-044
57	アンチモン	7440-36-0	5	○	○	H.24.8.6	目-001
61	1, 2-ジクロロエタン	107-06-2	2	○	○	H.20.11.6	目-005
62	トルエン	108-88-3	2	○	○	H.20.11.6	目-008
63	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	4	○	○	(draft 作成済み)	目-009
67	抱水クロラル	302-17-0	1	○		H.19.3.15	目-014
69	残留塩素	7782-50-5	1	○	○	H.19.3.15	目-016
71	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	2	○	○	H.20.4.17	目-020
72	メチル-tert-ブチルエーテル	1634-04-4	1	○	○	H.20.4.17	目-021
77	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	5	○	○	H.20.5.29	目-029
81	モリブデン	7439-98-7	1				検-004
82	アクリルアミド	79-06-1	2				検-005
86	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4	1				検-009
87	エピクロロヒドリン	106-89-8	1				検-010
88	塩化ビニル	75-01-4	3				検-011
93	スチレン	100-42-5	1				検-016
117	キシレン	1330-20-7	2				検-040
127	チウラム	137-26-8	1	○		—	農1-001
128	シマジン (CAT)	122-34-9	1	○		—	農1-002
132	ダイアジノン	333-41-5	1	○		審議中 H20.9.19	農1-006
135	クロロタロニル (TPN)	1897-45-6	1	○		評価要請 H23.9.22	農1-009
137	ジクロロポス (DDVP)	62-73-7	1	○		評価要請 H21.3.24	農1-011
147	アセフェート	30560-19-1	1	○	○	H.22.7.22	農1-021
150	トリクロロホン (DEP)	52-68-6	1	○		—	農1-024
152	イプロジオン	36734-19-7	1	○		—	農1-026
162	アシュラム	3337-71-1	1	○		—	農1-036
170	ペンディメタリン	40487-42-1	1	○	○	H.24.8.6	農1-044
173	アラクロール	15972-60-8	1	○	○	H.23.8.25	農1-047
174	カルバリル (NAC)	63-25-2	1	○		—	農1-048
186	モリネート	2212-67-1	1	○		審議中 H21.10.14	農1-060
189	アトラジン	1912-24-9	2	○	○	評価要請 H23.10.11	農1-063
192	ジメトエート	60-51-5	3	○	○	—	農1-066
198	グリホサート	1071-83-6	4	○	○	審議中 H22.11~12	農1-072
200	メソミル	16752-77-5	1	○		—	農1-074
226	トリフルラリン	1582-09-8	2	○	○	H.24.1.26	農1-100
248	メトラクロール	51218-45-2	2			評価要請 H15.7.1	農2-021
255	プロパルギット又はBPPS	2312-35-8	1			—	農3-001
265	ケルセン(ジコホル)	115-32-2	1			—	農3-012
274	オキサミル	23135-22-0	1			—	農3-021
290	アメトリン	834-12-8	1			H.19.9.13	農3-037
292	シアナジン	21725-46-2	1			—	農3-039
306	MCPA	94-74-6	1			H.23.6.16	農3-053
325	MCPAナトリウム塩	94-74-6	1			—	農3-072
328	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0	2			評価要請 H21.3.24	農3-075

表7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：水質基準項目(1)(1/11)

水質基準項目等	評価品目名	CAS番号	国・機関名	分類	基準値・目標値・ガイドライン値 (mg/L)	備考	基準値相違根拠	評価年(最終)	基準値等と算出値が異なるケース				評価値	備考	試験データ					
									基準値の算出						評価値種類	評価値 (mg/kg体重/日)	評価値設定の根拠とした試験の種類	動物種	期間	投与方法
									算出値 (mg/L)	寄与率 %	体重 (kg)	飲料水 (L/日)								
基-003	カドミウム (Cadmium)	7440-43-9	日本	基-003	0.003		(イ)	2009	0.003	10	50	2	TDI	0.001	疫学調査	ヒト				
			豪州	ガイドライン値	0.002		(イ)	1996	0.002	10	70	2	(TDI)	0.0007						
基-012	ホウ素(Boron)	7440-42-8	日本	基-012	1.0		-	2012	1.0	40	50	2	TDI	0.096	発生毒性試験	ラット	妊娠0~20日	混餌投与		
			中国	限值	0.5															
基-016	ジクロロメタン (Dichloromethane)	75-09-2	日本	基-016	0.02		(ハ)	2008	0.02	10	50	2	TDI	0.006	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	104週間	飲水投与		
			米国	基準値	0.005	practical quantitation limit	(ヘ)		0.21	10	70	2	RfD	0.06						
基-017	テトラクロロエチレン (Tetrachloroethylene)	127-18-4	日本	基-017	0.01	平成4年の専門委員会では、NCI (NCI 1977)の2年のマウスの肝発がん性に基づいてマルチステージモデルを用いた発がんリスクから評価値:0.01 mg/Lを設定した。	(ニ)	2008	0.035	10	50	2	TDI	0.014	亜急性毒性試験	マウス及びラット	マウス(6週間)及びラット(13週間)	マウス(経口投与)及びラット(飲水投与)		
			米国	基準値	0.005	practical quantitation limit	(ヘ)		0.05	10	70	2	RfD	0.0143						
基-018	トリクロロエチレン (Trichloroethylene)	79-01-6	日本	基-018	0.03		非発ガン	2010	0.018	50	50	2	TDI	0.00146	生殖・発生毒性試験	ラット	交配前から妊娠期間	飲水投与		
			日本	基-018	0.03	平成4年の専門委員会では、米国立癌研究所(NCI 1976)のマウスの肝発がん性に基づいて、マルチステージモデルを用いた発がんリスクから評価値:0.03 mg/Lを設定した。	発ガン	2010	0.03	100	50	2	UR 10-5	0.0012	慢性毒性試験	マウス	78週間	経口投与		
			米国	基準値	0.005	practical quantitation limit	(ヘ)		0.123	50	70	2	RfD	0.007						
			カナダ	ガイドライン値	0.005		(ニ)		0.005	20	70	4	TDI	0.00146						
基-019	ベンゼン(Benzene)	71-43-2	日本	基-019	0.01		非発ガン	2008	0.045	10	50	2	TDI	0.018	慢性毒性試験	ラット及びマウス	103週間	経口投与		
			日本	基-019	0.01		発ガン	2008	0.01	100	50	2	UR 10-5	0.0004	職業暴露における疫学研究	ヒト	職業暴露	吸入暴露		
			米国	基準値	0.005	practical quantitation limit	(ヘ)		0.002	10	70	2	RfD	0.0007						
			EU	規制値	0.001	1 µg/L based on a theoretical additional cancer risk of 10 <sup>-6</sup> .	-													

表7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：水質基準項目(2)(2/11)

水質基準項目等	評価品目名	CAS番号	国・機関名	分類	基準値・目標値・ガイドライン値 (mg/L)	備考	基準値相違根拠	評価年(最終)	基準値の算出				評価値			試験データ					
									算出値 (mg/L)	寄与率 %	体重 (kg)	飲料水 (L/日)	評価値種類	評価値 (mg/kg体重/日)	備考	評価値設定の根拠とした試験の種類	動物種	期間	投与方法		
			カナダ	ガイドライン値	0.005	the guideline for benzene in drinking water is established at a maximum acceptable concentration (MAC) of 0.005 mg/L (5 μg/L). The guideline for benzene is established based on cancer end-points and is considered protective for all health effects.	(イ)														
			豪州	ガイドライン値	0.001	0.001 mg/L is based on a consideration of health effects in relation to the limit of determination.	(へ)	1996													
基-027	トリクロロ酢酸 (Trichloroacetic acid)	76-03-9	日本	基-027	0.2	消毒副生成物であることより、飲料水に対するTDI:32.5 μg/kg/day(DeAngelo AB, Daniel FB, Most BM, Olson GR: 1997)の寄与率として20%を適用し、50kgの体重のヒトが1日2Lの飲料水を摂取すると仮定すると、TCAの評価値は0.2 mg/L(≒162.5 μg/L)と求められる。	非発ガン	2012	0.03	20	50	2	TDI	0.006		慢性毒性/発がん性併合試験	マウス	104週間	飲水投与		
			日本	基-027	0.2		発ガン	2012	0.03	20	50	2	TDI	0.006							
			豪州	ガイドライン値	0.1		(イ)	1996	0.1	20	70	2	(TDI)	0.018		90-day drinking water study using male rats	ラット	90日間	飲水投与		
			中国	限值	0.1		-														
基-032	アルミニウム及びその化合物 (Aluminum)	-	日本	基-032	0.2		-														
		7429-90-5	米国	基準値	0.05	NSDWR	(へ)														
基-044	フェノール類	-	日本	基-044	0.005		-														
		-	中国	限值	0.002		-														

表 7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：水質基準項目(3)(3/11)

水質基準項目													
水質基準	評価品目名	CAS番号	国	試験データ	影響	毒性量種類	毒性量 (mg/kg体重/日)	著者・公表年	UF	UF内訳 (種差及び個体差)	他の安全係数	備考	
基-003	カドミウム (Cadmium)	7440-43-9	日本					Horiguchi H., Oguma E., Sasaki S., Miyamoto K., Ikeda Y., Machida M., Kayama F. 2004	-			米のカドミウムの成分規格改正について	
			豪州					JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives). (2000)	-			No additional safety factors	
基-012	ホウ素(Boron)	7440-42-8	日本		胎児の体重減少及び胎児の骨格変異(第13肋骨の短縮及び波状肋骨の発生頻度の上昇)	NOAEL	9.6	Price CJ, Strong PL, Marr MC, Myers CB, Murray FJ. 1996	100	種差10、個体差10			
			中国										
基-016	ジクロロメタン (Dichloromethane)	75-09-2	日本		肝毒性	NOAEL	6	Serota DG, Thakur AK, Ulland BM, Kirschman JC, Brown NM, Coots RH et al. 1986	1000	種差10、個体差10		毒性の重篤性 [発がんの可能性]:10	
			米国		Liver toxicity	NOAEL	5.85	Serota et al. 1986a	100	種差10、個体差10			
基-017	テトラクロロエチレン (Tetrachloroethylene)	127-18-4	日本		マウス(肝毒性)及びラット(体重増加抑制)	NOAEL	14	マウス: Buben JA, O'Flaherty EJ. 1985 ラット: Hayes JR, Conde LW Jr, Borzelleca JF. 1986	1000	種差10、個体差10		亜急性試験及び毒性の重篤性 [発がんの可能性]:10	
			米国		Increased liver weight and hepatic triglycerides levels	NOAEL	14.3	Buben and O'Flaherty 1985	1000	種差10、個体差10		10:subchronic to chronic	
基-018	トリクロロエチレン (Trichloroethylene)	79-01-6	日本		胎児の心臓異常	BMDL10	0.146	Dawson BV, Johnson PD, Goldberg SJ, Ulrich JB. 1993	100	種差10、個体差10			
			日本		肝がん	UR 10-5	0.0012	INCI. 1976					
			米国		Increased liver weight	LOAEL	7.34	Kimmerle and Eben 1973	1000				
			カナダ		increased incidence of heart defects in fetuses born to dams	BMDL10	0.146	Dawson BV, Johnson PD, Goldberg SJ, Ulrich JB. 1993	100	種差10、個体差10			
基-019	ベンゼン(Benzene)	71-43-2	日本		白血球及びリンパ球の減少	LOAEL	18	NTP. 1986	1000	種差10、個体差10	LOAEL 使用:10		
			日本		白血病	UR 10-5	0.0004	Rinsky RA, Young RJ, Smith AB. 1981 ; Rinsky RA, Smith AB, Hornung R, Filloon TG, Young RJ Okun AH et al. 1987					
			米国		Slight leukopenia and erythrocytopenia	NOAEL	1	Wolf et al. 1956	1000	種差10、個体差10		10:subchronic to chronic	
			EU										
			カナダ					Health Canada (2005)					
			豪州										
基-027	トリクロロ酢酸 (Trichloroacetic acid)	76-03-9	日本		(非発がん毒性を指標とした場合) 肝変異細胞の発生頻度の上昇	LOAEL	6	DeAngelo AB, Daniel FB, Wong DM, George MH. 2008	1000	種差10、個体差10		PPARαアゴニストとしての影響以外の可能性及びLOAELの使用10	
			日本		(発がん性を指標とした場合) 肝臓の腫瘍発生頻度及び腫瘍発生個数の上昇	NOAEL	6		1000	種差10、個体差10		発がん性 10	
			豪州		increased liver peroxisomal activity	no-effect level	36	Mather et al 1990	2000	種差10、個体差10		10動物試験が発がん性証拠、2慢性試験の採用	
			中国										
基-032	アルミニウム及びその化合物 (Aluminum)	-	日本										
		7429-90-5	米国										
基-044	フェノール類	-	日本										
		-	中国										

表7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：水質管理目標設定項目(1)(4/11)

水質管理目標設定項目				基準値等と算出値が異なるケース															
水質基準項目等	評価品目名	CAS番号	国・機関名	分類	基準値・目標値・ガイドライン値 (mg/L)	備考	基準値相違根拠	評価年(最終)	基準値の算出				評価値			試験データ			
									算出値 (mg/L)	寄与率 %	体重 (kg)	飲料水 (L/日)	評価値種類	評価値 (mg/kg体重/日)	備考	評価値設定の根拠とした試験の種類	動物種	期間	
目-001	アンチモン (Antimony)	7440-36-0	日本	目-001	0.015		カナダ:(口) 他:(イ)	2012	0.015	10	50	2	TDI	0.006		亜急性毒性試験	ラット	90日間	
			米国	基準値	0.006	Potential Health Effects from Long-Term Exposure Above the MCL (unless specified as short-term):Increase in blood cholesterol; decrease in blood sugar	豪州:(ハ)		0.001	10	70	2	RfD	0.0004					
			EU	規制値	0.005		-												
			カナダ	ガイドライン値	0.004		(口)			0.004	38	70	1.5	TDI	0.0002		13-week study in rats	ラット	13週間
			豪州	ガイドライン値	0.003		米国:(ハ)	1996		0.003	10	70	2	(TDI)	0.00086		lifetime study using rats	ラット	lifetime
目-005	1,2-ジクロロエタン (1,2-dichloroethane)	107-06-2	中国	限值	0.005		-												
			日本	目-005	0.004		非発ガン	2008	0.094	10	50	2	TDI	0.0375		亜急性毒性試験	ラット	90日間	
			日本	目-005	0.004		発ガン	2008	0.004	100	50	2	UR 10-5	0.00016		慢性毒性試験	ラット	78週間	
			EU	規制値	0.003		-												
目-008	トルエン(Toluene)	108-88-3	豪州	ガイドライン値	0.003		(口)	1996								78 week study in rat	ラット	78週間	
			日本	目-008	0.4		豪州:(口)	2008	0.4	10	50	2	TDI	0.149		亜急性毒性試験	ラット	13週間	
			カナダ	ガイドライン値	0.024	the odour threshold (For toluene, two odour threshold measurements of 0.024 mg/L were reported)	(へ)												
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	豪州	ガイドライン値	0.025	Based on aesthetic considerations (taste and odour)	(へ)	1996	0.78	10	70	2	(TDI)	0.223		13-week oral study using rats	ラット	13週間	
			日本	目-009	0.1		-												
			WHO	ガイドライン値	0.008		豪州:(口)	1993(2003)	0.008	1	60	2	TDI	0.025			ラット		
			米国	基準値	0.006	practical quantitation limit	(イ)	1991(1998)	0.007	1	70	2	RfD	0.02		Guinea Pig Sub-chronic-to-Chronic Oral Bioassay	Guinea Pig	1年間	
			豪州	ガイドライン値	0.01		(口)	1996	0.01	1	70	2	(TDI)	0.025		14-day study using rats and hamsters	rats and hamsters	14日間	
			中国	限值	0.008		-												

表7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：水質管理目標設定項目(2)(5/11)

水質管理目標設定項目				基準値等と算出値が異なるケース														
水質基準項目等	評価品目名	CAS番号	国・機関名	分類	基準値・目標値・ガイドライン値 (mg/L)	備考	基準値相違根拠	評価年(最終)	基準値の算出				評価値			試験データ		
									算出値 (mg/L)	寄与率 %	体重 (kg)	飲料水 (L/日)	評価値種類	評価値 (mg/kg体重/日)	備考	評価値設定の根拠とした試験の種類	動物種	期間
目-014	抱水クロラール	302-17-0	日本	目-014	0.03	TDI: 0.0053 mg/kg/day(Sanders et al. 1982)からの算出値	-	2007	0.02	20	50	2	TDI	0.0045		慢性毒性試験	マウス	2年間
			中国	限值	0.01		-											
目-016	塩素(残留塩素)(Chlorine)	7782-50-5	日本	目-016	1	水道法施行規則第17条では、衛生上の措置として給水の残留塩素を遊離残留塩素として0.1 mg/L(結合残留塩素の場合は0.4 mg/L)以上保持するよう規定している。	(口)	2007	3	100	50	2	TDI	0.136		慢性毒性試験	ラット	2年間
			豪州	ガイドライン値	0.6	Chlorine has an odour threshold in drinking water of about 0.6 mg/L.	(口)	2011	5	100	70	2	(TDI)	0.15		2-year drinking water study	rodents	2年間
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	日本	目-020	0.3	臭味発生防止の観点から、0.3 mg/L以下とすることが適当	(イ)	2008	1.5	10	50	2	TDI	0.6		亜急性毒性試験	ラット	13週間
			米国	基準値	0.2	Potential Health Effects from Long-Term Exposure Above the MCL (unless specified as short-term): Liver, nervous system, or circulatory problems	(イ)		0.12	10	70	2	RfD	0.035				
			韓国	基準値	0.1		-											
目-021	メチル-tert-ブチルエーテル(Methyl tert-butyl ether)	1634-04-4	日本	目-021	0.02	味や臭いを感じる閾値	(へ)	2008	0.4	10	50	2	TDI	0.143		慢性毒性試験	ラット	2年間
			カナダ	ガイドライン値	0.015	based on odour detection thresholds	(へ)											
目-029	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4	日本	目-029	0.1		(口)	2008	0.1	10	50	2	TDI	0.046		慢性毒性試験	ラット	2年間
			米国	基準値	0.007	Potential Health Effects from Long-Term Exposure Above the MCL (unless specified as short-term): Liver problems	(口)	1987(2002)	0.035	10	70	2	RfD	0.01		慢性毒性試験	ラット	2年間
			カナダ	ガイドライン値	0.014		(口)		0.014	10	70	1.5	ADI	0.003		慢性毒性試験	ラット	2年間
			豪州	ガイドライン値	0.03		(口)	1996	0.03	10	70	2	(TDI)	0.009		2-year drinking water study using rats	ラット	2年間
			韓国	基準値	0.03		-											
			中国	限值	0.03		-											

表7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：水質管理目標設定項目(3)(6/11)

水質管理目標設定項目												
水質基準項目等	評価品目名	CAS番号	国・機関名	試験データ					評価値導出			備考
				投与方法	影響	毒性量種類	毒性量 (mg/kg体重/日)	著者・公表年	UF	UF内訳 (種差及び個体差)	他の安全係数	
目-001	アンチモン (Antimony)	7440-36-0	日本	飲水投与	摂水量減少、摂餌量減少、体重増加抑制及び肝線維症等の肝臓の器質的変化	NOAEL	6.0	Poon R, Chu I, Lecavalier P, Valli VE, Foster W, Gupta S et al., 1998	1000	種差10、個体差10	亜急性毒性試験データからの外挿10	
			米国		Decreased longevity, altered blood glucose and cholesterol	LOAEL	0.43	Schroeder et al 1970	1000	種差10、個体差10	LOAEL使用:10	
			EU									
			カナダ	飲水投与	histological changes	NOAEL	0.06	Poon, R., Chu, I., Lecavalier, P., Valli, V.E., Foster, W., Gupta, S. and Thomas, B. (1998).	300	種差10、個体差10	3 for the use of a short-term study	
			豪州		decreased lifespan and altered blood levels of glucose and cholesterol	LOAEL	0.43	Schroeder et al 1970	500	種差10、個体差10	5 because a lowest effect level was used instead of a no-effect level	
			中国									
目-005	1,2-ジクロロエタン (1,2-dichloroethane)	107-06-2	日本	強制経口投与	腎・肝・脳比重量の増加、ヘモグロビン・ヘマトクリット値減少	NOAEL	37.5	Daniel FB, Robinson M, Olson GR, York RG, Condie LW. 1994	1000	種差10、個体差10	亜急性試験:10	
			日本	強制経口投与	前胃での扁平上皮がんと循環器系での血管肉腫、及び乳腺がんの発生率増加	UR 10-5	0.00016	NCI. 1978				
			EU									
			豪州					NCI. 1978				
目-008	トルエン(Toluene)	108-88-3	日本	強制経口投与	海馬体の歯状回及びアンモン角での神経細胞の壊死等の脳の神経病理学的影響	NOAEL	446	NTP. 1990	3000	種差10、個体差10	亜急性毒性試験:10、毒性の重篤性〔病理組織学的な変化を伴う神経毒性〕:3	
			カナダ					Alexander, C., McCarty, W.M., Bartlett, E.A. and Syverud, A.N., 1982				
			豪州	強制経口投与	increased liver weights	no-effect level	312(換算223)	NTP. 1990	1000	種差10、個体差10	10 because a less than lifetime study was used	
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	日本									
			WHO		肝臓ペルオキシソーム増殖	NOAEL	2.5		100	種差10、個体差10		
			米国	混餌投与	increased relative liver weight	LOAEL	19(0.04% of diet)	Carpenter et al., 1953	1000	種差10、個体差10	10:RfD is set on a LOAEL	
			豪州		increases in liver peroxisomal activity	LOAEL	25	IPCS 1992	1000	種差10、個体差10	10 because effects were observed at the lowest dose	
			中国									



表7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：水質管理目標設定項目(4)(7/11)

水質管理目標設定項目												
水質基準項目等	評価品目名	CAS番号	国・機関名	試験データ					評価値導出			備考
				投与方法	影響	毒性量種類	毒性量 (mg/kg体重/日)	著者・公表年	UF	UF内訳 (種差及び個体差)	他の安全係数	
目-014	抱水クロラール	302-17-0	日本	飲水投与	肝腺腫の発生頻度と発生数の増加	LOAEL	13.5	George MH, Kilburn S, Moore T et al. 2000	3000	種差10、個体差10	NOAELでなく LOAEL使用:10、 毒性の重篤性:3	
			中国									
目-016	塩素(残留塩素)(Chlorine)	7782-50-5	日本	飲水投与	有害影響認められず	NOAEL	13.6	NTP. 1992	100	種差10、個体差10		
			豪州	飲水投与	no specific effects	NOAEL	15	NTP 1992	100	種差10、個体差10		
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	日本	混餌投与	腎臓の病変(腎尿細管上皮の硝子滴変性)	NOAEL	600	NTP. 2000	1000	種差10、個体差10	亜急性毒性試験:10	
			米国		Histological changes in liver	LOAEL	35.1	McNutt et al. 1975	1000	種差10、個体差10	10 for use of a LOAEL	
			韓国									
目-021	メチル-tert-ブチルエーテル(Methyl tert-butyl ether)	1634-04-4	日本	強制経口投与	精巢の間細胞腫及び雌の白血病を含むリンパ腫の発生増加	NOAEL	143	Belpoggi F, Soffritti M, Filippini F, Maltoni C. 1997	1000	種差10、個体差10	毒性の重篤性:10	
			カナダ					Stocking et al., 2001				
目-029	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4	日本	飲水投与	肝小葉中心性の脂肪変性	BMDL10	4.6	Quast et al 1983	100	種差10、個体差10		
			米国	飲水投与	Liver toxicity (fatty change)	LOAEL	10	Quast et al. (1983)	1000	種差10、個体差10	10 for use of a LOAEL	
			カナダ	飲水投与	mid-zonal fatty changes in the liver of female rats	LOAEL	9	Quast, J.F., Humiston, C.G., Wade, C.E., Ballard, J., Beyer, J.E., Schwetz, R.W. and Norris, J.M. (1983).	3000	種差10、個体差10	10 for use of a LOEL; and 3 for limited evidence of carcinogenicity	
			豪州	飲水投与	swelling to liver cells	LOAEL	9	Quast et al 1983	1000	種差10、個体差10	10 because a lowest effect level was used instead of a no-effect level	
			韓国									
			中国									

表7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：農薬1群(1)(8/11)

農薬1群					基準値等と算出値が異なるケース																			
水質基準	評価品目名		国	分類	基準値	備考	基準値	評価年	基準値の算	算出値 (mg/L)	寄与率 (%)	体重 (kg)	飲料水 (L/日)	評価値 種類	評価値 (mg/kg体重/日)	備考	試験 データ	試験設定の根拠とした試験の種類	動物種	期間	投与方法	影響	毒性量種類	
農-1-001	チウラム(Thiram)	137-26-8	日本	農-1-001	0.02		-																	
			豪州	ガイドライン値	0.007		-			0.007	10	70	2	ADI	0.002		long-term (2-year) study	イヌ	2年間		混餌投与	neurological, anaemic and liver effects	NOEL	
農-1-002	シマジン(CAT)	122-34-9	日本	農-1-002	0.003		-																	
			WHO	ガイドライン値	0.002		-	1993 (2003)		0.002	10	60	2	TDI	0.00052		長期試験	ラット				体重変化、血液学的指標への影響、乳がんの増加	NOEL	
農-1-006	ダイアジノン	333-41-5	日本	農-1-006	0.005		-																	
			豪州	ガイドライン値	0.004		-	2011		0.004	10	70	2	ADI	0.001		short-term (37-43 day) 反復試験	ヒト		37-43日間	混餌投与	cholinesterase inhibition	NOEL	
農-1-009	クロタロニル(TP N)	1897-45-6	日本	農-1-009	0.05		-																	
			中国	限值	0.01		-																	
農-1-011	ジクロロボス(DDVP)	62-73-7	日本	農-1-011	0.008		-																	
			豪州	ガイドライン値	0.005		-	2011		0.005	10	70	2	ADI	0.0014		short-term (28-day) study in humans	ヒト		28日間	混餌投与	inhibition of plasma cholinesterase activity	NOEL	
農-1-021	アセフェート(Acephate)	30560-19-1	日本	農-1-021	0.08	H25.4.1 変更予定0.01←0.08	(イ) (二)	2010		0.006	10	50	2	ADI	0.0024		慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間		混餌投与	雌雄：赤血球及び脳ChE活性阻害(20%以上)(発がん性は認められない)	NOEL	
			豪州	ガイドライン値	0.008		(イ) (二)	2011		0.008	10	70	2	ADI	0.0022		long-term (2-year) dietary study in rats	ラット	2年間		混餌投与	脳、血漿、赤血球コリンエステラーゼ活性の減少	NOEL	
農-1-024	トリクロロホン(DEP)	52-68-6	日本	農-1-024	0.03		-																	
			豪州	ガイドライン値	0.007		-	2011		0.007	10	70	2	ADI	0.002		long-term dietary study	サル		10年間	混餌投与	cholinesterase depression	NOEL	
農-1-026	イプロジオン	36734-19-7	日本	農-1-026	0.3		-																	
			豪州	ガイドライン値	0.1		-	2011		0.1	10	70	2	ADI	0.04		long-term (1-year) dietary study in dogs	イヌ		1年間	混餌投与	肝臓、前立腺重量の変化、副腎、腎臓、肝臓および膀胱の組織学的変化	NOEL	
農-1-036	アシュラム(Asulam)	3337-71-1	日本	農-1-036	0.2		-																	
			豪州	ガイドライン値	0.07		-	2011		0.07	10	70	2	ADI	0.02		long-term (2-year) study in rats	ラット		2年間	混餌投与	雌雄：副腎への影響 雄：甲状腺への影響	NOEL	
農-1-044	ペンディメタリン(Pendimethalin)	40487-42-1	日本	農-1-044	0.3	H25.4.1 変更予定0.3←0.1	(イ)	2012		0.3	10	50	2	ADI	0.12		慢性毒性試験	イヌ	2年間		混餌投与	雌雄：肝慢性炎症、胆汁うっ滞増加等	NOEL	
			WHO	ガイドライン値	0.02		(イ)	1993 (2003)		0.02	10	60	2	TDI	0.005		長期混餌投与	ラット		長期	混餌投与	軽度の肝毒性	LOAEL	
農-1-047	アラクロール(Alachlor)	15972-60-8	日本	農-1-047	0.01	H25.4.1 変更予定0.03←0.01	(イ) (二)	2011		0.025	10	50	2	ADI	0.01		慢性毒性試験	イヌ		1年間		混餌投与	雌雄：下痢、粘液便、流涎等	NOEL
			米国	基準値	0.002		(イ) (二)	1998 (2004)		0.035	10	70	2	RfD	0.01			イヌ		1年間			Hemosiderosis, hemolytic anemia	NOEL
農-1-048	カルバリル(NAC)	63-25-2	日本	農-1-048	0.05		-																	
			豪州	ガイドライン値	0.03		-	2011		0.03	10	70	2	ADI	0.008		long-term (2-year) dietary study in mice	マウス		2年間	混餌投与	vascular tumours	LOAEL	
農-1-060	モリネート(Molinate)	2212-67-1	日本	農-1-060	0.005		-																	
			豪州	ガイドライン値	0.004		-	2011		0.004	10	70	2	ADI	0.001		3-generation reproduction study in rats	ラット		3世代			reduction in the number of litters, with an associated reduction in litter size and pup survival	NOEL

表7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：農薬1群(2)(9/11)

水質基準項目等	農薬1群 評価品名		国・機関名	分類	基準値・目標値・ガイドライン値 (mg/L)	備考	基準値相違根拠	評価年(最終)	基準値等と算出値が異なるケース				評価値 (mg/kg体重/日)	備考	試験データ					毒性量種類								
									基準値の算出						評価値の種類	試験の根拠とした試験の種類	動物種	期間	投与方法		影響							
									算出値 (mg/L)	寄与率 %	体重 (kg)	飲料水 (L/日)																
農-1-063	アトランジン(Atrazine)	1912-24-9	日本	農-1-063 基準値	0.01	Potential Health Effects from Long-Term Exposure Above the MCL (unless specified as short-term): Cardiovascular system or reproductive problems	-				2	RfD	0.005		2-year Rat Feeding Study					increased body weight gain in F2 pups; maternal toxicity	NOAEL							
			米国		0.003		-								0.035							20	70	2				
			カナダ	ガイドライン値	0.005		-	1993	0.005	20	70	1.5	ADI	0.0005	two-generation rat reproduction study	ラット	2世代	混餌投与	reductions in body weight of offspring in the F2 generation	NOAEL								
農-1-066	ジメトエート	60-51-5	日本	農-1-066 ガイドライン値	0.05		-	2003	0.006	10	60	2	ADI	0.002	study of reproductive toxicity in rats	ラット				生殖能への影響	apparent NOAEL							
			WHO		0.006		-																					
			カナダ	ガイドライン値	0.02		-									1986 (2005)						0.02	20	70	1.5	ADI	0.002	studies in human volunteers
			豪州	ガイドライン値	0.007		-	0.007	10	70	2	ADI	0.002	short-term human volunteer study	ヒト	57日間		inhibition of cholinesterase in whole blood	NOEL									
農-1-072	グリホサート	1071-83-6	日本	農-1-072 基準値	2		-					2	RfD	0.1		3-Generation Rat Reproduction Study	ラット	3世代			Increased incidence of renal tubular dilation in F3b offspring	NOAEL						
			米国														0.7						-					
			カナダ				ガイドライン値										0.28						-	1987 (2005)	0.28	20	70	1.5
			豪州	ガイドライン値	1		-	2011	1	10	70	2	ADI	0.3	3-generation reproduction study in rats	ラット	3世代		not produce any evidence of reproductive effects, delayed development or teratogenicity	NOEL								
農-1-074	メソミル(Methomyl)	16752-77-5	中国	限值	0.7		-																					
			日本	農-1-074	0.03		-																					
			豪州	ガイドライン値	0.02		-	2011	0.02	10	70	2	ADI	0.00625	medium-term (3-month) dietary study in rats	ラット	3月間	混餌投与	decreased bodyweight gain, decreased kidney weight and adverse effects in the spleen	NOEL								
農-1-100	トリフルラリン (Trifluralin)	1582-09-8	日本	農-1-100	0.06		(イ)	2012	0.06	10	50	2	ADI	0.024		慢性毒性試験	イヌ	1年間	経口(カプセル)投与	雌雄: RBC, Hb 減少等	NOAEL							
			WHO	ガイドライン値	0.02		(イ)									1993 (2003)	0.02	10	60	2	TDI	0.0075		イヌ	1年間	混餌投与	中程度の肝臓への影響	NOAEL
			カナダ	ガイドライン値	0.045		(イ)									1989 (2005)	0.045	20	70	1.5	MDI	0.0048		イヌ	1年間	混餌投与	changes in liver and spleen weights and in serum chemistry (lipid and protein fractions)	NOAEL

表7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：農薬1群(3)(10/11)

水質基準 項目等	農薬1群			試験データ 著者・公表年	評価値導出			備考
	評価品目名		国・機関名		UF	UF内訳 (種差及び個体差)	他の安全係数	
農-1-001	チウラム(Thiram)	137-26-8	日本 豪州		200	種差10、個体差10	2: 発がん性に関するuncertainty	
農-1-002	シマジン(CAT)	122-34-9	日本 WHO		1000	種差10、個体差10	非遺伝毒性の発がん性の可能性:10	
農-1-006	ダイアジノン	333-41-5	日本 豪州		20	個体差10	2 for the closeness of the NOEL and LOEL	
農-1-009	クロロタロニル(TPN)	1897-45-6	日本					
農-1-011	ジクロロボス(DDVP)	62-73-7	中国 日本 豪州			10: 個体差10		
農-1-021	アセフェート(Acephate)	30560-19-1	日本 豪州	アリスタ ライフサイエンス株式会社、一部公表予定2009	100	種差10、個体差10		
農-1-024	トリクロルホン(DCP)	52-68-6	日本 豪州		100	種差10、個体差10		
農-1-026	イプロジオン	36734-19-7	日本 豪州		100	種差10、個体差10		
農-1-036	アシュラム(Asulam)	3337-71-1	日本 豪州	雌雄: 副腎への影響 雄: 甲状腺への影響	2000	種差10、個体差10	20: failure of some studies to demonstrate NOELs	
農-1-044	ペンディメタリン(Pendimethalin)	40487-42-1	日本 WHO		100	種差10、個体差10	LOAEL使用とデータベース不足:10	
農-1-047	アラクロール(Alachlor)	15972-60-8	日本 米国	日本モンサント株式会社、一部公表 2008 Monsanto Co., 1984	100	種差10、個体差10		
農-1-048	カルバリル(NAC)	63-25-2	日本 豪州		2000	種差10、個体差10	10: a LOEL, 2: uncertainty as to the mode/mechanism of vascular tumour formation and for the inability to dismiss the relevance of vascular tumours to humans.	
農-1-060	モリネート(Molinate)	2212-67-1	日本 豪州		200	種差10、個体差10	2: uncertainty resulting from the new data on neurotoxicity and developmental effects, which have yet to be evaluated in Australia.	

表7 海外諸国・機関の基準値・目標値等比較解析：農薬1群(4)(11/11)

水質基準項目等	農薬1群		国・機関名	試験データ		評価値導出			備考
	評価品目名			毒性量 (mg/kg体重/日)	著者・公表年	UF	UF内訳 (種差及び 個体差)	他の安全係 数	
農-1-063	アトラジン (Atrazine)	1912-24-9	日本						
			米国	0.5	Ciba-Geigy 1987	100	種差10、個 体差10		
			カナダ	0.5	Ciba-Geigy. 1987	1000	種差10、個 体差10	10: evidence that atrazine might act as a non- genotoxic carcinogen or as a promoter in rats through interferences in hormonal regulation	
農-1-066	ジメエート	60-51-5	日本						
			WHO	1.2		500	種差10、個 体差10	5 to take into consideration concern regarding whether the NOAEL could be a LOAEL	
			カナダ	0.2	Edson, E.F., Jones, K.H. and Watson, W.A. 1967	100	種差10、個 体差10		
			豪州	0.2		100	個体差10	10: to account for the uncertainty in the ADI	
農-1-072	グリホサート	1071-83-6	日本						
			米国	10	Monsanto Company 1981	100	種差10、個 体差10		
			カナダ	3.0	Lankas, G.R. for Monsanto (1981)	100	種差10、個 体差10		
			豪州	30		100	種差10、個 体差10		CAS:756-09- 2と記載
			中国						
農-1-074	メソミル (Methomyl)	16752-77- 5	日本						
			豪州	1.25		200	種差10、個 体差10	2 : account for uncertainty in the ADI	
農-1-100	トリフルラリ ン (Trifluralin)	1582-09-8	日本	2.4	ダウ・ケミカ ル日本株式 会社、一部 公表 2011	100	種差10、個 体差10		
			WHO	0.75		100	種差10、個 体差10		
			カナダ	4.8		1000	種差10、個 体差10	10 for limitations of the data base	

#### 4. 水質基準等に関する情報の更新

我が国の現行の水質基準等について、基準値・評価値等、評価値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報が「平成 22 年度水道水における有害物質の健康影響等に関する文献調査」で取りまとめられているが、今回、平成 25 年 3 月 15 日時点での情報に更新した(表 8～13)。表中、着色した部分が今回更新した情報である。

(水質基準逐次改正検討会等の会議資料の一部でもある)

表 8 最近の水道水質基準等項目の状況 水質基準項目(1/5)

	項目名	基準値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※2 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )※3			厚料審	食安委	WHO等		
基-1	一般細菌	100個/ml※						・感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	
基-2	大腸菌	不検出※	(新規)					・糞便汚染の指標として適当	
基-3	カドミウム及びその化合物	0.003	H22.4.1 施行	0.003	H20.12.16 基準値強化 0.003←0.01	H20.9.25 答申済み		・JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01mg/Lを当面維持 ・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ を維持(寄与率10%で2.5 $\mu\text{g}/\text{L}$ ) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐用週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)	
基-4	水銀及びその化合物	0.0005※		0.006(2005)	H20.12.16 H15からの 変更無し (メチル水銀)	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮 ・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイリスクグループ(胎児)を対象とした耐用週間摂取量 2.0 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)	
基-5	セレン及びその化合物	0.01		4	0.01		意見募集終了	WHO第4版 暫定基準に変更 ・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持 ・食安委答申(H.24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35mg/日(成人、上限量400mg/日)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	
基-6	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.04		H24.3.22 審議中 (専門調査会) 自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P←0.01 ・4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした ・食安委検討中(H24.3.22専門調査会) 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐用摂取量の設定を検討	
基-7	ヒ素及びその化合物	0.01	(暫定値)		0.01 A,T		H24.2.15 審議中 (専門調査会) 自ら評価	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T←P ・発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持 ・食安委検討中(H24.2.15専門調査会) ・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L	
基-8	六価クロム化合物	0.05			0.05 P(全Cr)		H21.8.17 審議中 (清涼飲料水部会)	WHO第4版 追加予定 →追加されず ・クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当 ・食安委検討中(H21.8.17清涼飲料水部会) ・Crは必須元素(推奨摂取量=30~40mg/日、成人)	
基-9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01※		4.5	設定せず(第4版)←0.7(AF=20%) 0.6(短期暴露、2007)	H24.3.5 H15からの 変更なし	H22.10.14 答申済み	WHO第4版 ガイドライン値 設定せず ガイダンス値: 短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして) ・水質基準として維持 ・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)	

表 8 最近の水道水質基準等項目の状況 水質基準項目(2/5)

項目名	基準値 値(mg/L)※3	根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)	
				厚料審	食安委	WHO等			
基-10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		50(NO3として) 3(NO2として)		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴 露ガイドライン 値 設定せずー 0.2P	・亜硝酸態窒素についてはWHO/GDWQが 毒性評価の観点から暫定値とされているこ とから水質管理目標設定項目	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	
基-11 フッ素及びその化合物	0.8			1.5	H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状菌発生予防の観点から現行値: 0.8mg/Lを継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L	
基-12 ホウ素及びその化合物	1		92(AF=40%)	2.4	意見募集終了 (H24.7.20 締 切)	WHO第4版 変更 2.4→0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバス ケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地 質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただ し各国アロケーション考慮して変更可能。	
基-13 四塩化炭素	0.002	0.71	0.004	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71	
基-14 1,4-ジオキサン	0.05		10-5Risk	0.05(2005)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18	
基-15 1,1-ジクロロエチレン	0.02	H21.4.1 水質管理 目標設定 項目に変 更	9	設定せず(2005)	H19.10.26 水質管理目標 設定項目に変 更	H19.3.15 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以來基準値超の例もあり、継続性の観点 から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46
基-15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	H21.4.1 シス-1,2-ジ クロロエチ レン及びト ランス-1,2- ジクロロエ チレンに変 更	17		H19.10.26 シス及びトランス -1,2-ジクロロエ チレンを合算して 評価、シス-1,2- ジクロロエチレン の基準を廃止	H19.3.15(シス 体) H20.5.29(トラン ス体) 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以來基準値超の例もあり、継続性の観点 から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(トランス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)
基-15 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	H21.4.1 シス-1,2-ジ クロロエチ レン及びト ランス-1,2- ジクロロエ チレンに変 更	17		H19.10.26 シス及びトランス -1,2-ジクロロエ チレンを合算して 評価、シス-1,2- ジクロロエチレン の基準を廃止			・シス体との混合物として使用されるので管 理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)



表 8 最近の水道水質基準等項目の状況 水質基準項目(3/5)

	項目名	基準値	根拠TDI等	WHO/GDWQ※2	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値(mg/L)※3			(μg/kg/日)	(mg/L)	厚労省		
基-16	ジクロロメタン	0.02		6	0.02	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする ・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6
基-17	テトラクロロエチレン	0.01		10-5Risk	0.04	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持 ・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14
基-18	トリクロロエチレン	0.01	H23.4.1 施行	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2 評価値強化 0.01←0.03	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持 ・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 μg/kg体重/日
基-19	ベンゼン	0.01		10-5Risk	0.01	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持 ・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 μg/kg体重/日
基-20	塩素酸	0.6	H20.4.1 (施行) 追加 (水質管理 目標設定 項目から 変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。 ・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30
基-21	クロロ酢酸	0.02	(新規)	3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)		H24.5.10 答申済み		・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=3.5 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=3.5
基-22	クロロホルム	0.06		12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9(非発がん)(TDI不変)
基-23	ジクロロ酢酸	0.04	(変更)	1.43 (10-5Risk)	0.05 D		未審議	WHO第4版 暫定とした理由 変更 D←T,D	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.8 SF=7.8E-3 ・食安委報告前(H24.3.23現在)
基-24	ジブromクロロメタン	0.1		21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4(非発がん)(TDI不変)
基-25	臭素酸	0.01	(新規)	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法に限定 ・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 μg/kg体重/日

表 8 最近の水道水質基準等項目の状況 水質基準項目(4/5)

	項目名	基準値	根拠TDI等	WHO/GDWQ※2	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値(mg/L)※3			(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審		
基-26	総トリハロメタン *3	0.1			設定せず (2005) 総評価は推奨	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない
基-27	トリクロロ酢酸	0.2	(変更)	32.5 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)		H24.5.10 答申済み		・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →TDI=6 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=6
基-28	プロモジクロロメタン	0.03		6.1 (AF=20%)	0.06 T (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)
基-29	プロモホルム	0.09		17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)
基-30	ホルムアルデヒド	0.08		15 (AF=20%)	設定せず (2005) ←2.6	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・入浴時等の水道水からの気化による吸入 暴露による影響も考慮 ・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15
基-31	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び 色						・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/ 日)の必須元素
基-32	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共 存時)			H19.10.26 水質管理目標 値 を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合 にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるか についてはなお疑問の余地有
基-33	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び 洗濯物の 着色		設定せず				・水質基準として維持 ・推奨摂取量=10mg/日前後(成人、上限量40~ 50mg/日前後)の必須元素
基-34	銅及びその化合物	1	洗濯物へ の着色		2 (洗濯染みは 生じる可能性 有)	H20.12.16 基準改正の必 要性について検 討を行う	H20.4.17 答申済み		・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量 10mg/日)の必須元素
基-35	ナトリウム及びその化合物	200	味覚						
基-36	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず		意見募集終了 (H24.7.20 締 切)	WHO第4版 変更 設定せず← 0.4C	・食安委答申(H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量 10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)
基-37	塩化物イオン	200	味覚						
基-38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡 立等					WHO第4版 追加予定 →追加されず	・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量 2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人) の必須元素
基-39	蒸発残留物	500							
基-40	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある

表 8 最近の水道水質基準等項目の状況 水質基準項目(5/5)

項目名	基準値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※2 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
	値( $\text{mg}/\text{L}$ )※3			厚科審	食安委	WHO等		
基-41 ジェオスミン *4	0.00001	臭気					<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉末活性炭処理による場合: 20ng/L</li> <li>・粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L</li> </ul>	
基-42 2-メチルインボルネオール *5	0.00001	臭気					<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉末活性炭処理による場合: 20ng/L</li> <li>・粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L</li> </ul>	
基-43 非イオン界面活性剤	0.02	発泡					<ul style="list-style-type: none"> <li>・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実に図る必要がある</li> </ul>	
基-44 フェノール類	0.005	臭気					<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質基準として維持</li> </ul>	
基-45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物		H19.10.26 基準値を3に 強化			<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む</li> </ul>	
基-46 pH値	5.8-8.6	腐食防止					<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質基準として維持</li> </ul>	
基-47 味	異常でない	基本指標						
基-48 臭気	異常でない	基本指標					<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質基準として維持</li> </ul>	
基-49 色度	5度	基本指標					<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質基準として維持</li> </ul>	
基-50 濁度	2度	基本指標						
*1	ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)							
*2	H21.4.1改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更							
*3	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和							
*4	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール							
*5	1,2,7,7-テトラメチルピシク[2,2,1]ヘプタン-2-オール							
※	基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)							
※2	P: 健康影響評価の観点からの暫定、T: 浄水技術の観点からの暫定値、A: 測定技術の観点からの暫定値、D: 消毒技術の観点からの暫定値 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。							
※3	平成23年4月1日改正の基準値で評価している。							
※4	ピンク: 10地点以上で基準超過、ベージュ: 基準超過有、薄黄: 10地点以上で50%値超過							

表9 最近の水道水質基準等項目の状況 水質管理目標設定項目(1/4)

項目名	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
	値( $\text{mg}/\text{L}$ )※2			厚科審	食安委	WHO等		
目-1 アンチモン及びその化合物	0.015 (変更)	6	0.02		意見募集終了 (H24.7.20 締切)		・三酸化アンチモンを用いた研究より導いたかなり安全側にたった評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)
目-2 ウラン及びその化合物	0.002 暫定値	0.2←0.6	0.015 PT (AF=80%)	H24.3.5 H15からの 変更なし	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ , UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 $\text{mg}/\text{L}$	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ , UF:300)
目-3 ニッケル及びその化合物	0.01 暫定値		0.07 (AF=20%) (2007提案)		意見募集終了 (H24.6.22 締切)	WHO第3版 第1次追補 版 追加		・食安委答申(H24.7.23) →TDI=4 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)
目-4 亜硝酸態窒素	0.05 暫定値	60(NO2として)	0.06		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期 暴露ガイドラ イン値 設定せず← 0.2P	・WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)
目-5 1,2-ジクロロエタン	0.004	10-5Risk	0.03	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
目-6 トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	H21.4.1 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンとして水質基準項目に変更	17	H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止			・シス体との混合物として使用されるので管理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)
目-7 1,1,2-トリクロロエタン	0.006	H22.4.1 水質管理目標設定項目から削除	10-5Risk	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み			・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=3.9
目-8 トルエン	0.4	H23.4.1 (施行)	149 (AF=10%)	0.7(C)	H22.2.2 評価値緩和 0.4←0.2	H20.11.6 答申済み		・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149

表9 最近の水道水質基準等項目の状況 水質管理目標設定項目(2/4)

項目名	目標値	根拠TDI等	WHO/GDWQ※	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)	
	値(mg/L)※2			(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審			食安委
目-9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1 (変更)	40	0.008 (AF=1%)			意見・情報募集終了 (H24.12.19)		・食安委検討終了(器具・容器包装専門調査会) 意見・情報募集終了(H24.12.19)	
目-10 亜塩素酸	0.6	29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み			・ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としてClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)
目-11 塩素酸		H20.4.1 (施行) 水質基準項目に変更							
目-12 二酸化塩素	0.6	29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み			・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lとしている	
目-13 ジクロロアセトニトリル	0.01	暫定値 H21.4.1 変更	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26 評価値変更 0.01(暫定) ←0.04(暫定)	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7
目-14 抱水クロラール	0.02	暫定値	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26 評価値変更 0.02(暫定) ←0.03(暫定)	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5
目-15 農薬類	検出値/目標値の総和が1以下	H20/4/1 フィプロニル 追加						・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)

表9 最近の水道水質基準等項目の状況 水質管理目標設定項目(3/4)

	項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )※2				厚料審	食安委	WHO等		
目-16	残留塩素	1	(衛生上措置) 遊離塩素 0.1 $\text{mg}/\text{L}$ 以上	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・おいしさの観点に着目したもので今 後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136
目-17	カルシウム、マグ ネシウム等(硬 度)	10-100								
目-18	マンガン及びその 化合物	0.01				0.4(C)				
目-19	遊離炭酸	20							・おいしさの観点に着目したもので今 後とも水質管理目標設定項目とする	
目-20	1,1,1-トリクロロエ タン	0.3		600		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・健康影響に関する評価値は1.5 $\text{mg}/\text{L}$ だが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800
目-21	メチル- <i>t</i> -ブチル エーテル	0.02	(新規)	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補 版 追加	・地下水で一過的に高濃度で検出さ れるとの情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015 $\text{mg}/\text{L}$ としている
目-22	有機物等(過マン ガン酸カリウム消 費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題 点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質 管理目標設定項目として維持	
目-23	臭気強度(TON)	3TON							・おいしい水の観点から維持	
目-24	蒸発残留物	30-200								
目-25	濁度	1度							・より高いレベルの水道を目指すた めの目標として1度以下を設定	
目-26	pH値	7.5							・より高いレベルの水道を目指すた めの目標として、7.5程度を設定	
目-27	腐食性(ランゲリ ア指数)	-1以上とし、 極力0に近づ ける							・水道施設の維持管理や $\text{CaCO}_3$ 析出 防止の観点から水質管理目標設定項 目とする	

表9 最近の水道水質基準等項目の状況 水質管理目標設定項目(4/4)

項目名	目標値	根拠TDI等	WHO/GDWQ※	最終審議・予定		15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)	
				厚科審	食安委			WHO等
目-28 従属栄養細菌 (HPC)	2000cfu/ml (20°C7日 間) ※異常増加 が生じないこ とを確認	H21.4.1 追加		USEPA処理 基準 500cfu/ml以 下	H18.8.4 追加		・本来的細菌数を表現、培養方法が確 立、施設清浄度の劣化を表現、レジオ ネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、 我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断
目-29 1,1-ジクロロエチ レン	0.1	H21.4.1 水質管理目 標設定項目 に変更	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準か ら水質管理 項目に変更 評価値変更 0.1←0.02		評価値の10%を超えるものは1%未満だ が6年以来基準値超の例もあり、継続 性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)
目-30 アルミニウム及び その化合物	0.1	H21.4.1 追加			H19.10.26 追加			

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値  
( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 平成23年4月1日改正の目標値で評価している。

表 10 最近の水道水質基準等項目の状況 要検討項目(1/3)

項目名	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	評価値 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	備考 (80%)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
	値( $\text{mg}/\text{L}$ )※3					厚科審	食安委	WHO等		
検01	銀	-	未設定							・浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める
検02	バリウム	0.7		0.7	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み		・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20 (ヒトNOAEL 0.21 ( $\text{mg}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$ ))、UF 10)
検03	ビスマス	-	未設定							・鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点から留意
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAELにUF 3(個体差)を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ第4版変更設定せず 0.07	
検05	アクリルアミド	0.0005		0.0005	10 <sup>-5</sup>	線形多段階モデルを適用				・高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要
検06	アクリル酸	-	未設定							・日本水道協会規格の塗料の品質として0.002 $\text{mg}/\text{L}$ 以下を設定
検07	17- $\beta$ -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03						・社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要
検08	エチニルエストラジオール	0.00002	暫定値	0.006						・社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900				
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14				
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10 <sup>-5</sup>		線形外挿法を適用			・10-5リスク相当VSDから設定
検12	酢酸ビニル	-	未設定							・施設基準省令で溶出基準0.01 $\text{mg}/\text{L}$ を設定
検13	2,4-ジアミノトルエン	-	未設定							・施設基準省令で溶出基準0.002 $\text{mg}/\text{L}$ を設定
検14	2,6-ジアミノトルエン	-	未設定							・施設基準省令で溶出基準0.001 $\text{mg}/\text{L}$ を設定
検15	N,N-ジメチルアニリン	-	未設定							・施設基準省令で溶出基準0.01 $\text{mg}/\text{L}$ を設定
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7				・臭気の閾値と一致
検17	ダイオキシン類	1 $\mu\text{gTEQ}/\text{L}$	暫定値	4 $\mu\text{gTEQ}/\text{kg}/\text{日}$						
検18	トリエチレンテトラミン	-	未設定							・施設基準省令で溶出基準0.01 $\text{mg}/\text{L}$ を設定
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100						・社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50						・社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要 ・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)。低濃度曝露での有害性？



表 10 最近の水道水質基準等項目の状況 要検討項目(2/3)

項目名	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	評価値 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	備考 (80%)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
	値( $\text{mg}/\text{L}$ )※3						厚科審	食安委	WHO等		
検21	ヒドラジン	-	未設定							・日本水道協会規格の塗料の品質として0.005mg/L以下を設定	
検22	1,2-ブタジエン	-	未設定							・施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	
検23	1,3-ブタジエン	-	未設定							・施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2	暫定値	66						・社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要	・食安委検討中(H22.7.7器具・容器包装専門調査会)
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	暫定値	200						・社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要	・食安委検討中(H22.7.7器具・容器包装専門調査会)
検26	ミクロキスチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04					
検27	有機すず化合物 (TBTO)	0.0006	暫定値	0.25							
検28	プロモクロロ酢酸	-	未設定							・予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検29	プロモジクロロ酢酸	-	未設定							・予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検30	ジプロモクロロ酢酸	-	未設定							・予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検31	プロモ酢酸	-	未設定							・予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検32	ジプロモ酢酸	-	未設定							・予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検33	トリプロモ酢酸	-	未設定							・予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検34	トリクロロアセトニトリル	-	未設定								
検35	プロモクロロアセトニトリル	-	未設定								
検36	ジプロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11					
検37	アセトアルデヒド	-	未設定					H20.12.16 H15からの 変更なし			・食安委答申(添加物、050721) →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)

表 10 最近の水道水質基準等項目の状況 要検討項目(3/3)

	項目名	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	評価値 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	備考 (80%)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )※3						厚科審	食安委		
検38	MX	0.001	10-5Risk	検出濃度は評価値に対し極めて低く、基準値は設定しない	0.0018	線形多段階モデルを適用					
検39	クロロピクリン	-	未設定								
検40	キシレン	0.4	179	0.5 (C)	179						
検41	過塩素酸	0.025	H23.4.1 設定				未審議		WHO2010 (H22) JECFA評価 終了 PMTDI= 0.01mg/kg/ d		<ul style="list-style-type: none"> <li>米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、<math>15\mu\text{g}/\text{日}</math>を定めている(RfD:<math>0.7\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}</math>に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。</li> <li>主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制</li> <li>JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=<math>0.11\text{mg}/\text{kg}/\text{d}</math>(ヒト) UF=10 PMTDI=<math>0.01\text{mg}/\text{kg}/\text{d}</math> PMTDI: 暫定最大一日耐容摂取量</li> </ul>
検42	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	-	未設定								<ul style="list-style-type: none"> <li>英国COTがTDI:<math>3\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}</math>を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中</li> <li>発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断</li> </ul>
検43	ペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	-	未設定								<ul style="list-style-type: none"> <li>英国COTがTDI:<math>0.3\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}</math>を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中</li> </ul>
検44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	未設定	0.0001 (2008)			H22.2.2 評価値を0.1 に設定		WHO/GDW Q第3版第2 次 追補版追加		<ul style="list-style-type: none"> <li>WHO/GDWQ 第2次追補版追加(<math>0.1\mu\text{g}/\text{L}</math>)</li> </ul>
検45	アニリン	0.02	H24.3.5 追加		0.02	LOAEL= $7\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000 TDI= $7\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	H24.3.5 要検討項目 に追加				
検46	キノリン	0.0001	H24.3.5 追加		0.0001	IRIS: 10-5	H24.3.5 要検討項目 に追加				
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	H24.3.5 追加		0.02	設定せず (健康に基づく評価値 =0.02 TDI=7.7)	WHO(参考値)	H24.3.5 要検討項目 に追加			
検48	ニトロロ三酢酸(NTA)	0.2	H24.3.5 追加	0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5 要検討項目 に追加				
※	P:健康影響評価の観点からの暫定値、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。										
※2	英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは $0.01\text{mg}/\text{L}$ 、PFOSは $0.0003\text{mg}/\text{L}$ で評価している。										

表 11 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (1群) (1/7)

	項目名	用途	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
			値( $\text{mg}/\text{L}$ )			厚科審	食安委	WHO等	
1	チウラム	殺菌剤	0.02		8.4				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
2	シマジン(CAT)	除草剤	0.003		1.3	0.002			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
3	チオベンカルブ	除草剤	0.02		9		H24.3.5 H15からの 変更なし	H19.12.13 H22.8.5 答申済み	・食安委答申(H19.12.13) ・食安委答申(H22.8.5) → ADI=9(0.02 $\text{mg}/\text{L}$ )
4	1,3-ジクロロプロ ペン(D-D)	土壌薰蒸	0.002		0.02b			H25.2.18 答申済み	・食安委答申(H25.2.18) → ADI=20
5	イソキサチオン	殺虫剤	0.008		3				・食安委検討中(H24.1.18部会)
6	ダイアジノン	殺虫剤	0.005		2				・食安委検討中(H20.9.19) ・評価要請(H20.8.18)
7	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤	0.003		5				・食安委検討中(H23.11.4部会)
8	イソプロチオラン (IPT)	殺菌剤 殺虫剤	0.3	H22.4.1 変 更0.3←0.04	100		H20.12.16 評価値変更 0.3←0.04 H24.3.5 H20からの 変更なし	H20.2.28 H22.9.16 H24.12.10 答申済み	・食安委答申(H20.2.28) ・食安委答申(H22.9.16) ・食安委答申(H24.12.10) → ADI=100(0.3 $\text{mg}/\text{L}$ )
9	クロロタロニル (TPN)	殺菌剤	0.05		18				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
10	プロピザミド	除草剤	0.05		19				・食安委検討中(H23.9.5部会)
11	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008		3.3	0.02 (2007)			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.3.24)
12	フェンブカルブ (BPMC)	殺虫剤	0.03		12				・食安委検討中(H23.10.12部会)
13	クロルニトロフェン (CNP)	1996失効 禁販売使用 (草)	0.0001		設定せず				
14	CNP-アミノ体	CNP代謝物	-0.0001	H15年答申 (設定なし)	-	-			
15	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09	H23.4.1 変 更0.09← 0.008	35		H22.12.21 評価値緩和 0.09←0.008	H21.4.23 答申済み	・食安委答申(H21.4.23) → ADI = 35

表 11 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (1群) (2/7)

項目名	用途	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )			厚科審	食安委	WHO等	
16 EPN	殺虫剤	0.004	H21.4.1 変更 0.004← 0.006	1.4		H19.10.26 評価値変更 0.004← 0.006 H22.12.21 H19からの 変更なし	H20.11.27 答申済み	<ul style="list-style-type: none"> <li>食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 1.4 (0.004<math>\text{mg}/\text{L}</math>)</li> <li>食安委答申 (H20.11.27) → ADI = 1.4 (0.004<math>\text{mg}/\text{L}</math>)</li> </ul>
17 ベンタゾン	除草剤	0.2		90				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
18 カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中	<ul style="list-style-type: none"> <li>食安委検討中(H23.12.26部会)</li> <li>評価要請(H21.2.9)</li> </ul>
19 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	0.03		10	0.03			<ul style="list-style-type: none"> <li>食安委検討中(清涼飲料水、H15～)</li> <li>評価要請(H22.6.22)</li> </ul>
20 トリクロピル	除草剤	0.006		2.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
21 アセフェート	殺虫剤	0.01	H25.4.1 変更 予定0.01 ←0.08	2.4		H24.3.5 評価値変更 0.01←0.08	H22.7.22 答申済み	<ul style="list-style-type: none"> <li>食安委答申(農薬、H22.7.22) → ADI=2.4</li> </ul>
22 イソフェンホス	殺虫剤	0.001		0.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
23 クロルピリホス	殺虫剤	0.003	H21.4.1 変更 0.003← 0.03	1	0.03 (2008)	H19.10.26 評価値変更 0.003←0.03 H24.3.5 H19からの 変更なし	H19.3.22 H22.11.4 H23.6.2 答申済み	<ul style="list-style-type: none"> <li>食安委答申(H19.3.22)</li> <li>食安委答申(H22.11.4)</li> <li>食安委答申(H23.6.2) → ADI=1 (0.003 <math>\text{mg}/\text{L}</math>)</li> <li>WHO/GDWQ第2次追補版追加(30 <math>\mu\text{g}/\text{L}</math>)</li> </ul>
24 トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.03		10	不要			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
25 ピリダフェンチオン	2007.2 失効(殺)	0.002		0.85				
26 イプロジオン	殺菌剤	0.3		120				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
27 エトリジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤	0.004		1.6				
28 オキシ銅	殺菌剤	0.04		17				
29 キャプタン	殺菌剤	0.3		125				<ul style="list-style-type: none"> <li>食安委検討中(清涼飲料水、H15～)</li> <li>評価要請(H21.12.14)</li> </ul>
30 クロロネブ	殺菌剤	0.05		19				
31 トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2		64				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 11 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (1群) (3/7)

項目名	用途	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )			厚科審	食安委	WHO等	
32	フルトラニル	殺菌剤	0.2	80	H20.12.16 H15からの 変更なし	H19.12.20 答申済み		・食安委答申 (H19.12.20) → ADI = 87 (0.2 $\text{mg}/\text{L}$ )
33	ベンシクロン	殺菌剤	0.1	H23.4.1 変 更0.1←0.04	53	H22.2.2 評価値緩和 0.1←0.04	H20.10.16 答申済み	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・食安委答申(H20.10.16) → ADI=53(0.1 $\text{mg}/\text{L}$ )
34	メタラキシル	殺菌剤	0.06	H23.4.1 変 更0.06← 0.05	22	H22.2.2 評価値緩和 0.06←0.05	H21.3.5 答申済み	・食安委答申 (H21.3.5) ・食安委答申 (H23.7.7) → ADI=22(0.06 $\text{mg}/\text{L}$ ) (メタラキシル及びメフェノキサムとして)
35	メプロニル	殺菌剤	0.1		50	H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.12.17 答申済み	・食安委答申 (H21.12.17) → ADI = 0.05
36	アシュラム	除草剤	0.2		72			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
37	ジチオピル	除草剤	0.009	H22.4.1 変 更0.009← 0.008	3.6	H20.12.16 評価値変更 0.009← 0.008	H20.1.10 答申済み	・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 3.6 (0.009 $\text{mg}/\text{L}$ )
38	テルブカルブ (MBPMC)	1998.7 失効(草)	0.02		6.4	H18.8.4 削除を提案 →浄水、原 水からの検 出が確認さ れ、削除は 見送り		
39	ナプロバミド	除草剤	0.03		12.5			
40	ピリブチカルブ	除草剤	0.02		7.5	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.9.11 答申済み	・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8 (0.02 $\text{mg}/\text{L}$ )
41	ブタミホス	除草剤	0.02	H23.4.1 変 更0.02← 0.01	8	H22.2.2 評価値緩和 0.02←0.01	H21.2.12 答申済み	・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8 (0.02 $\text{mg}/\text{L}$ )
42	ベンスリド(SAP)	2006.12 失効(草)	0.1		40			
43	ベンフルラリン(ベ スロジン)	除草剤	0.01	H25.4.1 変 更予定0.01 ←0.08	5	H24.3.5 評価値強化 0.01←0.08	H22.10.14 答申済み	・食安委答申 (H22.10.14) → ADI=5
44	ペンディメタリン	除草剤	0.3	H25.4.1 変 更予定0.3← 0.1	120	0.02 H24.3.5 評価値緩和 0.3←0.1	H22.10.7 H24.8.6 答申済み	・食安委答申 (H22.10.7) ・食安委答申 (H24.8.6) → ADI=120

表 11 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (1群) (4/7)

項目名	用途	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)	
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )			厚科審	食安委	WHO等		
45	メコプロップ (MCP)	除草剤	0.005		2	0.01			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
46	メチルダイムロン	2005.7 失効(草)	0.03		12		H18.8.4 「取り扱いに ついて検討 する」		・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.12.14)
47	アラクロール	除草剤	0.03	H25.4.1 変 更予定0.03 ←0.01	10	0.02	H24.3.5 評価値緩和 0.03←0.01	H23.8.25 答申済み	・食安委答申(H23.8.25) →ADI=10
48	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05		20				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
49	エディフェンホス (エジフェンホス、 EDDP)	殺菌剤	0.006		2.5	0.05 (2006)			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
50	ピロキロン	殺菌剤	0.04		15				・食安委検討中(H21.3.11部会) ・評価要請(H19.11.27)
51	フサライド	殺菌剤	0.1		40				
52	メフェナセット	除草剤	0.02	H22.4.1 変 更0.02← 0.009	7		H20.12.16 評価値変更 0.02←0.009	H20.3.13 答申済み	・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 7 (0.02 $\text{mg}/\text{L}$ )
53	プレチラクロール	除草剤	0.05	H23.4.1 変 更0.05← 0.04	18		H22.2.2 評価値緩和 0.05←0.04	H20.10.9 答申済み	食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・食安委答申(H20.10.9) → ADI=18(0.05 $\text{mg}/\text{L}$ )
54	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01		4				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
55	チオファネートメチ ル	殺菌剤	0.3		120				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
56	テニルクロール	除草剤	0.2		68				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
57	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004		1.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
58	カルプロパミド	殺菌剤	0.04		14		H20.12.16 H15からの 変更なし	H19.12.13 答申済み	・食安委答申(H19.12.13) → ADI = 14 (0.04 $\text{mg}/\text{L}$ )
59	ブロモブチド	除草剤	0.1	H22.4.1 変 更0.1←0.04	40		H20.12.16 評価値変更 0.1←0.04	H20.1.10 答申済み	・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 40 (0.1 $\text{mg}/\text{L}$ )
60	モリネート	除草剤	0.005		2.1	0.006			・FSC資料には委員会(H23.6.16)にて評価結果の了 承、リスク管理機関に通知するとの記載があるが、 通知文書は公開されていない。専門調査会幹事会 (H21.10.14)の議事録によると、評価部会へ差し戻し とある。

表 11 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (1群) (5/7)

項目名	用途	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )			厚料審	食安委	WHO等	
61 プロシミド	殺菌剤	0.09		35				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
62 アニロホス	除草剤	0.003		1				
63 アトラジン	除草剤	0.01		4	0.1		WHO第4版 変更 0.1←0.002	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
64 ダラポン	除草剤	0.08		30				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
65 ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.01		4		H23.12.21 審議中		・食安委検討中(H23.12.21部会)
66 ジメエート	殺虫剤	0.05		20	0.006			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
67 ジクワット	除草剤	0.005		1.9				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
68 ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02		6.25				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
69 エンドスルファン (エンドスルフェート、 ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01		5.7				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
70 エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08		30		H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.11.19 答申済み	・食安委答申(H21.11.19) → ADI = 31
71 フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	H25.4.1 変 更予定0.006 ←0.001	2.3		H24.3.5 評価値緩和 0.006← 0.001	H22.10.21 答申済み	・食安委検討中(H22.4.8) → ADI=2.3
72 グリホサート	除草剤	2		750				・食安委検討中(H22.11～12) ・評価要請(H22.6.22)
73 マラソン(マラチ オン)	殺虫剤	0.05		20				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
74 メソミル	殺虫剤	0.03		12.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
75 ベノミル	殺菌剤	0.02		9				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
76 ベンフラカルブ	殺虫剤	0.04		15				
77 シメトリン	除草剤	0.03		11				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
78 ジメピペレート	2004.6 失効(草)	0.003		1		H18.8.4 削除を提案 →浄水、原 水からの検 出が確認さ れ、削除は 見送り		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
79 フェニトエート (PAP)	殺虫剤	0.007	H25.4.1 変 更予定0.007 ←0.004	2.9		H24.3.5 評価値緩和 0.007← 0.004	H23.10.6 H25.1.21 答申済み	・食安委答申(H23.10.6) ・食安委答申(H25.1.21) →ADI=2.9

表 11 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬（1群）(6/7)

項目名	用途	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)		
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )			厚科審	食安委	WHO等			
80	プロプロフェジン	殺虫剤	0.02		9		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.5.15 H24.12.10 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15) ・食安委答申 (H24.12.10) → ADI = 9 (0.02 $\text{mg}/\text{L}$ )
81	エチルチオメトン	殺虫剤	0.004		1.4					
82	プロベナゾール	殺菌剤	0.05		20					・食安委検討中(H23.9.28部会)
83	エスプロカルブ	除草剤	0.03	H22.4.1 変更 0.03← 0.01	10		H22.12.21 評価値緩和 0.03←0.01	H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.1.17) ・食安委答申 (H21.5.14) ・食安委答申 (H24.2.23) → ADI = 10
84	ダイムロン	除草剤	0.8		300		H20.12.16 H15からの 変更なし	H19.11.8 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8) → ADI = 300 (0.8 $\text{mg}/\text{L}$ )
85	ビフェノックス	2007.1 失効(草)	0.2		71					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
86	ベンスルフロメ チル	除草剤	0.5	H25.4.1変更 予定0.5← 0.4	190		H24.3.5 評価値緩和 0.5←0.4	H22.10.21 答申済み		・食安委答申 (H22.10.21) → ADI=190・食安委検討中(清涼飲料水、 H15～)
87	トリシクラゾール	殺菌剤	0.08		30					・食安委検討中(H23.12.21部会) 評価書案を農薬専門調査会幹事に報告
88	ピペロホス	除草剤	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
89	ジメタメリン	除草剤	0.02		9.4		H24.3.5 H15からの 変更なし	H23.12.22 答申済み		・食安委答申 (H23.12.22) →ADI=9.4
90	アゾキシストロピ ン	殺菌剤	0.5		180		H19.10.26 H15からの 変更なし H22.12.21 H15からの 変更なし	H24.3.15 答申済み		・食安委答申 (H18.12.21) ・食安委答申 (H19.11.15) ・食安委答申 (H22.1.28) ・食安委答申 (H24.3.15) → ADI = 180
91	イミノクタジン酢酸 塩	殺菌剤	0.006		2.3(イミノク タジンとし て)					・食安委検討中(H22.10.6)部会 ・評価要請(H22.1.25)



表 11 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (1 群) (7/7)

	項目名	用途	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
			値( $\text{mg}/\text{L}$ )			厚科審	食安委	WHO等	
92	ホセチル	殺菌剤	2	880(ホセチルアルミニウム)					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
93	ポリカーバメート	殺菌剤	0.03	10					
94	ハロスルフロメチル	除草剤	0.3	100		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.5.15 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15) → ADI = 100 (0.3 $\text{mg}/\text{L}$ )
95	フラザスルフロ	除草剤	0.03	13			H22.8.2 審議中		・食安委検討中(H22.8.2部会)
96	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
97	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	18					・食安委検討中(H24.2.14部会)
98	シデュロン	除草剤	0.3	100					
99	ピリプロキシフェン	殺虫剤	0.3	H22.4.1変更 0.3←0.2	100	設定せず	H20.12.16 評価値変更 0.3←0.2 H22.12.21 H20からの 変更なし	WHO第4版 変更 設定せず← 0.3	・食安委答申 (H19.8.2) ・食安委答申 (H20.10.9) ・食安委答申 (H21.9.3) → ADI = 100 (0.3 $\text{mg}/\text{L}$ )
100	トリフルラリン	除草剤	0.06	24	0.02		H24.1.26 答申済み		・食安委答申 (H24.1.26) →ADI=24
101	カフェンストロール	除草剤	0.008	3			H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.2.21 答申済み	・食安委答申 (H20.2.21) → ADI = 3 (0.008 $\text{mg}/\text{L}$ )
102	フィプロニル	殺虫剤	0.0005	H20.4.1 追加	0.2		H18.8.4 追加		・食安委検討中(H24.1.23部会)

※ ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記  
 ※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 12 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (2,3 群) (1/6)

項目名	用途	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等	
1 マンゼブ(マンコゼブ)	殺菌剤	0.02	H15年答申	62.5					
2 ダゾメット	殺菌剤	0.006	H15年答申	2.5					
グリホサート	除草剤	→農薬類 (1-72)に 追加	-	-					
4 シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	H15年答申	9.9					
5 マンネブ	殺菌剤	0.01	H15年答申	5					
6 カルタップ	殺虫剤	0.3	H15年答申	100					
7 グリホシネート	除草剤	0.05	H24年度末 部会	9.1			H24.3.8 答申済み		・食安委答申 (H24.3.8) → ADI = 9.1
8 ジラム	殺菌剤	0.01	H15年答申	5					
9 パラコート	除草剤	0.005	H15年答申	2					
10 フルアジナム	殺菌剤	0.03	H19.10.26 更新0.03← 0.01	10		H19.10.26 評価値変更 0.03←0.01	H15.9.18 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) →ADI = 10 (0.03 $\text{mg}/\text{L}$ ) ・食安委検討中 (H21.9.30部会)
11 フェリムゾン	殺菌剤	0.05	H22.2.2 変 更0.06← 0.02	19		H22.2.2 評価値緩和 0.05←0.02	H.24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.11.13) ・食安委答申 (H.24.2.23) → ADI = 19
12 メチルイソシアネート	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5					
13 イミダクロプリド	殺虫剤	0.1	H20.12.16 変更0.1← 0.2	57		H20.12.16 評価値変更 0.1←0.2 H24.3.5 H20からの 変更なし	H19.6.14 H22.9.9 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14) ・食安委答申 (H22.9.9) → ADI=57 (0.1 $\text{mg}/\text{L}$ )
14 ジネブ	2005.12 失効(菌)	0.01	H15年答申	5					
15 ヒドロキシイソキサゾール	殺菌剤	0.1	H15年答申	50					
16 シハロホップブチル	除草剤	0.006	H15年答申	2.4					
17 プロチオホス	殺虫剤	0.004	H15年答申	1.5					
18 ジチアノン	殺虫剤	0.03	H15年答申	10			H22.6.17 答申済み		・食安委答申 (H22.6.17) → ADI=10
19 ピラゾレート	除草剤	0.02	H15年答申	6					
20 CYAP	殺虫剤	0.003	H15年答申	1					
21 メトラクロール	除草剤	0.2	H15年答申	97	0.01	H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.7.30 答申済み		・食安委答申 (H21.7.30) → ADI = 97

表 12 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (2,3 群) (2/6)

	項目名	用途	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
			値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等	
22	リニユロン	除草剤	0.02	H15年答申	7.7					
23	ベンゾフェナップ	除草剤	0.004	H15年答申	1.5					
24	ACN	除草剤	0.005	H15年答申	2.1					
25	シラフルオフェン	殺虫剤	0.3	H15年答申	110		H20.12.16 H15からの 変更なし H24.3.5 H15からの 変更なし	H20.1.17 答申済み H24.2.9 審議終了、 答申予定		・食安委答申(H20.1.17) →ADI=110(0.3 $\text{mg}/\text{L}$ ) ・食安委 審議(H24.2.9) →AD=110
26	カーバムナトリウム塩	殺虫剤	0.02	H15年答申	7.5					
27	オキシリニック塩	殺菌剤	0.06	H15年答申	23					
1	BPPS	殺虫剤	0.02	H15年答申	8.3			H24.10.29 答申済み		・食安委答申(H24.10.29) →ADI = 9.8
2	MCPM	除草剤	-	-	-					
3	ペントキサゾン	除草剤	0.6	H22.2.2 変更 0.6←0.2	230		H22.12.21 評価値を0.6 に緩和	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 23
4	ベンフレセート	除草剤	0.07	H15年答申	26		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.24 答申済み		・食安委答申(H20.4.24) → ADI = 26 (0.07 $\text{mg}/\text{L}$ )
5	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5					
6	ジクロメジン	殺菌剤	0.05	H15年答申	20					・食安委検討中(H19.10.12部会) ・評価要請(H19.10.2)
7	セトキシジム	除草剤	0.4	H15年答申	140					
8	ナプロアニリド	2003.11 失効(草)	0.02	H15年答申	7					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
	フィプロニル	殺虫剤	→農薬類 (1-102)に 追加	-	-					
10	プロメトリン	除草剤	0.06	H15年答申	22					
11	ジメチルビンホス	2006.11 失効(虫)	0.01	H15年答申	4					
12	ケルセン(ジコホル)	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	0.006 (2007)				
13	フェンパレレート	殺虫剤	0.05	H15年答申	20					
14	ピリモホスメチル	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定不相当 ADIO.03 $\text{mg}/\text{k}$ $\text{g}/\text{日}$			WHO/GDW Q 第3版第2次 追補版追加	

表 12 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (2,3 群) (3/6)

	項目名	用途	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
			値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚料審	食安委	WHO等	
15	テブフェノジド	殺虫剤	0.04	H20.12.16 変更0.04← 0.02	16		H20.12.16 評価値変更 0.04←0.02	H19.11.8 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8) → ADI = 16 ( 0.04 $\text{mg}/\text{L}$ )
16	メトリブジン	除草剤	0.03	H15年答申	12.5					
17	ペンスタップ	殺虫剤	0.09	H15年答申	34					
18	イナベンフィド	2007.1 失効(調)	0.3	H15年答申	130					
19	イマゾスルフロン	除草剤	0.2	H15年答申	89					
20	チオシクラム	殺虫剤	0.03	H15年答申	12					
21	オキサミル	殺虫剤	0.05	H15年答申	20					
22	メミノストロビン	殺菌剤	0.04	H15年答申	16			H22.3.4 答申済み		・食安委答申 (H22.3.4 ) → ADI=16
23	プロポキシル (PHC)	2006.4 失効(虫)	0.2	H15年答申	63					
24	ペルメリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	48	0.3 (2008)			WHO/GDW Q 第3版第2次 追補版追加	
25	プロパホス	2007.2 失効(虫)	0.001	H15年答申	0.4					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
26	フルアジホップP	除草剤	0.03	H15年答申	10					
27	ニテンピラム	殺虫剤	1.3	H15年答申	530					
28	ピラゾスルフロン エチル	除草剤	0.1	H15年答申	42					
29	アミトラズ	殺虫剤	0.006	H20.12.16 変更0.006← 0.003	2.5		H20.12.16 評価値変更 0.006← 0.003	H19.5.17 答申済み		・食安委答申 (H19.5.17) → ADI = 2.5 ( 0.006 $\text{mg}/\text{L}$ )
30	ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5					
31	フラメピル	殺菌剤	0.02	H15年答申	7		H24.3.5 H15からの 変更なし	H23.11.17 答申済み		・食安委答申 (H23.11.17) → ADI=7
32	クロルピリホスメ チル	殺虫剤	0.03	H15年答申	10					
33	クミルロン	除草剤	0.03	H15年答申	10		H20.12.16 H15からの 変更なし	H19.8.9 答申済み		・食安委答申 (H19.8.9) → ADI = 10 ( 0.03 $\text{mg}/\text{L}$ )

表 12 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (2,3 群) (4/6)

	項目名	用途	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
			値( $\text{mg}/\text{L}$ )			厚科審	食安委	WHO等	
34	シペルメトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	50				
35	エトベンザニド	除草剤	0.1	H15年答申	44				・食安委検討中(H19.9.5部会) ・評価要請(H19.8.6)
36	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	H15年答申	3.3				・食安委検討中 ・評価要請(H22.1.25)
37	アメトリン	除草剤	0.2	H20.12.16 変更0.2← 0.003	72	H20.12.16 評価値変更 0.2←0.003	H19.9.13 答申済み		・食安委答申(H19.9.13) → ADI = 72 (0.2 $\text{mg}/\text{L}$ )
38	ピメトロジン	殺虫剤	0.03	H15年答申	13	H24.3.5 H15からの 変更なし	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=13
39	シアナジン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5				・食安委検討中(H15～)
40	アシベンゾラルSメ チル	2006.12 失効(菌)	0.1	H15年答申	50				
41	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.03	H15年答申	12	0.12 (2006)			
42	クロメプロップ	除草剤	0.02	H15年答申	6.2	H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.7.23 答申済み		・食安委答申(H21.7.23) → ADI = 6.2
43	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	H15年答申	1				
44	パクロブトラゾー ル	植物成長 調整	0.05	H22.12.21 変更0.06← 0.1	20	H22.12.21 評価値強化 0.05←0.1	H21.4.2 答申済み		・食安委答申(H21.4.2) → ADI = 20
45	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	H15年答申	270	H20.12.16 H15からの 変更なし	H24.5.24 答申済み		・食安委答申(H19.10.18) ・食安委答申(H24.5.24) → ADI = 270
46	ジクロルプロップ	植物成長 調整	0.06	H15年答申	22	0.1			
47	ピリミノバックメチ ル	除草剤	0.02	H24年度末 部会	20		H22.4.1 答申済み		・食安委答申(H22.4.1) → ADI=20
48	シノスルフロン	2006.11 失効(草)	0.2	H15年答申	77				・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出

表 12 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (2,3 群) (5/6)

項目名	用途	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )			厚科審	食安委	WHO等	
49 キザロホップエチル	除草剤	0.02	H15年答申	9	H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 9
50 ビスピリバックナトリウム塩	除草剤	0.03	H15年答申	11				
51 シフルトリン	殺虫剤	0.05	H15年答申	20				
52 エンドタール	除草剤	-	-	-				
53 MCPA	除草剤	0.005	H15年答申	2	0.002	H24.3.5 H15からの 変更なし	H23.6.16 答申済み	・食安委答申 (H23.6.16) → ADI=1.9
54 アジムスルフロ	除草剤	0.2	H15年答申	95		H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.4.9 答申済み	・食安委答申 (H21.4.9) → ADI = 95
55 ピレトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	40				
56 チフルザミド	殺菌剤	0.05	H15年答申	20			H24.10.1 答申済み	・食安委答申 H24.10.1) → ADI = 14
57 ウニコナゾールP	植物成長調整	0.04	H15年答申	16		H20.12.16 H15からの 変更なし	H19.5.31 答申済み	・食安委答申 (H19.5.31) → ADI = 16 (0.04 $\text{mg}/\text{L}$ )
58 テクロフタラム	殺菌剤	0.1	H15年答申	58				
59 トリネキサパックエチル	植物成長調整	0.01	H15年答申	5.9		H19.10.26 H22.12.21 H15から変 更なし	H21.10.22 答申済み	・食安委答申 (H15.9.18) ・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 5.9 (0.01 $\text{mg}/\text{L}$ )
60 モノクロトホス	殺虫剤	0.002	H15年答申	0.6				
61 エトキシスルフロ	除草剤	3.5	H15年答申	1410				
62 プロパニル	除草剤	0.04	H15年答申	17				
63 ベンダイオカルブ	殺虫剤	0.01	H15年答申	4		H22.12.21 H15からの 変更なし	H21.8.27 答申済み	・食安委答申 (H21.8.27) → ADI = 3.5
64 CVMP(テトラクロルビンホス)	殺虫剤	0.01	H15年答申	4				
65 スピノサド	殺虫剤	0.06	H15年答申	24			H22.4.8 答申済み	・食安委答申 (H22.4.8) → ADI=24
66 フラチオカルブ	2006.1 失効(虫)	0.008	H15年答申	3				

表 12 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬 (2,3 群) (6/6)

項目名	用途	目標値		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ※1 ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)	
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等		
67	プロヘキサジオン カルシウム塩	植物成長 調整	0.5	H15年答申	180					
68	インダノファン	除草剤	0.009	H15年答申	3.5	H20.12.16 H15からの 変更なし H24.3.5 H15からの 変更なし	H20.1.10 H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) ・食安委答申(H22.9.9) → ADI=3.5	
69	シクロスルフアム ロン	除草剤	0.08	H15年答申	30					
70	シンメチリン	2006.6 失効(草)	0.1	H15年答申	42					
71	ブタクロール	除草剤	0.03	H15年答申	10	H24.3.5 H15からの 変更なし	H23.8.25 答申済み		・食安委答申(H23.8.25) → ADI=10	
72	MCPAナトリウム 塩	除草剤	0.005	H15年答申	2					
73	MCPBエチル	除草剤	0.08	H15年答申	33					
74	アミトロール	除草剤、分散 染料、樹脂硬 化剤	0.003	H24.3.5 変更0.003← 0.06	1.2	H24.3.5 評価値強化 0.003←0.06	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI=1.2	
75	パラチオンメチル (メチルパラチオ ン)	1971失効(虫)	0.04	H15年答申	15				・食安委検討中 ・評価要請(H21.3.24)	
76	ホキシム	防蟻剤	0.003	H15年答申	1.2				・食安委検討中 ・評価要請(H21.2.3)	
77	メタミドホス	未登録 殺虫剤	0.002	H20.12.16 変更0.002← 0.01	0.6	H20.12.16 評価値変更 0.002←0.01	H20.5.1 答申済み		・食安委答申(H20.5.1) → ADI = 0.6 (0.002 $\text{mg}/\text{L}$ )	
78	2,4-DB	未登録 除草剤	-	-	-	0.09			・食安委検討中	
79	クロルタルジメチ ル(TCTP)	2005.9 失効(草)	-	-	-					
※1	( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。									
※2	薄黄:浄水の1地点以上で10%超過									

表 13 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬（追加群）(1/2)

項目名	用途	目標値	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )			厚科審	食安委	WHO等	
2 フェントラザミド	除草剤	-	H24年度末 部会	5.2		H.15.9.18 H.20.12.4 答申済み		・食安委答申 (H.15.9.18) ・食安委答申 (H.20.12.4) → ADI = 5.2
3 カズサホス	殺虫剤	-	H24年度末 部会	0.25		H.17.6.30 H.19.2.22 H.20.7.3 答申済み		・食安委答申 (H.17.6.30) ・食安委答申 (H.19.2.22) ・食安委答申 (H.20.7.3) → ADI = 0.25
4 ピラクロホス		-	-	-				
5 トルフェンピラド	殺虫剤	-	H24年度末 部会	5.6		H.16.10.7 H.19.5.31 H.23.2.10 答申済み		・食安委答申 (H.17.6.30) ・食安委答申 (H.19.5.31) ・食安委答申 (H.23.2.10) → ADI = 5.6
6 DBEDC	殺菌剤	-	-	-				
7 MCPPカリウム	除草剤	-	-	-				
8 メチルイソチオシ アネート	殺虫剤	-	-	-				
9 カルボスルファン	殺虫剤	-	-	-				
10 ホサロン	殺虫剤	-	-	-				
11 シプロジニル	殺菌剤	-	-	-		H.24.9.24 答申済み		・食安委答申 (H.24.9.24) → ADI = 27
12 フルスルファミド	殺菌剤	-	-	-				
13 プロピネブ	殺菌剤, 除草 剤	-	-	-				
14 チアジアジン	殺菌剤, 殺虫 殺菌剤	-	-	-				
15 テブコナゾール	殺菌剤	-	H24年度末 部会	29		H.19.7.5 H.23.9.8 H.24.10.29 答申済み		・食安委答申 (H.19.7.5) ・食安委答申 (H.23.9.8) ・食安委答申 (H.24.10.29) → ADI = 29
16 ジフェノコナゾー ル	殺菌剤, 殺虫 殺菌剤	-	-	-		H.24.10.15 答申済み		・食安委答申 (H.24.10.15) → ADI = 9.6
17 バリダマイシン	殺菌剤, 殺虫 殺菌剤	-	-	-				
18 オキサジクロメホ ン	除草剤	-	H24年度末 部会	9.1		H.15.9.18 H.20.8.21 答申済み		・食安委答申 (H.15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申 (H.20.8.21) → ADI = 9.1



表 13 最近の水道水質基準等項目の状況 農薬（追加群）(2/2)

項目名	用途	目標値	H24年度末 部会	根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	WHO/GDWQ ( $\text{mg}/\text{L}$ )	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年3月現在)
		値( $\text{mg}/\text{L}$ )				厚科審	食安委	WHO等	
19	ボスカリド	殺菌剤	-	H24年度末 部会	44		H.16.5.20 H.18.10.26 H.21.3.19 H.24.8.6 答申済み		・食安委答申 (H.16.5.20) ・食安委答申 (H.18.10.26) ・食安委答申 (H.21.3.19) ・食安委答申 (H.24.8.6) → ADI = 44
20	テトラコナゾール	殺菌剤,殺虫 殺菌剤	-	-	-				
21	シメコナゾール	殺菌剤,殺虫 殺菌剤	-	H24年度末 部会	8.5		H.19.8.23 H.21.3.12 H.24.2.9 H.24.11.12 答申済み		・食安委答申 (H.19.8.23) ・食安委答申 (H.21.3.12) ・食安委答申 (H.24.2.9) ・食安委答申 (H.24.11.12) → ADI = 8.5
22	トリフルミゾール	殺菌剤	-	-	-				
23	オキサジアルギ ル	除草剤	-	H24年度末 部会	8		H.19.10.11 答申済み		・食安委答申 (H.19.10.11) → ADI = 8
24	アセタミプリド	殺菌剤,殺虫 殺菌剤	-	H24年度末 部会	71		H.20.8.29 H.23.6.9 答申済み		・食安委答申 (H.20.8.29) ・食安委答申 (H.23.6.9) → ADI = 71
25	クロチアニジン	殺菌剤,殺虫 殺菌剤	-	H24年度末 部会	97		H.17.1.27 H.18.12.7 H.20.2.28 H.24.3.1 答申済み		・食安委答申 (H.17.1.27) ・食安委答申 (H.18.12.7) ・食安委答申 (H.20.2.28) ・食安委答申 (H.24.3.1) → ADI = 97
26	チアマトキサム	殺菌剤,殺虫 殺菌剤	-	H24年度末 部会	18		H.20.4.3 H.24.3.1 答申済み		・食安委答申 (H.20.4.3) ・食安委答申 (H.24.3.1) → ADI = 18
27	ジノテフラン	殺菌剤,殺虫 殺菌剤	-	H24年度末 部会	220		H.17.6.16 H.19.7.26 H.22.9.9 H.24.10.29 答申済み		・食安委答申 (H.17.6.16) ・食安委答申 (H.19.7.26) ・食安委答申 (H.22.9.9) ・食安委答申 (H.24.10.29) → ADI = 220
28	チアクロプリド	殺菌剤,殺虫 殺菌剤	-	-	-				
29	オリサストロビン	殺菌剤,殺虫 殺菌剤	-	H24年度末 部会	52		H.17.12.8 H.20.3.27 答申済み		・食安委答申 (H.17.12.8) ・食安委答申 (H.20.3.27) → ADI = 52
30	チアジニル	殺菌剤,殺虫 殺菌剤,除草 剤	-	H24年度末 部会	40		H.19.10.25 答申済み		・食安委答申 (H.19.10.25) → ADI = 40
31	プロマシル	除草剤	-	-	-				
32	ベンゾビシクロン	除草剤	-	H24年度末 部会	34		H.20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H.20.3.13) → ADI = 34
33	ピラクロニル	除草剤	-	H24年度末 部会	4.4		H.19.8.2 H.23.6.2 答申済み		・食安委答申 (H.19.8.2) ・食安委答申 (H.23.6.2) → ADI = 4.4

## 5. 基礎情報収集対象物質リストの見直し

平成21年度第1回水質基準逐次改正検討会資料5-1「水道水から検出されるおそれのある物質(母集団物質リスト候補物質)に関する情報整理」(以下「資料5-1」という。)に示された基礎情報収集対象物質リストを見直した。基礎情報収集対象物質の対象として、厚生労働省担当官の確認を基に表14の18物質を選定した。

情報収集は、PRTRファクトシート、環境省の化学物質の環境リスク初期評価、NITEの化学物質の初期リスク評価書等の情報源を主にWebkis-plus他から実施した。整理の仕方としては、以下のPDFの10/13頁～12/13頁を参考にした。

<[http://www.env.go.jp/water/conf/tonegawa\\_intake/interim\\_rep.pdf](http://www.env.go.jp/water/conf/tonegawa_intake/interim_rep.pdf)>

データ収集の方法は表15、基礎情報収集対象物質出典リストは表16、各物質の詳細は表17に纏めた。

表14 基礎情報収集対象物質リスト

	物質名	Cas No
1	ヘキサメチレンテトラミン	100-97-0
2	N,N-ジメチルアニリン(検-015)	121-69-7
3	ジメチルアミン	124-40-3
4	トリエチルアミン	121-44-8
5	2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8
6	N,N-ジメチルドデシルアミン	112-18-5
7	1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7
8	メチルアミン	74-89-5
9	トリメチルアミン	75-50-3
10	テトラメチルエチレンジアミン(TMED)	110-18-9
11	1,1,4,4-テトラメチル-2-テトラゼン(TMT)	6130-87-6
12	3,5-ジメチルピラゾール	67-51-6
13	シクロヘキシルアミン	108-91-8
14	4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1-ジメチルセミカルバジド)(HDMS)	69938-76-7
15	1,1,1',1'-テトラメチル-4,4'-(メチレンジ-p-フェニレン)ジセミカルバジド(TMDS)	85095-61-0
16	N,N-ジメチルエチルアミン	598-56-1
17	ジメチルアミノエタノール	108-01-0
18	1,1-ジメチルグアニジン	6145-42-2

表 15 データ収集の方法

データ収集の方法

- ① まず、CHRIPを検索し、どのような情報があるか、全体を把握する。
- ② 次に下表の項目ごとに情報を検索する情報源の優先順を設定し、検索を行う。
- ③ 上位の情報源に求める情報があれば、その時点で終了する。  
情報がなければ、優先順に従い、順次、情報源の検索を行う。
- ④ 設定した情報源で情報が得られない場合は、その他の情報源の検索を行う。

項目	検索順位
1.物質情報	①化学物質の初期リスク評価書、化学物質有害性評価書 ②CHRIP、日本語版ICSC ③PRTRファクトシート、化学物質の環境リスク初期評価 ④他情報源
2.主な用途	①16112の化学商品 ②化学物質の初期リスク評価書、化学物質有害性評価書、PRTRファクト ③他情報源
2.生産量	経済産業省：製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月)、CHRIP
4.水中での分解性	①化学物質の初期リスク評価書、化学物質有害性評価書 ②PRTRファクトシート、化学物質の環境リスク初期評価、化学物質安全性(ハザード)評価シート ③CHRIP ④GHS分類結果 ⑤他情報源
5.公共用水域における検出状況	環境省化学物質の環境実態調査結果：化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度～平成22年度)水質
6.有害性情報	①化学物質の初期リスク評価書、化学物質の環境リスク初期評価 ②PRTRファクトシート、化学物質の環境リスク初期評価 ③CHRIP ④GHS分類結果、16112の化学商品 ⑤他情報源
7.排出・移動量の推移	環境省：PRTRデータの排出量・移動量(2010)
その他の情報源	OECD-SIDS, ATSDR, BUA, CEPA-PSL, CICADS, IARC, JECFA, EU-RAR, ACGIH, IRIS, PSAR, PEC, NICNAS, DFG, Patty's, PDS, EU Annex, IUCLID, HSDB, US-HPV Web検索

表 16 基礎情報収集対象物質出典リスト

	出典
1	(独)製品評価技術基盤機構「化学物質の初期リスク評価書Ver.1.0」(2008/03) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf/hyoukasyo/198riskdoc.pdf">http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf/hyoukasyo/198riskdoc.pdf</a>
2	(独)製品評価技術基盤機構「化学物質初期リスク評価書Ver.1.0」(2008/09) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf/hyoukasyo/109riskdoc.pdf">http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf/hyoukasyo/109riskdoc.pdf</a>
3	(独)製品評価技術基盤機構「化学物質有害性評価書Ver.1.0」(2008/03) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/data/pdf/hazard/hyokasyo/No-217.pdf">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/data/pdf/hazard/hyokasyo/No-217.pdf</a>
4	(独)製品評価技術基盤機構「化学物質初期リスク評価書Ver.1.0」(2008/09) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf/hyoukasyo/114riskdoc.pdf">http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf/hyoukasyo/114riskdoc.pdf</a>
5	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(生態リスク初期評価)」(第2巻・平成15年3月) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/report/h15-01/pdf/chap01/02-3/58.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/report/h15-01/pdf/chap01/02-3/58.pdf</a>
6	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第7巻・平成21年3月)
7	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第8巻・平成22年3月)
8	環境省「化学物質の環境リスク初期評価」(第6巻・平成20年5月) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/report/h19-03/pe/02-12.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/report/h19-03/pe/02-12.pdf</a>
9	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第5巻・平成18年12月)
10	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第8巻・平成22年3月)
11	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第8巻・平成22年3月)
12	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第8巻・平成22年3月)
13	PRTRファクトシート(1,1-ジメチルヒドラジン) <a href="http://ceis.sppd.ne.jp/fs2012/factsheet/data/1-226.html">http://ceis.sppd.ne.jp/fs2012/factsheet/data/1-226.html</a>
14	化学物質安全性(ハザード)評価シート(1997/07) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/data/pdf/hazard/sheet/96-26.pdf">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/data/pdf/hazard/sheet/96-26.pdf</a>
15	国際化学物質安全性計画「WHO FOOD ADDITIVES SERIES NO. 5」 <a href="http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v05je10.htm">http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v05je10.htm</a>
16	16112の化学商品(化学工業日報社)
17	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces</a>
18	日本語版ICSC(No.877) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0877c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0877c.html</a>
19	日本語版ICSC(No.260) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0260c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0260c.html</a>
20	日本語版ICSC(No.203) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0203c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0203c.html</a>
21	日本語版ICSC(No.178) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0178c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0178c.html</a>
22	日本語版ICSC(No.206) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0206c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0206c.html</a>
23	日本語版ICSC(No.654) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0654c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0654c.html</a>
24	OECD SIDS INITIAL ASSESSMENT PROFILE (日本語版) <a href="http://www.jetoc.or.jp/safe/doc/J108-01-0.pdf">http://www.jetoc.or.jp/safe/doc/J108-01-0.pdf</a>
25	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:121-69-7) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0796.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0796.html</a>
26	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:124-40-3) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0589.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0589.html</a>
27	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:74-89-5) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/14230_H20meti_r.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/14230_H20meti_r.html</a>
28	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:74-89-5) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0617.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0617.html</a>
29	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:75-50-3) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0867.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0867.html</a>
30	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:598-56-1) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/5170_h23mhlw.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/5170_h23mhlw.html</a>
31	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:108-01-0) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/20a2038_h20mhlw.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/20a2038_h20mhlw.html</a>
32	Webkis-plus(化学物質データベース) <a href="http://db-out.nies.go.jp/kis-plus/index_1.php?category_id=">http://db-out.nies.go.jp/kis-plus/index_1.php?category_id=</a>
33	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisiseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisiseki-matome-ver2.html</a>
34	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質
35	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>
36	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2009) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?./temp/~7p6kNk:1">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?./temp/~7p6kNk:1</a>
37	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2012) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?./temp/~PcA3wM:1">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?./temp/~PcA3wM:1</a>
38	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2003) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?./temp/~kDdu1f:1">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?./temp/~kDdu1f:1</a>
39	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2012) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?./temp/~G0dri:1">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?./temp/~G0dri:1</a>
40	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2002) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search</a>
41	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2008) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?./temp/~5tCigd:1">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?./temp/~5tCigd:1</a>
42	IUCLID(2000) <a href="http://esis.jrc.ec.europa.eu/doc/IUCLID/data_sheets/108010.pdf">http://esis.jrc.ec.europa.eu/doc/IUCLID/data_sheets/108010.pdf</a>
43	ChemSpider.com 情報 <a href="http://www.chemspider.com/Chemical-Structure.4514434.html">http://www.chemspider.com/Chemical-Structure.4514434.html</a>
44	ChemSpider.com 情報 <a href="http://www.chemspider.com/Chemical-Structure.13807.html">http://www.chemspider.com/Chemical-Structure.13807.html</a>

表 17 基礎情報収集対象物質詳細 (1/12)

1.物質情報	名称	ヘキサメチレンテトラミン	N,N-ジメチルアニリン	ジメチルアミン
	CAS No.	100-97-0	121-69-7	124-40-3
	元素/分子式	C6H12N4	C8H11N	C2H7N
	原子量/分子量	140.19	121.18	45.09
	環境中での挙動	ヘキサメチレンテトラミンは、水溶性が高く、蒸気圧が低く、ヘンリー定数は極めて小さい。したがって、大気中への揮散性は低く、水に溶解して移動するものと考えられる。	N,N-ジメチルアニリンは、大気に放出されると蒸気として存在する。水中に放出されると、わずかに水中の懸濁物質及び底質に吸着される推定される。水面からの揮散は、ヘンリー定数、蒸気圧、水溶解度から推測すると、揮散半減期はモデル河川:12時間、モデル湖:9.5日となる。プロトン付加体は水面から揮散しない。	ジメチルアミンは、大気に放出されるとガスとして存在する。水中に放出されると、懸濁物質及び底質に吸着されると推定される。水面からの揮散は、重要な環境中運命ではないと推定される。
	出典	1	1	1
	物理的性状	無色の固体	特徴的な臭気のある、黄色の油状の液体。空気に暴露すると茶色になる。	刺激臭のある、無色の圧縮液化ガス
	出典	1	2	2
	融点	約263°C(昇華)	2.5°C	-92.2°C
	出典	1	2	2
	比重	1.331	0.96(水=1)	0.7(水=1)
	出典	1	2	2
	蒸気圧	0.35 Pa(20°C)	67 Pa(20°C)	203 kPa(25°C)
	出典	1	2	2
	オクタノール/水分配係数	Log Pow=-4.15(推定値)	Log Pow=2.3	Log Pow=-0.2
	出典	1	2	2
	水への溶解性	895 g/L(20°C)	1.45 × 103 mg/L(25°C, 実測値)	354 g/100ml
	出典	1	3	2
	ヘンリー定数	1.66 × 10 <sup>-4</sup> Pa・m <sup>3</sup> /mol(25°C, 測定値)	5.68E-05 atm・m <sup>3</sup> /mol(25°C, 推定値)	1.77E-05 atm・m <sup>3</sup> /mol(25°C)
	出典	1	3	3
2.主な用途及び生産量	主な用途	合成樹脂(熱硬化性)の促進剤、発泡剤、ゴム加硫促進剤、医薬品、火薬、石炭酸ナトリウムおよびカ性ソーダを混合してホスゲンの吸収剤となる。	塩基性染料原料(オーラミン、マラカイトグリーン、メチルバイオレット、クリスタルバイオレット、メチレンブルー)、溶剤(アンスラキノ系アジンアクリドン、その他中間物)、有機ゴム薬品(加硫促進剤)、火薬、医薬品、感圧色素、農薬、エポキシ樹脂硬化剤、ポリエステル樹脂硬化促進剤、ビニル樹脂化合物重合用助触媒	加硫促進剤、殺虫・殺菌剤、医薬品、界面活性剤、溶剤(ジメチルホルムアミド、ジメチルアセトアミド)などの原料
	出典	2	4	4
	製造・輸入量(平成22年)	6,000t/年(化審法一般化学物質届出結果)	H22:1,000t 未満(N,N-ジアルキル(C=1~2)アニリンとして) H21:211t(分類/通し番号:3監/187, 化審法監視化学物質届出結果)	17317t(化審法優先評価化学物質届出結果)
	出典	3	3, 5	5
3.現行基準等	環境基準値(公共用水域)	—	—	—
(1)国内基準等	環境基準値(地下水)	—	—	—
	水道水質基準値	—	—(要検討項目)	—
	化管法	第1種指定化学物質(政令番号1-258)	第1種指定化学物質(政令番号1-216)	第1種指定化学物質(政令番号1-218)
(2)諸外国基準等	WHO飲料水質ガイドライン	—	—	—
	USEPA	—	—	—
	EU	—	—	—
4.水中での分解性	非生物分解	加水分解半減期(37.5°C)は、pH 2 では1.6 時間、pH 5.8 では13.8 時間と報告されている。これより、30°Cにおける加水分解半減期は、pH 7 では160 日と推定される(Painter and King, 1986)。ヘキサメチレンテトラミンの加水分解生成物は、アンモニアとホルムアルデヒドが報告されている(Bodik et al., 1991;Painter and King, 1986)。	分子内に加水分解官能基を有しないため、加水分解を生じない。	分子内に加水分解官能基を有しないので、加水分解は重要な環境中運命ではないと推定される。
	出典	1	1	1
	生分解	好氣的生分解性試験において、生物化学的酸素消費量(BOD)測定での分解率は22%であるが、全有機炭素(TOC)測定での分解率が45%であること、高速液体クロマトグラフ(HPLC)測定での分解率が48%であることなどから、総合的に考えて良分解性と判定されている。ISO/DIS 7827 に基づく全有機炭素(DOC)die-away 試験では、被験物質濃度15 mg DOC/L、排水100 mL/L、試験期間4 週間の条件において、DOC 測定での分解率は62%であった(Painter and King, 1986)。また、半連続式活性汚泥装置を用いた実験では、5、10、15、20、30、50 日後に、それぞれ1.1、18.2、25.5、33.6、41.3、52.5%のヘキサメチレンテトラミンが分解されたとの報告がある(Bodik et al., 1991)。以上のことから、ヘキサメチレンテトラミンは、好氣的条件下では生分解されると推定される。	分解性:難分解性 蓄積性:低濃縮性	分解性:良分解性 蓄積性:-
	出典	1	3	3

表 17 基礎情報収集対象物質詳細(2/12)

1.物質情報	名称	ヘキサメチレンテトラミン	N,N-ジメチルアニリン	ジメチルアミン
5.公共用水域における検出状況	測定年次	S58(1983)	H2(1990)	S61(1986)
	検出数/検体数	0/30	0/69	0/33
	検出地区数/調査地区点	0/10	0/23	0/11
	検出範囲	—	—	—
	検出下限値	50~5,000(μg/L)	0.03(μg/L)	4(μg/L)
	出典	4	4	6
6.有害性情報	健康影響	雌雄のイヌに、体重1 kg当たり1 日15mg 及び31mg のヘキサメチレンテトラミンをペアリング後4~56 日目まで餌に混ぜて与えた実験では、31mg の場合に死産発生率のわずかな増加。この実験結果に基づいて、国連食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)の合同食品添加物専門家会議(JECFA)では、ヘキサメチレンテトラミンのADI(一日許容摂取量)を0.15mg/kg 体重と設定。	ラットに0、3、30 mg/kg/day を2 年間(5 日/週)強制経口投与した結果、対照群及び3 mg/kg/day以上の群の雌雄で脾臓のヘモジリン沈着、造血亢進がみられ、発生率は各群で同程度であったが、用量に依存した重症化がみられた。30 mg/kg/day 群の雄では脾臓の脂肪変性、線維増多の発生率の有意な増加を認めた。この結果から、LOAEL を3 mg/kg/day(ばく露状況で補正:2.1 mg/kg/day)とする。 (暫定無毒性量等の設定)経口ばく露については、ラットの中・長期毒性試験から得られたLOAEL 3 mg/kg/day(脾臓のヘモジリン沈着、造血亢進)を採用し、ばく露状況で補正して2.1 mg/kg/day とし、LOAELであるために10 で除して0.21 mg/kg/day とし、暫定無毒性量等に設定する。	雄ラットに本物質の塩酸塩0、110、220 mg/kg/day を30 日間強制経口投与して、肝臓、腎臓等を調べた結果、110 mg/kg/day 以上の群で肝臓、腎臓への影響はなかった。この結果から、NOAEL を220 mg/kg/day(本物質に換算:190 mg/kg/day)とする。 (暫定無毒性量等の設定)経口ばく露については、ラットの中・長期毒性試験から得られた本物質の塩酸塩のNOAEL 220 mg/kg/day(影響のみられない最高用量)を採用し、本物質に換算して190 mg/kg/day とし、試験期間が短いことから10 で除した19 mg/kg/day を暫定無毒性量等として設定する。
	生態影響	化学物質の環境リスク初期評価では、ミジンコの遊泳阻害の48 時間半数影響濃度(EC50)が36,000mg/L、アセスメント係数として1,000 を用い、水生生物に対するPNEC(予測無影響濃度)を36mg/L としている。	生物種:甲殻類 生物名:オオミジンコ 暴露時間:48時間 毒性値:EC50=5 mg/L (IUCLID, 2000)	生物種:藻類 生物名:セリナストラム 暴露時間:96時間 毒性値:EC50=6200 μg/L (AQUIRE, 2003)
	出典	5	5	7
7.排出・移動量	内容	平成22年度(2010)のPRTRデータによれば、排出量は 865,377 kg/年(届出:8,892、推計:81,845)と見積もられ、届出排出量内訳は、大気(7,996 kg/年)、公共水域(896 kg/年)である。公共水域への排出量は、主に化学工業(501kg/年)、その他の製造業(380 kg/年)、プラスチック製品製造業(15 kg/年)となっている。移動量は 874,269 kg/年であり、その内訳は、廃棄物移動(865,314 kg/年)、下水道への移動(63 kg/年)である。	平成22年度(2010)のPRTRデータによれば、排出量は 319 kg/年(届出:289、推計:30)と見積もられ、届出排出量内訳は、大気(236 kg/年)、公共水域(53 kg/年)である。公共水域への排出量はすべてが化学工業からの排出である。移動量は 6,767 kg/年であり、すべてが廃棄物移動である。	平成22年度(2010)のPRTRデータによれば、排出量は36,156 kg/年(届出:35,998、推計:159)と見積もられ、届出排出量内訳は、大気(8,137 kg/年)、公共水域(27,861 kg/年)である。公共水域への排出量はすべてが化学工業からの排出である。移動量は 46,017 kg/年であり、その内訳は、廃棄物移動(46,001 kg/年)、下水道への移動(16 kg/年)である。
	出典	6	6	8
出典詳細	1	(独)製品評価技術基盤機構「化学物質の初期リスク評価書Ver.1.0」(2008/03) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf_hyoukasyo/198riskdoc.pdf">http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf_hyoukasyo/198riskdoc.pdf</a>	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2009) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/?.?/~temp/~7p6kNk:1">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/?.?/~temp/~7p6kNk:1</a>	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2012) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/?.?/~temp/~PcA3wM:1">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/?.?/~temp/~PcA3wM:1</a>
	2	16112の化学商品(化学工業日報社)	日本語版ICSC(No.877) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssi-c/icss0877c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssi-c/icss0877c.html</a>	日本語版ICSC(No.260) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssi-c/icss0260c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssi-c/icss0260c.html</a>
	3	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces</a>	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces</a>
	4	環境省「化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質」 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	16112の化学商品(化学工業日報社)	16112の化学商品(化学工業日報社)
	5	国際化学物質安全性計画「WHO FOOD ADDITIVES SERIES NO. 5」 <a href="http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v05je10.htm">http://www.inchem.org/documents/jecfa/jecmono/v05je10.htm</a>	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>
	6	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(生態リスク初期評価)」(第2巻・平成15年3月) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/report/h15-01/pdf/chap01/02-3/58.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/report/h15-01/pdf/chap01/02-3/58.pdf</a>	環境省「化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質」 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	環境省「化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質」 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>
	7	環境省「PRTRデータの排出量・移動量(2010)」 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第7巻・平成21年3月) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/report/h21-01/pdf/chpt2/2-2-2-26.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/report/h21-01/pdf/chpt2/2-2-2-26.pdf</a>	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第8巻・平成22年3月) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/report/h22-01/pdf/chpt2/2-2-2-29.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/report/h22-01/pdf/chpt2/2-2-2-29.pdf</a>
	8	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:121-69-7) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0796.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0796.html</a>	環境省「PRTRデータの排出量・移動量(2010)」 <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0796.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0796.html</a>	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:124-40-3) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0589.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0589.html</a>
	9	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>
	10			

表 17 基礎情報収集対象物質詳細 (3/12)

1.物質情報	名称	トリエチルアミン	2-(ジエチルアミノ)エタノール	N,N-ジメチルドデシルアミン
	CAS No.	121-44-8	100-37-8	112-18-5
	元素/分子式	C6H15N	C6H15NO	C14H31N
	原子量/分子量	101.19	117.19	213.41
	環境中での挙動	大気中へ排出されたトリエチルアミンは、化学反応(OH ラジカルとの反応性)によって分解され、0.69~6.9時間で半分の濃度になると計算される。環境水中では、蓄積性がない又は低いと判断される化学物質。	蒸気圧は 190 Pa (20°C)、ヘンリー定数は $3.16 \times 10^{-4} \text{ Pa} \cdot \text{m}^3/\text{mol}$ (25°C) であり、環境水中に排出された場合には、水中から大気中への揮散性は低いと推定される。 好氣的条件下では生分解され難いが、馴化などの条件が調った場合には生分解されると推定される。また、水生生物に対する生物濃縮性はない、または低いと判定されている。	N,N-ジメチルドデシルアミンは、大気中に放出されると蒸気として存在する。水中に放出されると、水中の懸濁物質及び底質に吸着される推定される。水面からの揮散は、ヘンリー定数から判断して重要な環境中運命と推察される。推定揮散半減期はモデル河川:2時間、モデル湖:6日である。しかし、水面からの揮散は水柱の懸濁物質及び底質に吸着されることにより減少すると推定され、この場合の揮散半減期はモデル池:160日である。
	出典	1	1	1
	物理的性状	特徴的な臭気のある、無色の液体	無色液体	無色液体
	出典	2	1	2
	融点	-115°C	-70°C	-17 °C
	出典	2	1	3
	比重	0.7(水=1)	0.8800 (25°C)	0.787 g/cm3
	出典	2	1	3
	蒸気圧	7.2 kPa(20°C)	190 Pa (20°C)	<129 mmHg(21°C)
	出典	2	1	3
	オクタノール/水分配係数	Log Pow=1.45	Log Pow=0.21, 0.05(推定)	Log Pow=5.5(計算値)
	出典	2	1	3
	水への溶解性	17 g/100 ml(20°C) よく溶ける	混和	8.6 mg/L(25°C、推定値)
	出典	2	1	4
	ヘンリー定数	1.49E-04 atm・m <sup>3</sup> /mol(25°C)	3.16E-04 Pa・m <sup>3</sup> /mol(25°C、推定値)	0.0049 atm・m <sup>3</sup> /mol(25°C、推定値)
	出典	3	1	3
2.主な用途及び生産量	主な用途	医薬品、染料中間体、ゴム薬品、農薬(除草剤)、界面活性剤、塗料	抗ヒスタミン剤、抗マリアリア剤、局部麻酔剤、鎮痛剤などの原料、印刷インキ、アゾ染料の緩性揮発剤、燃料油のスラッジ防止剤および分散剤、ワックス類の乳化剤、防錆剤、エポキシ樹脂の低温重合促進剤、ウレタンフォームの発泡触媒、凝集剤の原料	カチオン界面活性剤・両性界面活性剤・樹脂処理剤・消毒剤原料・アミノオキサイド・第四級アンモニウム塩原料、顔料フラスティング剤
	出典	4	2	3
	製造・輸入量(平成22年)	4000t(化審法一般化学物質届出結果)	公表データなし	H22:4000t(N, N, N-トリアルキル(又はアルケニル, アルキル又はアルケニルのうち少くとも1個はC8~24で他はH又はC1~5)アミンとして) H19:10 <sup>3</sup> ~10 <sup>4</sup> t未満 (官報公示整理番2-176, 経済産業省実態調査結果)
	出典	5	3	3, 5
3.現行基準等	環境基準値(公共用水域)	—	—	—
(1)国内基準等	環境基準値(地下水)	—	—	—
	水道水質基準値	—	—	—
	化管法	第1種指定化学物質(政令番号1-277)	第1種指定化学物質(政令番号1-145)	第1種指定化学物質(政令番号1-223)
(2)諸外国基準値等	WHO飲料水質ガイドライン	—	—	—
	USEPA	CCL 3 ListIに記載	—	—
	EU	—	—	—
4.水中での分解性	非生物分解	化学分解性:OH ラジカルとの反応性(大気中) 反応速度定数: $93 \times 10^{-12} \text{ cm}^3/(\text{分子} \cdot \text{sec})$ (AOPWIN)により計算) 半減期:0.69~6.9 時間(OH ラジカル濃度を $3 \times 10^6 \sim 3 \times 10^5 \text{ 分子}/\text{cm}^3$ と仮定して計算)	加水分解を受けやすい化学結合はないので、水環境中では加水分解されない(U.S. NLM:HSDB, 2006)。	分子内に加水分解官能基を有しないため、加水分解されない。
	出典	1	1	1
	生分解	分解性:難分解性 蓄積性:低濃縮性	化学物質審査規制法に基づき好氣的生分解性試験では、被験物質濃度 100 mg/L、活性汚濁濃度 30 mg/L、試験期間 4 週間の条件において、生物化学的酸素消費量(BOD)測定での分解率は1%であり、難分解性と判定されている。なお、全有機炭素(TOC)測定での分解率は2%、高速液体クロマトグラフ(HPLC)測定での分解率は5%であった(経済産業省, 2002a)。 三級アミンは一般アミンや二級アミンと比較して生分解され難いと報告がある(Yoshizawa et al., 1980)が、馴化した汚泥に500 mg/Lの2-(ジエチルアミノ)エタノールを唯一の炭素源として添加した実験で、微生物由来のタンパク質重量が増加したとの報告があり(Rothkopf and Bartha, 1984)、馴化した微生物は三級アミンである2-(ジエチルアミノ)エタノールも同様に生分解されると推定される。 2-(ジエチルアミノ)エタノールは、好氣的条件下では生分解され難いが、馴化などの条件がととのえば生分解されると推定される。 調査した範囲内では、2-(ジエチルアミノ)エタノールの嫌氣的生分解性に関する報告は得られていない。	分解性:良分解性 蓄積性:—
	出典	3	1	3

表 17 基礎情報収集対象物質詳細(4/12)

1.物質情報	名称	トリエチルアミン	2-(ジエチルアミノ)エタノール	N,N-ジメチルDデシルアミン	
6.有害性情報	健康影響	経口ばく露について、暫定無毒性量等の設定はできなかった。	化学物質の初期リスク評価書では、経口経路においては、3つの試験報告があるものの、いずれもデータの信頼性に問題があるため、NOAELを設定することはできなかったとしている。一方、化学物質の環境リスク初期評価では以下の評価をしている。 イヌに0.05、0.1、0.5、1%の濃度(0、20、40、200、400 mg/kg/day 相当)で1年間混餌投与した結果、0.5%以上の群で衰弱、振戦、縮縮、運動失調、頭や体を激しく振る動作、一時的な痙攣発作がみられて日増しに症状は悪化し、1%群では35日までに6/6匹、0.5%群でも41日後までに2/6匹が死亡し、剖検で肺や腎臓、脾臓、肝臓、リンパ節に鬱血などがみられた。0.5%群で39日後から投与を中止したところ、症状は徐々に改善されたが、134日目から0.2%濃度(80 mg/kg/day 相当)に減らして投与を再開したところ、再び運動失調、振戦がみられ、0.1%群では頭部反転動作や振戦が数匹にみられた。尿、血液、組織の検査に異常はなかったが、0.5(0.2)%群で小脳の石灰化、甲状腺、睾丸の萎縮を認め、雌1匹で卵子形成の抑制もみられた。この結果から、NOAELは0.05%群(20 mg/kg/day)であった。 (暫定無毒性量等の設定)経口ばく露については、イヌの中・長期毒性試験から得られたNOAEL 20 mg/kg/day(頭部反転動作や振戦)を採用し、暫定無毒性量等に設定する。	ラットに0.4、20、100 mg/kg/dayを28日間強制経口投与した結果、20 mg/kg/day以上の群の雄の心臓で限局性心筋変性/線維化、雌の前胃粘膜でびまん性の扁平上皮増生を認めた。この結果から、NOAELを4 mg/kg/dayとする。 (暫定無毒性量等の設定)経口ばく露については、ラットの中・長期毒性試験から得られたNOAEL 4 mg/kg/day(雄の心臓の限局性心筋変性/線維化、雌の前胃粘膜のびまん性の扁平上皮増生)を採用し、試験期間が短いことから10で除した0.4 mg/kg/dayを暫定無毒性量等に設定する。	
		出典	1	1, 5	4
7.排出・移動量	内容	本物質のPNECとしては、藻類の急性毒性値(藻類の7,970 μg/L)をアセスメント係数100で除することから得られた80 μg/Lを採用する。予測環境中濃度(PEC)と予測無影響濃度(PNEC)の比は、淡水域では0.006、海水域では0.003未満となるため、現時点では作業(情報収集、詳細な評価等)は必要ないと考えられる。 藻類( <i>Pseudokirchneriella subcapitata</i> ) 生長阻害: 72時間 EC50 7,970 μg/L	2-(ジエチルアミノ)エタノールの環境中の水生生物への影響に関しては、藻類についての急性毒性及び長期毒性試験結果が得られている。また、甲殻類及び魚類については急性毒性試験結果が得られている。急性毒性試験の最小値は、藻類であるセネデムスに対する生長速度を指標とした72時間EC50の44 mg/Lである。長期毒性試験の最小値は、藻類であるセネデムスに対する生長速度を指標とした72時間NOECの5 mg/Lであり、得られた水生生物に対する毒性データのうち最小値である。この値とEEC 7.6 × 10 <sup>-4</sup> μg/Lを用いて暴露マージン(MOE)を算出した結果、MOEは6,600,000で、この値はリスク評価に用いた毒性試験データに関する不確実係数積100より大きく、現時点では2-(ジエチルアミノ)エタノールが環境中の水生生物に悪影響を及ぼすことはないかと判断する。	生物種: 甲殻類 生物名: オオミジンコ 暴露時間: 24時間 毒性値: EC50=0.083 mg/L(助剤(界面活性剤))(SIDS, 2001)	
		出典	1	1	3
出典詳細	1	平成22年度(2010)のPRTRデータによれば、排出量は222,350 kg/年(届出: 215,056、推計: 7,295)と見積もられ、届出排出量内訳は、大気(172,260 kg/年)、公共水域(42,796 kg/年)である。公共水域への排出量は、主に化学工業(39,821 kg/年)、金属製品製造業(2,134 kg/年)、非鉄金属製造業(840 kg/年)からの排出である。移動量は561,849 kg/年であり、その内訳は、廃棄物移動(510,673 kg/年)、下水道への移動(51,176 kg/年)である。	平成22年度(2010)のPRTRデータによれば、排出量は740 kg/年(届出: 288、推計: 452)と見積もられ、届出排出量内訳は、大気(283,681 kg/年)、公共水域(6 kg/年)である。公共水域への排出量は、輸送用機械器具製造業(4 kg/年)、化学工業(1 kg/年)からの排出である。移動量は6,875 kg/年であり、その内訳は、廃棄物移動(6,812 kg/年)、下水道への移動(64 kg/年)である。	平成22年度(2010)のPRTRデータによれば、排出量は0 kg/年(届出: 0、推計: -)と見積もられている。移動量は100 kg/年であり、その内訳は、廃棄物移動(98 kg/年)、下水道への移動(2 kg/年)である。	
		2	3	7	
出典詳細	1	環境省「化学物質の環境リスク初期評価」(第6巻・平成20年5月) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/report/h19-03/pe/02-12.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/report/h19-03/pe/02-12.pdf</a>	(独)製品評価技術基盤機構「化学物質初期リスク評価書Ver. 1.0」(2008/09) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf/hyoukasyo/10riskdoc.pdf">http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf/hyoukasyo/10riskdoc.pdf</a>	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2003) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/?.?/temp/~kDdu1f:1">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/?.?/temp/~kDdu1f:1</a>	
		2	3	7	
		2	16112の化学商品(化学工業日報社)	Webkis-plus(化学物質データベース) <a href="http://db-out.nies.go.jp/kis-plus/index_1.php?category_id=">http://db-out.nies.go.jp/kis-plus/index_1.php?category_id=</a>	
		3	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces</a>	経済産業省: 製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces</a>
		4	16112の化学商品(化学工業日報社)	環境省「化学物質の環境実態調査結果: 化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度～平成22年度)水質」 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第8巻・平成22年3月) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/report/h22-01/pdf/chpt2/2-2-2-31.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/report/h22-01/pdf/chpt2/2-2-2-31.pdf</a>
		5	経済産業省: 製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第5巻・平成18年12月) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/report/h18-12/pdf/chpt2/2-2-2-17.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/report/h18-12/pdf/chpt2/2-2-2-17.pdf</a>	経済産業省: 製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>
		6	環境省「化学物質の環境実態調査結果: 化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度～平成22年度)水質」 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	環境省「PRTRデータの排出量・移動量(2010)」 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	環境省「化学物質の環境実態調査結果: 化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度～平成22年度)水質」 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>
7	環境省: PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	環境省: PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	環境省: PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>		



表 17 基礎情報収集対象物質詳細 (5/12)

1.物質情報	名称	1,1-ジメチルヒドラジン	メチルアミン	トリメチルアミン
	CAS No.	57-14-7	74-89-5	75-50-3
	元素/分子式	C2H8N2	CH5N	C3H9N
	原子量/分子量	60.10	31.06	59.11
	環境中での挙動	大気中へ排出された1,1-ジメチルヒドラジンは、化学反応(OH ラジカルとの反応性)によって分解され、2.8~13時間で半分の濃度になると計算されている。環境水中では一部は水面から大気に移行するが、主に水中に溶け込んでいる酸素によって分解されると考えられている。化審法の分解度試験では、微生物分解はされにくいとされている。	メチルアミンは、大気に放出されるとガスとして存在する。水中に放出されると、水中の懸濁物質及び底質に吸着される推定される。水面からの揮散は、重要な環境中運命ではないと推定される。	環境中に放出された場合、物理化学的性状から大気、水及び底質圏に広く分布するものと予想され、環境庁のモニタリングにおいては、大気中及び底質から検出されている。対流圏大気中での本物質の半減期は3.1~6.2時間と計算され、主な分解機構はOH ラジカルとの反応である。対流圏大気中のオゾンとの反応による半減期は1.4日と計算される。水中では主に微生物によって分解されるが、底質に吸着した場合、分解速度は遅くなることが予想される。生物への濃縮性に対する文献はない。
	出典	1	1	1
	物理的性状	無色液体	特徴的な臭気のある、無色の圧縮液化ガス。	特徴的な臭気のある、無色の圧縮液化ガス。
	出典	1	2	2
	融点	-58°C	-93°C	-117°C
	出典	1	2	2
	比重	0.791 (22°C)	0.7 (液体)(水=1)	0.6 (液体)(水=1)
	出典	1	2	2
	蒸気圧	16.4 kPa (20°C), 22.3 kPa (25°C)	304 kPa(20°C)	187 kPa(20°C)
	出典	1	2	2
	オクタノール/水分配係数	Log Pow=-1.9, -0.4 (実測値), -1.19 (推定値)	Log Pow=-0.71	Log Pow=0.2
	出典	1	2	2
	水への溶解性	混和, 1,000 g/L (推定値)	959 v/v(25°C)	890 g/L(30 °C)
	出典	1	3	3
	ヘンリー定数	1.33E-05 atm・m <sup>3</sup> /mol(25°C, 推定値)	1.11E-05 atm・m <sup>3</sup> /mol(25°C)	1.04E-04 atm・m <sup>3</sup> /mol(25°C)
	出典	1	3	3
2.主な用途及び生産量	主な用途	合成繊維・合成樹脂の安定剤、医薬・農薬の原料、ミサイル推進薬、界面活性剤	農薬・医薬品、染料、スラリー爆薬などの原料	塩化コリン、繊維油剤、逆性石けん、イオン交換樹脂原料、医薬品
	出典	2	4	4
	製造・輸入量(平成22年)	Xt(事業者の秘密保持)(化審法一般化学物質届出結果)	4289t(化審法優先評価化学物質届出結果)	H22: X(事業者の秘密保持)(化審法一般化学物質届出結果) H21: 3435t(分類/通し番号:2監/1017, 化審法監視化学物質届出結果)
	出典	3	5	3, 5
3.現行基準等	環境基準値(公共用水域)	—	—	—
(1)国内基準等	環境基準値(地下水)	—	—	—
	水道水質基準値	—	—	—
	化管法	第1種指定化学物質(政令番号1-226)	第1種指定化学物質(政令番号1-423)	特定できず
(2)諸外国基準等	WHO飲料水質ガイドライン	—	—	—
	USEPA	—	—	—
	EU	—	—	—
4.水中での分解性	非生物分解	池水及び海水の1,1-ジメチルヒドラジンの初期濃度を781mg/L及び390 mg/Lとし、金属イオンを洗浄により除去した反応容器を用いた条件で得られた1,1-ジメチルヒドラジンの半減期は、池水でそれぞれ22日及び16日、海水ではいずれも13日である。初期濃度を390 mg/Lとする条件の試験において、ガスクロマトグラフ質量分析法による分析をした場合の半減期は、池水及び海水でそれぞれ8.8日及び4.7日である。蒸留水中における1,1-ジメチルヒドラジンの半減期は13日である(比色方による分析、初期濃度不明)(Braun and Zirrolli, 1983)。	分子内に加水分解官能基を有しないので、加水分解は重要な環境中運命ではないと推定される。	加水分解性: 加水分解を受けやすい化学結合なし OH ラジカルとの反応性: 水中では、速度定数 = $1.3 \times 10^{-10}$ L/モル・sec、OH ラジカル濃度 = $1 \times 10^{-17}$ モル/Lとした時の半減期は 62 日と計算される。
	出典	1	1	1
	生分解	化学物質審査規制法の好氣的生分解性試験においては、被験物質濃度100 mg/L、活性汚泥濃度30 mg/L、試験期間4週間の条件で、生物化学的酸素消費量(BOD)測定での分解率が0%であり、難分解性と判定されている。なお、全有機炭素濃度(TOC)測定での分解率は9%、高速液体クロマトグラフ(HPLC)測定での分解率は6%であった(通商産業省, 1992)。調査した範囲内では、1,1-ジメチルヒドラジンの嫌気性生分解に関する報告は得られていない。	推測BCF:3及びオクタノール/水分配係数から、生物蓄積性は低いと推定される。好氣的条件下での生分解性は96%(OECDスクリーニング試験)及び107%(密閉ボトル試験)である。	分解性: 良分解性 蓄積性: -
	出典	1	1	3

表 17 基礎情報収集対象物質詳細 (6/12)

1.物質情報	名称	1,1-ジメチルヒドラジン	メチルアミン	トリメチルアミン
5.公共用水域における検出状況	測定年次	公表データなし	S61(1986)	S61(1986)
	検出数/検体数		0/33	0/33
	検出地区数/調査地区点		0/11	0/11
	検出範囲		—	—
	検出下限値		2(μg/L)	3(μg/L)
	出典	4	6	6
6.有害性情報	健康影響	ラットに0、10、30、60 mg/kg/day を妊娠6 日から15 日まで腹腔内投与した結果、60 mg/kg/day群で体重増加の抑制、着床数の減少を認めた。胎仔では60 mg/kg/day 群で低体重、一腹あたり生存胎仔数の減少を認めたが、奇形の有意な増加はなかった。(暫定無毒性量等の設定)経口ばく露については、ラットの中・長期毒性試験から得られたNOAEL 60 mg/kg/day(影響のみられない最高用量)を採用し、試験期間が短いことから10 で除した6 mg/kg/day を暫定無毒性量等に設定する。	急性毒性(経口):ラットに40%溶液を経口投与した試験のLD50値100-200 mg/kg(ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol.7 (1996))、698 mg/kg(DFGOT vol.7 (1996)、IUCLID (2000))がある。また、ラットに10%溶液を経口投与した試験のLD50値として、100-200 mg/kg(DFGOT vol.7 (1996)、Patty (5th, 2001)、IUCLID (2000)、HSDB (2008))がある。 生殖毒性:雌ラットを用いた経口投与による生殖毒性試験で「発情周期、生殖能、妊娠、生児出生、授乳、出生時及び離乳時の児の平均体重に、投与に関連した影響は見られなかったが、対照群に比べ、一腹あたり胎児数の有意な減少が見られた」(NTP DB (Access on January 2009)、IUCLID (2000))。これについてIUCLID (2000)では「結果の詳細が不明で、評価できない」と結論づけている。一方、雌マウスを用いた腹腔内投与による生殖毒性試験で「母動物及び児動物に対し、毒性は見られなかった」(NTP DB (Access on January 2009)、IUCLID (2000))、「生殖毒性は見られなかった」(IUCLID (2000))。	ラットに0、8、40、200 mg/kg/day を交尾前2 週から雄には交尾期間終了後2 週間まで、雌には哺育4 日まで強制経口投与した結果、200 mg/kg/day 群の雄2/13 匹、雌1/13 匹が死亡し、雌雄で異常呼吸音、流涎、胃腸管の潰瘍、炎症性変化、粘膜上皮の過形成や粘膜下組織の腫れがみられた。また、200 mg/kg/day 群の雄では体重増加の抑制がみられ、血液中の総タンパク濃度、アルブミン濃度の減少に有意差を認めた7)。この結果から、NOAEL を40 mg/kg/dayとする。
		出典	5	7
	生態影響	魚類に対する有害性からもPRTR制度の対象物質に選定されているが、現在のところ、わが国では水生生物に対する信頼できるPNEC(予測無影響濃度)はまだ算定されていない。	生物種:甲殻類 生物名:オオミジンコ 暴露時間:48時間 毒性値:EC50=163000 μg/L (AQUIRE, 2003)	生物種:藻類 生物名:セネデスムス 暴露時間:96時間 毒性値:EC50=74.2mg/L (IUCLID, 2000)
	出典	6	8	8
7.排出・移動量	内容	平成22年度(2010)のPRTRデータによれば、排出量は3 kg/年(届出:3 推計-)と見積もられ、すべてが化学工業から排出されたもので、すべて大気中へ排出された。移動量は 8 kg/年であり、すべてが廃棄物移動である。	平成22年度(2010)のPRTRデータによれば、排出量は404 kg/年(届出:404、推計:0)と見積もられ、届出排出量内訳は、大気(219 kg/年)、公共水域(186 kg/年)である。公共水域への排出量はすべてが化学工業からの排出である。移動量は 88,810 kg/年であり、その内訳は、廃棄物移動(88,809 kg/年)、下水道への移動(1 kg/年)である。	公表データなし
		出典	7	9
出典詳細	1	(独)製品評価技術基盤機構「化学物質有害性評価書Ver. 1.0」(2008/03) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/data/pdf/hazard/hyokasyo/No-217.pdf">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/data/pdf/hazard/hyokasyo/No-217.pdf</a>	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2012) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/?.temp/~G0drii:1">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/?.temp/~G0drii:1</a>	化学物質安全性(ハザード)評価シート(1997/07) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/data/pdf/hazard/sheet/96-26.pdf">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/data/pdf/hazard/sheet/96-26.pdf</a>
	2	16112の化学商品(化学工業日報社)	日本語版ICSC(No.178) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0178c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0178c.html</a>	日本語版ICSC(No.206) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0206c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0206c.html</a>
	3	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jissekimatomem-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jissekimatomem-ver2.html</a>	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces</a>	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces</a>
	4	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	16112の化学商品(化学工業日報社)	16112の化学商品(化学工業日報社)
	5	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第8巻・平成22年3月) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/report/h22-01/pdf/chpt2/2-2-2-32.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/report/h22-01/pdf/chpt2/2-2-2-32.pdf</a>	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jissekimatomem-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jissekimatomem-ver2.html</a>	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jissekimatomem-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jissekimatomem-ver2.html</a>
	6	PRTRファクトシート(1,1-ジメチルヒドラジン) <a href="http://ceis.sppd.ne.jp/fs2012/factsheet/data/1-226.html">http://ceis.sppd.ne.jp/fs2012/factsheet/data/1-226.html</a>	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>
	7	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:74-89-5) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/14230_H20meti_r.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/14230_H20meti_r.html</a>	環境省「化学物質の環境リスク初期評価(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート)」(第8巻・平成22年3月) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/report/h22-01/pdf/chpt2/2-2-2-40.pdf">http://www.env.go.jp/chemi/report/h22-01/pdf/chpt2/2-2-2-40.pdf</a>
	8		(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:74-89-5) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0617.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0617.html</a>	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:75-50-3) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0867.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/0867.html</a>
	9		環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>

表 17 基礎情報収集対象物質詳細(7/12)

1.物質情報	名称	テトラメチルエチレンジアミン (TMED)	1,1,4,4-テトラメチル-2-テトラゼン (TMT)	3,5-ジメチルピラゾール	
	CAS No.	110-18-9	6130-87-6	67-51-6	
	元素/分子式	C6H16N2	C4H12N4	C5H8N2	
	原子量/分子量	116.20	116.17	96.13	
	環境中での挙動	-	-	-	
	出典				
	物理的性状	無色のアンモニア臭液体	-	白色結晶	
	出典				
	融点	-55.1 °C(凝固点)	-60.54 °C(推定値)	107°C	
	出典				
	比重	0.77 g/cm3(25°C)	0.936 g/cm3 (推定値)	-	
	出典				
	蒸気圧	21 hPa(20°C)	21.3 mmHg (25°C, 推定値)	-	
	出典				
オクタノール/水分配係数	Log Pow=0.3	Log Pow=0.69(推定値)	-		
出典					
水への溶解性	10 mg/mL(20°C)	2.647E+04 mg/L (25°C, 推定値)	易溶		
出典					
ヘンリー定数	2.40E-08 atm・m3/mol(25°C, 推定値)	1.96E-08 atm・m3/mol (25°C, 推定値)	-		
出典					
2.主な用途及び生産量	主な用途	ウレタン発泡触媒、医薬中間体、各種合成触媒	-	農薬・医薬中間体、防錆・防食剤	
	出典				
	製造・輸入量(平成22年)	H22:1000t未満(N, N, N', N'-テトラメチル-アルキレン(C=2~4)ジアミンとして) H19:10 <sup>2</sup> ~10 <sup>3</sup> t未満 t(官報公示整理番:2-155, 経済産業省実態調査結果)	公表データなし	1000t未満(化審法一般化学物質届出結果)	
出典					
3.現行基準等 (1)国内基準等	環境基準値(公共用水域)	-	-	-	
	環境基準値(地下水)	-	-	-	
	水道水質基準値	-	-	-	
	化管法	特定できず	-	特定できず	
	(2)諸外国基準値等	WHO飲料水質ガイドライン	-	-	-
		USEPA	-	-	-
EU		-	-	-	
4.水中での分解性	非生物分解	-	-	-	
	出典				
	生分解	-	-	-	
	出典				

表 17 基礎情報収集対象物質詳細 (8/12)

1.物質情報	名称	テトラメチルエチレンジアミン (TMED)	1,1,4,4-テトラメチル-2-テトラゼン (TMT)	3,5-ジメチルピラゾール
5.公共用水域における検出状況	検出地区数			
	測定年次	公表データなし	公表データなし	公表データなし
	検出数/検体数			
	検出地区数/調査地区点			
	検出範囲			
	検出下限値			
6.有害性情報	健康影響	急性毒性(経口):ラットLD50値1580 mg/kg、469 mg/kg 標的臓器/全身毒性(単回暴露):ラット経口投与試験において、250mg/kg以上の用量において神経毒性作用が認められた。	-	急性毒性(経口):マウスLD50値1060 mg/kg
		出典	4	3
	生態影響	-	-	-
		出典	5	1
7.排出・移動量	内容	公表データなし	公表データなし	公表データなし
	出典	6	4	4
出典詳細	1	16112の化学商品(化学工業日報社)	ChemSpider.com 情報 <a href="http://www.chemspider.com/Chemical-Structure.4514434.html">http://www.chemspider.com/Chemical-Structure.4514434.html</a>	16112の化学商品(化学工業日報社)
	2	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay.jp.faces</a>	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>
	3	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>
	4	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>
	5	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2002) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search</a>		
	6	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>		

表 17 基礎情報収集対象物質詳細 (9/12)

1.物質情報	名称	シクロヘキシルアミン	4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1'-ジメチルセミカルバジド) (HDMS)	1,1,1',1'-テトラメチル-4,4'- (メチレンジ- <i>p</i> -フェニレン)ジセミカルバジド (TMDS)
	CAS No.	108-91-8	69938-76-7	85095-61-0
	元素/分子式	C6H13N	C12H28N6O2	C19H26N6O2
	原子量/分子量	99.18	288.39	370.46
	環境中での挙動	シクロヘキシルアミンは、水に混和し、その蒸気圧は 840 Pa~1.4 kPa (20°C) であり、またヘンリー定数は 0.421 Pa・m <sup>3</sup> /mol (25°C) であるので、水中から大気中への揮散性はやや低いと推定される。また、環境水中にシクロヘキシルアミンが排出された場合、腐植物質などと結合した一部は底質に移行する可能性があるが、好氣的条件下では容易に生分解されると推定される。水生生物に対する濃縮性は低いと推定される。	-	-
	出典	1	シクロヘキシルアミン	
	物理的性状	無色～黄色液体	白色粉末	白色粉末固体
	出典	1		1
	融点	-17.7°C	≥145°C	≥170°C、200°Cで分解
	出典	1		1
比重	0.8647 (25°C/25°C)	0.56(見掛比重)	0.31(見掛比重)	
出典	1		1	
蒸気圧	840 Pa~1.4 kPa (20°C)、2.4 kPa (30°C)、5.9 kPa (59°C)	-	-	
出典	1			
オクタノール/水分配係数	Log Pow=1.49 (測定値)、1.63 (推定値)	-	-	
出典	1			
水への溶解性	混和	易溶	難溶	
出典	1		1	
ヘンリー定数	0.421 Pa・m <sup>3</sup> /mol (4.16 × 10 <sup>-9</sup> atm・m <sup>3</sup> /mol) (25°C、測定値)	-	-	
出典	1			
2.主な用途及び生産量	主な用途	ゴム用薬品、清浄剤、染色助剤、染料および顔料、界面活性剤、殺虫剤、酸素吸収剤、防錆剤、不凍液	ポリウレタン <sup>の</sup> 光、ガスによる黄変色防止剤、ポロアミドの耐光剤、ポロエチレンオキサイドの熱着色防止剤	ポリウレタンのガスによる退色防止剤、酸化防止剤と併用することにより耐光性に効果がある。
	出典	2	1	1
	製造・輸入量(平成22年)	3000t未満(化審法一般化学物質届出結果)	Xt(1, 6, -ヘキサメチレン-ビス-(N, N-ジメチルセミカルバジド)として)(事業者の秘密保持)(化審法一般化学物質届出結果)	Xt(1, 1, 1', 1'-テトラメチル-4, 4'- (メチレンジ- <i>p</i> -フェニレン)ジセミカルバジドとして)(事業者の秘密保持)(化審法一般化学物質届出結果)
	出典	3	2	2
3.現行基準等	(1)国内基準等	環境基準値(公共用水域)	-	-
	環境基準値(地下水)	-	-	-
	水道水質基準値	-	-	-
	化管法	第1種指定化学物質(政令番号1-154)	特定できず	特定できず
(2)諸外国基準等	WHO飲料水質ガイドライン	-	-	
USEPA	-	-	-	
EU	-	-	-	
4.水中での分解性	非生物分解	加水分解を受けやすい化学結合はないので、水環境中では加水分解されない。	-	-
	出典	1		
	生分解	化学物質審査規制法に基づく好氣的生分解性試験では、被験物質濃度 100 mg/L、活性汚泥濃度 30 mg/L、試験期間 2 週間の条件において、生物化学的酸素消費量 (BOD)測定での分解率は 62%であり、良分解性と判定されている。なお、全有機炭素 (TOC) 測定での分解率は 95%、ガスクロマトグラフ (GC) 測定での分解率は 100%であった (通商産業省 1979)。この他に、レスピロメーター (respirometer) を用いた好氣的生分解性試験では、シクロヘキシルアミンは、濃度 50 mg/L、試験期間 2 週間の条件において、BOD 測定による分解率は、河川の底質由来の微生物を用いた場合には 0%、下水処理場由来の馴化していない微生物を用いた場合には 68%、下水処理場由来の馴化した微生物を用いた場合には 79%であった (Calamari et al. 1980)。以上のことから、シクロヘキシルアミンは好氣的条件下で生分解されると推定される。調査した範囲内では、シクロヘキシルアミンの嫌氣的生分解性に関する報告は得られていない。	-	-
	出典	1		

表 17 基礎情報収集対象物質詳細(10/12)

1.物質情報	名称	シクロヘキシルアミン	4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1-ジメチルセミカルバジド) (HDMS)	1,1,1',1'-テトラメチル-4,4'-(メチレンジ-p-フェニレン)ジセミカルバジド (TMDs)
5.公共用水域における検出状況	測定年次	S58(1983)	公表データなし	公表データなし
	検出数/検体数	2/126		
	検出地区数/調査地区点	1/42		
	検出範囲	0.9-1.1( $\mu\text{g/L}$ )		
	検出下限値	0.3-2( $\mu\text{g/L}$ )		
	出典	4	3	3
6.有害性情報	健康影響	実験動物に対する反復投与毒性については、経口投与経路で主に精巣に影響がみられている。経口経路では、ラットに 13 週間混餌投与した試験で、雌雄で体重増加抑制及び肝臓、腎臓等ほとんどの器官の絶対重量の減少、雄で摂餌量、ヘマトクリット値及び白血球の減少、精細管萎縮、雌では摂水量減少を指標として、NOAEL 600 ppm (41 mg/kg/日相当)を採用した。環境省によるリスク評価では、ラットでの混餌投与による多世代試験での体重増加抑制を指標としたNOAEL 15 mg/kg/日 (Oser et al., 1976)を採用している(環境省, 2003)。	急性経口毒性LD50:4,640 mg/kg(ラット、雄)、4,380 mg/kg(ラット、雌)	急性経口毒性LD50:1,153 mg/kg(ラット、雄)、918 mg/kg(ラット、雌)
	出典	1	1	1
	生態影響	シクロヘキシルアミンの環境中の水生生物への有害性に関して、急性毒性試験の最小値は、魚類であるメダカに対する致死を指標とした 14 日間 LC50 の 18.7 mg/L である。また、長期毒性試験の最小値は、甲殻類であるオオミジンコに対する繁殖を指標とした21 日間 NOEC の 1.6 mg/L であり、この値が得られた水生生物に対する毒性データのうち最小値である。この値と EEC 4.4 $\mu\text{g/L}$ を用いて暴露マージン (MOE) を算出した結果、MOE 360はリスク評価に用いた毒性試験データに関する不確実係数積 50 より大きく、現時点ではシクロヘキシルアミンが環境中の水生生物に悪影響を及ぼすことはない判断する。	-	-
	出典	1		
7.排出・移動量	内容	平成22年度(2010)のPRTRデータによれば、排出量は36,368 kg/年(届出:18,606、推計:17,762)と見積もられ、届出排出量内訳は、大気(9,908 kg/年)、公共水域(8,698 kg/年)である。公共水域への排出量は、主に石油製品・石炭製品製造業(4,504 kg/年)、化学工業(1,365 kg/年)、ノバルプ・紙・紙加工品製造業(1,085 kg/年)、鉄鋼業(980 kg/年)、電気機械器具製造業(680 kg/年)からの排出である。移動量は 26,528 kg/年であり、その内訳は、廃棄物移動(26,368 kg/年)、下水道への移動(159 kg/年)である。	公表データなし	公表データなし
	出典	5	4	4
出典詳細	1	(独)製品評価技術基盤機構「化学物質初期リスク評価書Ver.1.0」 (2008/09) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf_hyoukasyo/114riskdoc.pdf">http://www.safe.nite.go.jp/risk/files/pdf_hyoukasyo/114riskdoc.pdf</a>	16112の化学商品(化学工業日報社)	16112の化学商品(化学工業日報社)
	2	16112の化学商品(化学工業日報社)	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>
	3	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>
	4	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>
	5	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>		

表 17 基礎情報収集対象物質詳細(11/12)

1.物質情報	名称	N,N-ジメチルエチルアミン	ジメチルアミノエタノール	1,1-ジメチルグアニジン
	CAS No.	598-56-1	108-01-0	6145-42-2
	元素/分子式	C4H11N	C4H11NO	C3H9N3
	原子量/分子量	73.13	89.13	87.12
	環境中での挙動	ジメチルエチルアミンは、大気に放出されると蒸気として存在する。水中に放出されると、水中の懸濁物質及び底質に吸着されないと推定される。水面からの揮散は、重要な環境中運命ではないと推定される。	ジメチルアミノエタノールは大気中と水系に放出される可能性があり、そこでかなり急速に分解する。本物質は放出された相から他の相に移動しない傾向がある。水生生物に対して中等度の毒性を持つ。その毒性の一部は、水に溶解したときのpHの変化が原因であろう。製造から廃水処理場を経由して水系に放出される量を、廃水処理場の規模と放流河川に関するデフォルト値に基づいて求めると、水環境への懸念を生じる。しかしながら現場での希釈はずっと大きいと思われ、懸念は無い。	—
	出典	1	1	1
	物理的性状	液体	刺激臭のある、無色の液体	—
	出典	1	2	2
	融点	-140°C	-59°C	6.33 °C(推定値)
	出典	1	2	1
	比重	0.675(20°C/4°C)	0.89(水=1)	1.052 g/cm3 (推定値)
	出典	1	2	1
	蒸気圧	3.52E+02 mmHg (25°C, 推定値)	612 Pa(20°C)	2.95 mmHg (25°C, 推定値)
	出典	1	2	1
	オクタノール/水分配係数	Log Pow=0.70	Log Pow=-0.55	Log Pow=-0.95(推定値)
	出典	1	2	1
	水への溶解性	3.45E+05 mg/L (25°C, 推定値)	混和する	1620 mg/L (20°C)
	出典	1	2	1
	ヘンリー定数	4.85E-05 atm-cu m/mol (25°C, 推定値)	3.73E-07 atm-m3/mol (25°C, 推定値)	1.13E-010 atm-m3/mol (25°C, 推定値)
	出典	1	3	1
2.主な用途及び生産量	主な用途	第4級アンモニウム化合物製造や中子鍍型製造の中間体、塩化炭水素およびビニル誘導体の安定剤	水溶性塗料の合成樹脂可溶化剤、エマルジョンペイントのアルカリ安定剤、高血圧用薬剤、ピリン誘導体の水に対する可溶化剤、アゾ染料の緩性揮発剤、アニオン交換樹脂、燃料油のスラッジ防止剤および分散剤、ワックス類の乳化剤、防錆剤、エポキシ樹脂の低温重合促進剤、ウレタンフォームの発泡触媒、凝集剤の原料	—
	出典	1	4	4
	製造・輸入量(平成22年)	Xt(事業者の秘密保持)(化審法一般化学物質届出結果)	H22: 10000t(N, Nジアルキル(C=1~3)-N-エタノールアミンとして) H19: 10 <sup>4</sup> ~10 <sup>5</sup> t未満 t(官報公示整理番:2-297, 経済産業省実態調査結果)	公表データなし
	出典	2	5	2
3.現行基準等 (1)国内基準等	環境基準値(公共用水域)	—	—	—
	環境基準値(地下水)	—	—	—
	水道水質基準値	—	—	—
	化管法	特定できず	特定できず	特定できず
(2)諸外国基準等	WHO飲料水質ガイドライン	—	—	—
	USEPA	—	—	—
	EU	—	—	—
4.水中での分解性	非生物分解	分子内に加水分解官能基を有しないので、加水分解は重要な環境中運命ではないと推定される。大気中では、OH ラジカルとの反応により半減期は5時間と推定される。	大気中 OH濃度: 500000 molecule/cm3 分解= 50 % after .2 day	—
	出典	1	6	6
	生分解	推定BCF=3から生物蓄積性は低いと推定される。生分解性のデータはないが、類似物質のデータは生分解性は重要な環境中運命ではないと示唆している。	急速分解性があり(BODによる分解度:60.5%、TOC:97.9%、GC:100%(既存点検, 1977))、かつ生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=-0.94(PHYSROP Database, 2008))	—
	出典	1	7	7

表 17 基礎情報収集対象物質詳細(12/12)

1.物質情報	名称	N,N-ジメチルエチルアミン	ジメチルアミノエタノール	1,1-ジメチルグアニジン
5.公共用水域における検出状況	測定年次	公表データなし	公表データなし	公表データなし
	検出数/検体数			
	検出地区数/調査地区点			
	検出範囲			
	検出下限値			
	出典	3	8	3
6.有害性情報	健康影響	急性毒性(経口):ラットLD50値 606 mg/kg (IUCLID (2000)) 標的臓器/全身毒性(単回暴露):救急治療室での記録として、ヒトで本物質のばく露に関連し、全身性の影響では、嘔気、めまい、失神、胸部の圧迫感または痛み、腹部痙攣、頭痛、心拍数増加などが報告されている(HSDB (2008))。	急性毒性(経口):ラットLD50値 1242-1597, 1803, 2000-2170, 2130, 2340 mg/kg (IUCLID, 2000)、 発がん性:雌マウスを用いた飲水試験があるが、動物数の記載が無く、要旨だけの記載(IUCLID, 2000)。	—
	出典	4	7	—
	生態影響	藻類 (Scenedesmus subspicatus) 96時間EC50 = 7.6 mg/L (IUCLID, 2000)	藻類(セネデスムス) 72時間EC50 = 35 mg/L (IUCLID, 2000)	—
	出典	4	7	—
7.排出・移動量	内容	公表データなし	公表データなし	公表データなし
	出典	5	9	4
出典詳細	1	Hazardous Substances Data Bank (HSDB, 2008) <a href="http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?/.temp/~5tCig:d1">http://toxnet.nlm.nih.gov/cgi-bin/sis/search/f?/.temp/~5tCig:d1</a>	OECD SIDS INITIAL ASSESSMENT PROFILE (日本語版) <a href="http://www.jetoc.or.jp/safe/doc/J108-01-0.pdf">http://www.jetoc.or.jp/safe/doc/J108-01-0.pdf</a>	ChemSpider.com 情報 <a href="http://www.chemspider.com/Chemical-Structure.13807.html">http://www.chemspider.com/Chemical-Structure.13807.html</a>
	2	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>	日本語版ICSC(No.654) <a href="http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0654c.html">http://www.nihs.go.jp/ICSC/icssj-c/icss0654c.html</a>	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>
	3	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay_jp.faces">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay_jp.faces</a>	環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>
	4	(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:598-56-1) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/5170_h23mhlw.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/5170_h23mhlw.html</a>	16112の化学商品(化学工業日報社)	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>
	5	環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	経済産業省:製造・輸入数量(22年度実績)(平成24年3月) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/H22jisseki-matome-ver2.html</a>	
	6		IUCLID(2000) <a href="http://esis.jrc.ec.europa.eu/doc/IUCLID/data_sheets/108010.pdf">http://esis.jrc.ec.europa.eu/doc/IUCLID/data_sheets/108010.pdf</a>	
	7		(独)製品評価技術基盤機構 GHS分類結果(CAS:108-01-0) <a href="http://www.safe.nite.go.jp/ghs/20a2038_h20mhlw.html">http://www.safe.nite.go.jp/ghs/20a2038_h20mhlw.html</a>	
	8		環境省化学物質の環境実態調査結果:化学物質環境調査結果概要一覧表(昭和49年度~平成22年度)水質 <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	
	9		環境省:PRTRデータの排出量・移動量(2010) <a href="http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html">http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html</a>	



## 6. 要検討項目に追加すべき候補物質の検討

平成21年度第1回水質基準逐次改正検討会資料5-1「水道水から検出されるおそれのある物質(母集団物質リスト候補物質)に関する情報整理」に示された基礎情報収集対象物質について、要検討項目に追加すべき物質案を検討した。要検討項目に追加すべき物質案の検討に当たっては、毒性、検出状況等を踏まえた抽出方法を採用し、有害性情報、水道水による曝露情報等の詳細を踏まえた。

### 6.1. 追加すべき物質選定の指標

追加すべき物質選定の指標は検出状況及び検出された最大値の評価値に対する割合を採用し、この割合が10%を超えるものを、要検討項目に追加すべき物質案とした。

#### 6.1.1 検出状況の調査

検出状況については浄水中での検出状況を採用することが好ましいが、基礎情報収集対象物質についてはそのデータはない。そこで環境省が実施している化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査において河川、湖沼などの環境中の水域における調査結果を用いることとする。河川、湖沼などは浄水の水源となり得るものであり、ここでの存在が浄水の汚染をもたらすことは十分に考えられることである。要検討項目に追加すべき物質候補選定においては、浄水の汚染に起因する健康への影響を未然に防止するという観点から、浄水中の検出状況の代わりに広く環境水域における検出状況を指標とすることは適切であると考えられる。

検出状況の抽出・整理は、5～10年に1度調査されている物質もあるので、直近の10年間(2003年以降)の調査結果を対象とした。

なお、検出状況に関しては検出濃度のほかに検出頻度も検討における重要な要素と考えられる。ある地点において高濃度で検出されたとしても、継続性がない場合や、他地点で検出されていない場合などは、慎重に取り扱うべきである。そこで、検出頻度として同一調査年度における検出地点数及び検出濃度の経年変化の両者を考慮することとした。

#### 6.1.2 評価値

基礎情報収集対象物質は我が国においては評価未公開のため、Web等で公開されている一般情報あるいはWHO飲料水水質ガイドライン(第4版)を始め、海外諸国・機関の基準値・目標値等の調査対象とする国・機関で設定されている場合は、設定されている値の最小値を採用した。

基準値等が設定されていない場合は、ADI、TDI又はRfDを用いて試算した仮評価値を用いることとし、さらにADI等が得られない場合は、NOAEL又はLOAELと不確実係数を用いてADI等を算出することとした。

ADI等を用いての仮評価値の試算における条件は、15年答申における評価値の算出方法における基本条件と同一とし、飲水量2L/日、体重50kg、飲料水経由の曝露割合をADI等の

10%とした。

また、NOAEL 等から ADI 等の算出には、不確実係数(又は相当値)が記載されている場合はその値を用い、記載のない場合は不確実係数 100(種間差及び個体差)を用いた。

仮評価値及び参照値の算出方法を以下にまとめた。

**表 18 仮評価値及び参照値の算出方法**

<p>仮評価値の算出</p> <p>仮評価値 [mg/L]=参照値×(飲料水経由の暴露割合/100)×体重/飲水量</p> <p>参照値(ADI、TDI、RfD) : [mg/kg 体重/日]</p> <p>飲料水経由の暴露割合: 10 [%]</p> <p>体重: 50 [kg]</p> <p>飲水量: 2 [L/日]</p> <p>飲料水経由の暴露割合、体重、飲水量の設定値は、いずれも 15 年答申で設定されている値である。</p> <p>参照値の算出</p> <p>参照値 [mg/kg 体重/日]=NOAEL(又は LOAEL)/不確実係数</p> <p>NOAEL(無毒性量) : [mg/kg 体重/日]</p> <p>LOAEL(最小毒性量) : [mg/kg 体重/日]</p> <p>不確実係数: [-]</p> <p>不確実係数は、NOAEL 等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。今回の試算の範囲では、種差(10)×個体差(10)の 100 に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAEL の代わりに LOAEL の使用(5~10)、短期試験のデータを使用(5~10)が適用されている。</p> <p>評価書に記載がない場合は、種差(10)×個体差(10)の 100 を用いる。</p>
---

## 6.2. 検出状況の調査

6.1.1.項に述べたように、基礎情報収集対象物質(平成 20 年度調査)の環境における検出状況は、環境省による化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査から抽出することとしたが、「平成 23 年度調査」において既に平成 22 年度までの検出状況はまとめられているので、今回は平成 23 年度の環境での検出状況のみ調査した。

その結果、基礎情報収集対象物質の中で、平成 23 年度要調査項目存在状況調査における 4-*t*-オクチルフェノール(*p*-*tert*-Octylphenol, CAS:140-66-9)のみであった。

測定は全国 88ヶ所にて行われ、48ヶ所で検出、この内 46 個所は定量下限値(0.03 µg/L)未満であった。検出された2ヶ所は、0.03 µg/L(埼玉、鴨川)、0.22 µg/L(熊本、水無川)であった(表 19)。

表 19 4-t-オクチルフェノールの検出状況(平成 23 年度)

水域	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	湖沼	河川	河川
自治体	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
水域	新川	新井田川	普代川	七北田川	小坂川	馬見ヶ崎川	藤原川	牛久沼	荒川	利根川
調査地点名	第一新川橋	湊橋	広表橋	今市橋	前御山橋	白川橋	みなと大橋	牛久沼湖心	向田橋	福島橋
採水日	11/2	11/11	10/19	10/5	10/21	10/14	10/12	10/12	10/13	10/28
検出値(μg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
水域	河川	海域	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川
自治体	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野
水域	鴨川	東京湾	境川	境川	鶴川	いたち川	犀川	兵庫川	相模川	田川
調査地点名	中土手橋	東京湾18	鶴間1号橋	境川橋	八坂橋	興人橋	二ツ寺橋	新野中橋	大月橋	新田川橋
採水日	11/10	10/12	11/10	11/9	10/12	11/9	10/17	11/2	10/20	10/19
検出値(μg/L)	0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
水域	河川	河川	河川	河川	湖沼	河川	海域	河川	河川	河川
自治体	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	大阪	兵庫	奈良
水域	長良川	馬込川	日光川	員弁川	琵琶湖	桂川	大阪湾(イ)	安威川	市川	寺川
調査地点名	穂積大橋	馬込川白羽橋	日光橋	日の出橋	唐崎沖中央	三川合流前	0-5(淀川河口中央)	新京阪橋	小川橋	吐田橋
採水日	10/12	10/11	10/14	10/19	10/4	11/9	12/4	11/8	10/18	10/7
検出値(μg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
水域	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川
自治体	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知
水域	日高川	玉川	益田川	倉敷川	沼田川	錦川	岡川	香東川	石手川	鏡川
調査地点名	野口橋	巖城	月見橋	盛綱橋	潮止め堰上	E-C-4(市上水取水口)	文化橋	香東川橋	岩堰橋	潮江橋
採水日	10/12	10/25	10/12	10/5	10/12	11/8	10/13	10/12	10/12	10/19
検出値(μg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
水域	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川	河川		
自治体	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄		
水域	御笠川	有田川	西大川	水無川	丹生川	小丸川	甲突川	翔南製糖前		
調査地点名	千鳥橋	又川井堰	高速道下流	産島橋	王ノ瀬橋	高鍋大橋	岩崎橋	翔南製糖前		
採水日	11/4	10/13	11/5	11/9	10/11	11/8	10/12	11/7		
検出値(μg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	0.22	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03		

### 6.3. 追加すべき候補物質の検討

#### 6.3.1. 有害性情報

有害性情報として CHRIP(化学物質総合情報提供システム)検索により、「化学物質の環境リスク初期評価(第2巻・平成15年3月)」を採用した。評価書に下記内容が記載されている。

①Sprague-Dawley ラット雌雄各 6 匹を 1 群とし、0、15、70、300 mg/kg/day を 28 日間強制経口投与した結果、70 mg/kg 群の雌雄で流涎、雌で A/G 比の低下を認めた。また、300 mg/kg 群で流涎、腎臓の重量増加及び灰白色斑、尿細管上皮に再生性変化を認め、雄で体重増加の抑制、血清アルブミンの減少、雌で血中総コレステロールの減少、A/G 比の低下、尿素窒素の増加、トリグリセライドの増加、肝臓重量の軽度の増加を認めた。この結果から、NOAEL は 15 mg/kg/day であった。(Meylan, W. M. and P. H. Howard (1995))

②Sprague-Dawley ラット雌雄各 30 匹を 1 群とし、0、0.015、1.5、15、150 mg/kg/day を二世代にわたり混餌投与した結果、150 mg/kg/day 群で体重増加の抑制を認めた。この結果から、NOAEL は 15 mg/kg/day であった。(Meylan, W. M. and P. H. Howard (1993))

③経口暴露については、ラットの中・長期毒性試験から得られた NOAEL 15 mg/kg/day (流涎、A/G 比の低下)、NOAEL 15 mg/kg/day (体重増加の抑制など)は共に信頼性のある最小値で、比較的短い暴露期間で得られた結果であった。このため、NOAEL 15 mg/kg/day を採用し、試験期間が短いことから 10 で除した 1.5 mg/kg/day を無毒性量等として設定する。

### 6.3.2. 評価値及び参照値の算出

上記記載から仮評価値及び参照値を算出した。

仮 TDI:  $1.5 \text{ mg/kg/day} / 100 (\text{無毒性量}/\text{UF}) = 0.015 \text{ mg/kg/day}$

仮評価値: 仮 TDIX (飲料水経由に暴露割合/100) X 体重/飲水量

$$= 0.015 \times 0.1 \times 50 / 2 = 0.0375 \text{ mg/L}$$

検出最大値/仮評価値:  $0.22 \text{ } \mu\text{g/L} / 37.5 \text{ } \mu\text{g/L} = 0.006$

物質選定指標は「検出最大値の評価値に対する割合が 10%を超えるもの」であるが、4-t-オクチルフェノールは 0.6%であり該当しなかった。

## 7. 有害物質の健康影響等の情報を効率的かつ効果的に集約する体制の構築

上記内容を踏まえ、水道水における有害物質の健康影響等のデータベースの作成や情報を整理する様式の改善等情報管理のあり方や方法の検討を行い、水質基準等についての最新の科学的知見に基づく基準値・目標値等の設定及び変更や分類の見直しの検討に資するよう、情報の収集対象とする情報源、情報の収集・管理の方法等を整理・文書化し、情報を効率的かつ効果的に集約・更新する体制の構築に着手した。

水質基準等についての最新の科学的知見に基づく基準値・目標値等の設定及び変更や分類の見直しの検討に資する情報管理の在り方として、過去の情報の集積（データベース化）、最新情報の効率的な入手、データベースへの追加と更新及び利用しやすい形での整理が必要と考える。

### 7.1. データベースの収載情報

データベース化に関しては、水道水質の基準値・目標値等の設定及び変更や分類の見直しに当たり最も基礎的な情報である内閣府食品安全委員会の評価結果や海外諸国・機関の基準値・目標値等の調査・整理がデータベース化の端緒となるが、その他のデータベース化すべき有用な事項及びそれぞれの事項について情報を収集する項目、適切な情報源を検討した。

収載情報とその情報源、情報源の更新頻度、及びデータベース中のテーブルとの対応関係を表 20 に示した。

各情報源に変更があった場合、対応するデータベース中のテーブルを更新することとなる。

なお、情報源の更新頻度は不定期なものが多く、また、年 1～2 回定期的に更新されるものについても、更新の公表時期は不確定なものが多い。従って、データテーブルの更新作業時期を特定することは困難である。一方、各情報源の更新状況をそれぞれの情報源に一つ一つアクセスして把握することは非効率である。そこで、以下のメールマガジンを利用して更新情報を得ることが有効であると考ええる。

#### ① 法規制情報

(独)製品評価技術基盤機構：NITE ケミマガ【NITE 化学物質管理関連情報】

[http://www.safe.nite.go.jp/mailmagazine/chemmail\\_01.html](http://www.safe.nite.go.jp/mailmagazine/chemmail_01.html)

#### ② リスク評価情報

内閣府食品安全委員会：『食品安全委員会メールマガジン』

[http://www.fsc.go.jp/sonota/e-mailmagazine/e\\_new\\_mailmagazine.html](http://www.fsc.go.jp/sonota/e-mailmagazine/e_new_mailmagazine.html)

#### ③ 農薬関連情報

(独)農林水産消費安全技術センター：「食の情報交流ひろば」メールマガジン

[http://www.famic.go.jp/mail\\_magazine/stand.html](http://www.famic.go.jp/mail_magazine/stand.html)

表 20 データベース収載情報と情報源(1/4)

項目	細目	情報源	更新頻度	関連するテーブル (表21 記載のテーブル名)	備考
物理化学性状	物理化学的性状	一般化学品:① 水質基準の見直しにおける検討概要(主にICSC日本語版) http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/konkyo0303.html ② CHRIP http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/Disclaimer_jp.faces ③ Webkis-Plus http://w-chemdb.nies.go.jp/ 農薬:① CHRIP、② Webkis-Plus ③ その他のデータベース (① ② ③はデータ採用の優先順を示す)	—	物化	
	農薬分子量	WebkisPlus	—	農薬分子量	
用途、製造量	用途	一般化学品:① CHRIP ② Webkis-Plus ③ 16112の化学商品(2012) 農薬:「農薬要覧」(一般社団法人日本植物防疫協会)、正誤表2007年版、2009年版(一般社団法人日本植物防疫協会)/独立行政法人農林水産消費安全技術センター公表データ(WebkisPlusを参照)	1回/年	用途・製造量(一般化学品)、用途・製造量(農薬)	
	製造量	一般化学品:経済産業省 化審法化学物質製造輸入量実績(監視化学物質、優先評価化学物質、一般化学物質) 農薬:「農薬要覧」(一般社団法人日本植物防疫協会)、正誤表2007年版、2009年版(一般社団法人日本植物防疫協会)/独立行政法人農林水産消費安全技術センター公表データ(Webkis-Plusを参照)	1回/年	用途・製造量(一般化学品)、用途・製造量(農薬)	
水道水基準	水質基準	水質基準に関する省令(平成十五年五月三十日厚生労働省令第百一号)(最終改正:平成二三年一月二八日厚生労働省令第一号)	1回/年(概ね1~3月)	年度別水質基準	
	水質管理目標項目	厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日 健発第1010004号。)(最終改正:平成25年3月28日)	1回/年(概ね1~3月)	年度別水質管理目標値	
	要検討項目	厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)(最終改正:平成24年3月5日)	1回/年(概ね1~3月)	年度別要検討項目・その他項目目標値	
	農薬類	厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日 健発第1010004号。)(最終改正:平成25年3月28日) 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)(最終改正:平成24年3月5日)	1回/年(概ね1~3月)	年度別農薬類目標値	
	審議履歴	逐次改正検討会及び生活環境水道部会での配布資料・議事録、改正通知	不定期	審議履歴	

表 20 データベース収載情報と情報源(2/4)

項目	細目	情報源	更新頻度	関連するテーブル (表21 記載のテーブル名)	備考
法規制	水道	「水道水基準」の項と同じ		年度別水質基準テーブル等	
	薬品基準	水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年二月二十三日厚生省令第十五号) 最終改正:平成二十三年一月二八日厚生労働省令第一一号(別表第一)	1回/年(概ね1~3月)	薬品基準	
	資機材基準	水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年二月二十三日厚生省令第十五号) 最終改正:平成二十三年一月二八日厚生労働省令第一一号(別表第二)	1回/年(概ね1~3月)	資機材基準	
	給水設備基準	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成九年三月十九日厚生省令第十四号) 最終改正:平成二四年九月六日厚生労働省令第一二二三号(別表第一)	1回/年(概ね1~3月)	給水装置基準	
	環境基準	人の健康保護に関する環境基準:水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)(最終改正:平成25年環境省告示第30号)(別表第一)	不定期	環境基準	
		地下水に関する環境基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)(最終改正:平成24年環境省告示85号)(別表)	不定期	環境基準	
		要監視項目:水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)(平成21年11月30日 環水大土発第091130004号・環水大土発第091130005号)	不定期	環境基準	
	水濁法	有害物質:水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号)(最終改正:平成二四年九月二六日政令第二五一号) 第二条 指定物質:同施行令 第三条の三	不定期	水濁法	
	化審法(特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質)	第一種特定化学物質:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年六月七日政令第百二二号)(最終改正平成二十一年十月三十日) 第一条 第二種特定化学物質:同施行令 第二条 監視化学物質:厚労省・経産省・環境省 告示(J-CHECKより転記) 優先評価化学物質:同上	不定期	現行化審法(全)	
	化審法・旧第2、旧第3種監視化学物質	2011(平成23)年4月1日より前の第2種監視化学物質、第3種監視化学物質または指定化学物質の公示(J-CHECKより転記)	更新なし(改正前の規定)	化審法・旧第2種、化審法・旧第3種	
化管法	・第1種指定化学物質:特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年3月29日 政令138)(最終改正:平成20年11月2日) 別表一 ・第2種指定化学物質:同施行令 別表二	不定期	化管法		

表 20 データベース収載情報と情報源(3/4)

項目	細目	情報源	更新頻度	関連するテーブル (表21 記載のテーブル名)	備考
海外規制・ 基準、評価 値	WHOガイドライン	Guidelines for drinking-water quality 4th ed. Background documents on chemical hazards in drinking-water <a href="http://www.who.int/water_sanitation_health/dwg/guidelines/en/index.html">http://www.who.int/water_sanitation_health/dwg/guidelines/en/index.html</a>	不定期	WHOガイドライン値・評価値	
	US基準	「National Primary Drinking Water Regulations(NPDWR)」 「National Secondary Drinking Water Regulations(NSDER)」 「Contaminant Candidate List(CCL)」 <a href="http://water.epa.gov/drink/contaminants/index.cfm">http://water.epa.gov/drink/contaminants/index.cfm</a> <a href="http://water.epa.gov/scitech/drinkingwater/dws/ccl/index.cfm">http://water.epa.gov/scitech/drinkingwater/dws/ccl/index.cfm</a>	不定期	米国基準値	
	EU基準	COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption	不定期	EU基準値	
	カナダ ガイドライン	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Summary Table. Dec. 2010 <a href="http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-semt/water-eau/drink-potab/guide/index-eng.php">http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-semt/water-eau/drink-potab/guide/index-eng.php</a>	不定期	カナダガイドライン値	
	オーストラリア ガイドライン	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Summary Table. Dec. 2010 <a href="http://www.nhmrc.gov.au/guidelines/publications/eh52">http://www.nhmrc.gov.au/guidelines/publications/eh52</a>	不定期	豪州ガイドライン値	
	韓国基準	飲水水質基準及び検査等に関する規則(1995年 5月 1日 環境部令第10号 新規制定)(最新改正:2008年 2月 4日 環境部令第276号)	不定期	韓国基準値	
	中国標準(基準)	中華人民共和国国家標準 GB 5749-2006 「生活飲用水衛生標準」	不定期	中国基準値	
環境測定状 況	水道統計	水道水質データベース <a href="http://www.jwwa.or.jp/mizu/">http://www.jwwa.or.jp/mizu/</a>	1回/年	水道統計	
	ゴルフ場排水口	環境省web「ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査結果」 <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golfchosa.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golfchosa.html</a>	1回/年(9~11月)	ゴルフ場排水口	
	化学物質環境 実態調査	化学物質環境実態調査(初期環境調査結果、詳細環境調査結果) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>	1回/年(12~3月)	化学物質環境実態調査	
	要調査項目	環境省web「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」について <a href="http://www.env.go.jp/water/chosa/index.html">http://www.env.go.jp/water/chosa/index.html</a>	1回/年	要調査項目	



表 20 データベース収載情報と情報源(4/4)

項目	細目	情報源	更新頻度	関連するテーブル (表21 記載のテーブル名)	備考
安全性評価	国内評価	内閣府食品安全委員会web「リスク評価」 <a href="http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html">http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html</a> 水質基準の見直しにおける検討概要 <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/konkyo0303.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/konkyo0303.html</a>	不定期	国内安全性評価履歴、国内安全性評価最新、安全性評価まとめ	
	WHO	「WHOガイドライン」の項と同じ			
	JECFA	JECFA web: Evaluations of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives <a href="http://apps.who.int/ipsc/database/evaluations/search.aspx#">http://apps.who.int/ipsc/database/evaluations/search.aspx#</a>	2回/年	国際機関評価値	
	JMPR	Acceptable Daily Intakes, Acute Reference Doses, Short-Term and Long-Term Dietary Intakes, Recommended Maximum Residue Limits and Supervised Trials Median Residue Values Recorded by the 2011 Meeting <a href="http://www.who.int/foodsafety/chem/jmpr/summaries/en/index.html">http://www.who.int/foodsafety/chem/jmpr/summaries/en/index.html</a>	1回/年	国際機関評価値	
農薬関連情報	登録農薬	FAMIC「登録農薬概要(殺虫剤、殺菌剤、除草剤・他)」 <a href="http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm">http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm</a>	不定期	登録農薬情報	「農薬分類見直しマスタ」DBより引用
	登録農薬有効成分	Webkis-Plus「登録農薬有効成分」 <a href="http://w-chemdb.nies.go.jp/">http://w-chemdb.nies.go.jp/</a>	不定期	TX01_有効成分名rev	「農薬分類見直しマスタ」DBより引用
	登録失効有効成分	FAMIC「失効有効成分」 <a href="http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm">http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm</a>	不定期	登録失効有効成分一覧	「農薬分類見直しマスタ」DBより引用
	農薬登録保留基準	環境省登録農薬保留基準 <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/kijun.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/kijun.html</a>	不定期	登録農薬情報	「農薬分類見直しマスタ」DBより引用
	作物残留基準	食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)	不定期	登録農薬情報	「農薬分類見直しマスタ」DBより引用
	ISO名	ISO農薬部会「字訳対照表」	不定期	ISO名DL	「農薬分類見直しマスタ」DBより引用

## 7.2 データベースの構成

データベースは、収載物質に関する名称とIDに関するテーブル、表 20 の情報を収録したデータテーブル、及び個別物質のデータに関する検索及び出力シートにより構成した。

構成テーブルのリストを表 21 に示した。本表には、各テーブルで用いられている情報源を併せて示している。

## 7.3 テーブルの内容

各テーブルの内容について、フィールドリストとして 101 ページ以下の表 22 に示した。リストにはフィールドの説明とともにそれぞれのフィールドの入力方法も記載した。

表 21 テーブルリスト (1/5)

種別	テーブル名	内容	情報源
物質・項目名称、ID	物質名テーブル	W-IDを付けた物質一覧。	
	CAS→W-ID	CAS番号からW-IDへの逆引き。CASが複数ある物質は複数行に分割	
	物質ID対応表	W-IDと、DB項目ID、統合先ID及び農薬類の諸ID(H24作業用整理番号、環境省データ仮コード、農薬要覧の原体コード)との対応を整理したもの	
	名称履歴テーブル	物質名からW-IDを引っ張るためのテーブル。	
	項目リスト	項目ID一覧	
	項目ID対応	W-ID等との関係	
	ISO名DL	農薬のISO名	ISO農薬部会「字訳対照表」
物理化学性状	物化	物理化学的性状	一般化学品:① 水質基準の見直しにおける検討概要(主にICSC日本語版) <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/konkyo0303.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/konkyo0303.html</a> ② CHRIP <a href="http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/Disclaimer.jp.faces">http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/Disclaimer.jp.faces</a> ③ Webkis-Plus <a href="http://w-chemdb.nies.go.jp/">http://w-chemdb.nies.go.jp/</a> 農薬:① CHRIP、② Webkis-Plus ③ その他のデータベース (① ② ③はデータ採用の優先順を示す)
	農薬分子量	農薬分子量	WebkisPlus
用途・製造量	用途・製造量(一般化学品)	年度別出荷量	一般化学品:用途 ① CHRIP ② Webkis-Plus ③ 16112の化学商品(2012) 製造量 経済産業省 化審法化学物質製造輸入量実績(監視化学物質、優先評価化学物質、一般化学物質)
	用途・製造量(農薬)	年度別出荷量	農薬:「農薬要覧」(一般社団法人日本植物防疫協会)、正誤表2007年版、2009年版(一般社団法人日本植物防疫協会)/独立行政法人農林水産消費安全技術センター公表データ(Webkis-Plusを参照)

表 21 テーブルリスト (2/5)

種別	テーブル名	内容	情報源
水道水基準	年度別水質基準値	年度別基準値・目標値推移	水質基準に関する省令(平成十五年五月三十日厚生労働省令第百一号)(最終改正:平成二十三年一月二八日厚生労働省令第一一号)
	年度別水質管理目標値	年度別基準値・目標値推移	厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日 健発第1010004号。)(最終改正:平成25年3月28日)
	年度別要検討項目・その他項目目標値	年度別基準値・目標値推移	厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)(最終改正:平成24年3月5日)
	年度別農薬類目標値	年度別基準値・目標値推移	厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日 健発第1010004号。)(最終改正:平成25年3月28日) 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)(最終改正:平成24年3月5日)
	審議履歴	生活環境水道部会、逐次改正検討会審議内容	逐次改正検討会及び生活環境水道部会での配布資料・議事録、改正通知
環境測定状況	水道統計	水道協会が取りまとめた環境調査年度、測定値	
	ゴルフ場排水口	環境調査年度、測定値	
	要調査項目	環境調査年度、測定値	
	化学物質環境実態調査	環境調査年度、測定値	

表 21 テーブルリスト (3/5)

種別	テーブル名	内容	情報源
法規制	水道基準全	水質基準、管理目標設定項目、要検討項目、農薬類	
	薬品基準		水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年二月二十三日厚生省令第十五号) 最終改正:平成二十三年一月二十八日厚生労働省令第一一号(別表第一)
	資機材基準		水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年二月二十三日厚生省令第十五号) 最終改正:平成二十三年一月二十八日厚生労働省令第一一号(別表第二)
	給水装置基準		給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成九年三月十九日厚生省令第十四号) 最終改正:平成二十四年九月六日厚生労働省令第一二三号(別表第一)
	水濁法	有害物質、指定物質	有害物質:水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号)(最終改正:平成二十四年九月二十六日政令第二五一号) 第二条 指定物質:同施行令 第三条の三
	環境基準	水質汚濁に関わる環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準、要監視項目	人の健康保護に関する環境基準:水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)(最終改正:平成25年環境省告示第30号)(別表第一)
			地下水に関する環境基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)(最終改正:平成24年環境省告示85号)(別表) 要監視項目:水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)(平成21年11月30日 環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号)
	現行化審法(全)	特定・監視・優先評価化学物質	第一種特定化学物質:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年六月七日政令第百二十二号)(最終改正平成二十一年十月三十日) 第一条 第二種特定化学物質:同施行令 第二条 監視化学物質:厚労省・経産省・環境省 告示(J-CHECKより転記) 優先評価化学物質:同上
	化審法・旧第2種	化審法・旧第2種	2011(平成23)年4月1日より前の第2種監視化学物質、第3種監視化学物質または指定化学物質の公示(J-CHECKより転記)
	化審法・旧第3種	化審法・旧第3種	
化管法		・第1種指定化学物質:特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年3月29日 政令138)(最終改正:平成20年11月2日) 別表一 ・第2種指定化学物質:同施行令 別表二	

表 21 テーブルリスト (4/5)

種別	テーブル名	内容	情報源
海外規制・基準、評価値	WHOガイドライン値・評価値	WHO Guidelines for Drinking Water Qualityにおけるガイドライン値及びガイドライン値導出のための評価値	Guidelines for drinking-water quality 4th ed. Background documents on chemical hazards in drinking-water <a href="http://www.who.int/water_sanitation_health/dwq/guidelines/en/index.html">http://www.who.int/water_sanitation_health/dwq/guidelines/en/index.html</a>
	米国基準値	米国の水道水質基準値、目標値	「National Primary Drinking Water Regulations(NPDWR)」 「National Secondary Drinking Water Regulations(NSDER)」 「Contaminant Candidate List(CCL)」 <a href="http://water.epa.gov/drink/contaminants/index.cfm">http://water.epa.gov/drink/contaminants/index.cfm</a> <a href="http://water.epa.gov/scitech/drinkingwater/dws/ccl/index.cfm">http://water.epa.gov/scitech/drinkingwater/dws/ccl/index.cfm</a>
	EU基準値	EUの水道水質基準値	COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption
	カナダガイドライン値	カナダの水道水質ガイドライン値	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Summary Table. Dec. 2010 <a href="http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-semt/water-eau/drink-potab/guide/index-eng.php">http://www.hc-sc.gc.ca/ewh-semt/water-eau/drink-potab/guide/index-eng.php</a>
	豪州ガイドライン値	オーストラリアの水道水質ガイドライン値	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Summary Table. Dec. 2010 <a href="http://www.nhmrc.gov.au/guidelines/publications/eh52">http://www.nhmrc.gov.au/guidelines/publications/eh52</a>
	韓国基準値	韓国の水道水質ガイドライン値	飲水水質基準及び検査等に関する規則(1995年5月1日 環境部令第10号 新規制定)(最新改正:2008年2月4日 環境部令第276号)
	中国基準値	中国の水道水質ガイドライン値	中華人民共和国国家標準 GB 5749-2006 「生活飲用水衛生標準」
	国際機関評価値	JECFA、JMPRIにおける評価値	JECFA web: Evaluations of the Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives <a href="http://apps.who.int/ipsc/database/evaluations/search.aspx#">http://apps.who.int/ipsc/database/evaluations/search.aspx#</a> Acceptable Daily Intakes, Acute Reference Doses, Short-Term and Long-Term Dietary Intakes, Recommended Maximum Residue Limits and Supervised Trials Median Residue Values Recorded by the 2011 Meeting <a href="http://www.who.int/foodsafety/chem/jmpr/summaries/en/index.html">http://www.who.int/foodsafety/chem/jmpr/summaries/en/index.html</a>
安全性評価	国内安全性評価最新	国内安全性評価履歴テーブルから、主要な項目について最新のデータを抽出したもの	内閣府食品安全委員会web「リスク評価」 <a href="http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html">http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html</a> 水質基準の見直しにおける検討概要 <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/konkyo0303.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/konkyo0303.html</a>
	国内安全性評価履歴	H15答申時のTDI/ADI、食安委評価書、環境省非食用農薬を履歴を含めて一つに束ねたもの	
	安全性評価まとめ	水質基準項目等に関する安全性評価状況のまとめ。 水質基準逐次検討会における参考資料「水質基準項目等に係る最近の状況について」を収録したもの	

表 21 テーブルリスト (5/5)

種別	テーブル名	内容	情報源
農薬関連情報	農薬登録情報	農薬登録状況まとめ	下記及びFAMIC「登録農薬概要(殺虫剤、殺菌剤、除草剤・他)」
	TX01_有効成分名	環境省が管理している有効成分名一覧(TX01_有効成分名)に農薬登録保留基準、作物残留基準を合わせたもの	Webkis-Plus「登録農薬有効成分」 <a href="http://w-chemdb.nies.go.jp/">http://w-chemdb.nies.go.jp/</a>
			環境省登録農薬保留基準 <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/kijun.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/kijun.html</a>
			食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号)
登録失効有効成分一覧	失効有効成分の一覧	FAMIC「失効有効成分」 <a href="http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm">http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm</a>	
検索・出力	出力	個別物質の検索・出力(当該物質に関するDB 収載の全データ)	

## 7.4 IDについて

本データベースでは、物質 ID (W-ID)、統合先 ID 及び項目 ID を用いている。以下にそれぞれを説明する。

### 1. 物質 ID (W-ID)

DB への収録情報は既存の DB のデータを取り込むものであるが、その際にキーとするため、基本的に物質と 1 対 1 で対応している CAS 番号を ID として用い作業を行ったが、複数の CAS を有する物質や、CAS 番号の間違い(チェックディジットが合わない)、CAS 番号が不明な場合などがあり、CAS 番号を ID として用いることは不適切であることから、物質毎に ID (W-ID) をつけることにした。物質 ID は、単独物質または複数物質からなる項目に 1 対 1 で対応する ID である。

### 2. 統合先 ID について

物質 ID には、データソースにある単独物質及び複数物質からなる項目名称をすべて掲載する方針をとったため、一つの物質が複数の物質 ID に含まれる事態が発生することになった。

#### 例 1) 結合名

「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」や「総トリハロメタン」のように、複数の物質の濃度を合計して評価する水質項目があると、構成する物質は、物質単独の ID と結合された ID の両方に含まれることになる。

#### 例 2) 総称

「カドミウム及びその化合物」のような場合、カドミウムを分析して評価するが、含まれる化合物を同定できていないわけではないので、カドミウム化合物は、物質単独の ID と総称の ID の両方に含まれることになる。

#### 例 3) 分析結果が分離できないもの

農薬類でよく見られる例として、酸が共通で水中で加水分解する前の塩類が異なるものがある。メコプロップナトリウム塩とメコプロップカリウム塩は、メコプロップとして分析し、合計値を評価する。データソースを検索する際に、メコプロップで検索するとメコプロップナトリウム塩にヒットしないことになる。

#### 例 4) &名

Webkis-Plus 農薬データベースで公表している農薬出荷量のうち古いデータは、複数の農薬成分を合計したものが「&」で結合して掲載されている。

これらに対応するため、物質 ID のうち、結合名、総称等にあたるものにフラグを立てて、各物質 ID の統合先として整理し、統合先 ID を使用して、データの突き合わせ(名寄せ等)を行っている。



### 3. 項目 ID について

一方、基準等の項目別の情報を整理する際の対応として、項目 ID を設定した。統合先 ID もある程度代用できるが、発想が異なるので、項目毎に ID をつけて、物質 ID との関係を整えることが得策と考えた。

項目 ID と物質 ID の関係は以下のとおりである。

- ・ 1つの項目には、1～複数の物質が含まれている。便宜上、物質を一つだけ含む項目 ID を単独項目 ID、複数の物質を含む項目 ID を合計項目 ID と呼んで、単独項目 ID と合計項目 ID の対応関係を整理する。
- ・ 1つの項目 ID には、①項目名から定まる物質 ID、②CAS を与える代表物質 ID、③安全性評価の対象とする評価対象物質 ID をそれぞれ1つずつ対応させる。逆に、1つの物質 ID は、複数の項目 ID に含まれる。
- ・ 項目名から定まる物質 ID が統合先 ID である場合には、統合先 ID に含まれる物質 ID のすべてがその項目 ID に含まれるものとする。
- ・ 項目に CAS が必要な場合には、代表物質 ID の CAS を項目の CAS とする。(代表物質は混合物の場合もある。)
- ・ 評価対象物質の安全性評価結果を当該項目の評価値の設定根拠とし、安全性評価に係る情報との紐付けを行う。

### 4. テーブルとの対応

これらの ID に関するテーブルが、テーブルリストにおける「物質名テーブル」、「名称履歴テーブル」、「項目リスト」である。

「名称履歴テーブル」はデータベースに現れるすべての名称を収録したものである。この中には、単独物質のほか、複数物質を含む項目もある。また同内容を示す名称であるにもかかわらず法規によって異なる表記について、また複数物からなる項目を構成している個別物質名、さらに略号も収録し項目 ID を付与している。

物質名 ID (W-ID) はこれらの名称から同一内容のものをまとめて統一した名称としそれに ID を付与したものであり、この ID をまとめたものが「物質名テーブル」である。

統合先 ID は上述のように結合名、総称等にあたるものに ID を付与したものである。各 W-ID は、何らかの統合先 ID に属するか否かを検討し、統合先 ID に属する場合はその統合先 ID を付与し、属さない場合は、W-ID が統合先 ID となる。W-ID と統合先 ID の関係は物質リストにまとめてある。

「項目リスト」はデータベースに現れる項目をリスト化したものである。

上述の ID 間の関係及び CAS 番号との関係を取りまとめたものが、「物質 ID 対応表」、「項目 ID 対応」、「CAS→MCTR」の各テーブルである。

## 7.5 データの入力

入力したデータは、名称または CAS 番号により、関数を用いて項目 ID を検索し、さらに W-ID、統合先 ID 及び DB 統一名称と CAS 番号を検索し、これらを自動的に表示するようにしている。名称は、検索上、全角の漢字、かな（ひらがな、カタカナ）文字及び英数字、並びにダッシュ（ハイフンではない）である必要があるが、これは入力した文字を関数により変換することで対応している。表示された物質名（DB 統一名）及び CAS 番号が、新規入力の名称、CAS 番号と対応しているか確認する。なお、CAS 番号は既登録物質のすべてに付与されておらず、暫定番号（W-×××など）が表示される場合もあるが、この場合は名称のみの確認となる。

名称等が表示され、かつ入力した物質・項目と対応している場合は、当該物質の諸データが情報源の記載に間違いがないかを再確認して入力を終了する。

名称等が表示されない場合、または表示されるが内容が対応していない場合は、ID を付与する必要がある。

まず、名称履歴テーブルに名称を記入し、項目 ID を追加する。次いで、当該名称の別表記、別名や構成物質の名称について、既に登録されているか否かを確認する。別名等が既登録であり、その示す内容が、新たに登録した項目名称の示す内容と同一であれば、既登録別名等と同一の W-ID を名称履歴テーブルの W-ID 欄に記入する。未登録の場合は新たな W-ID を付与する。W-ID は、物質リストを W-ID により昇順でソートした際の、末尾の続き番号とする。

新たに項目 ID、W-ID を付与した場合は、項目リスト、物質リストに追加する。追記する場合は、それぞれのリストの末尾の行をコピーし、コピーした行を挿入することで、記入場所を確保する。物質リストに追加後、何らかの統合先への該当の有無を検討する。該当する場合は、その統合先 ID を所定欄に記入し、該当しない場合は、W-ID をそのまま統合先 ID とする（既定値としているので記入する必要はない）。

以上で、データ入力が終了する。

なお、既入力データの変更は、当該テーブルのフィールドリストを参照し、データ形式の「固定」部分の変更を行う。変更は上書き操作で行う。基本的にその他の操作の必要はない。

関数が入力されているセルへの誤入力を防止するため、これらのセルには淡灰色に着色するとともにロックをかけて、セルの選択もできないようにしてある。手作業で値の変更が必要な場合は、ロックを解除して入力作業を行う。

ロックの解除は、「ホーム」タブ→「セル」グループ→「書式」から、「シート保護の解除」を選択、または[校閲]タブ→[変更]グループ→[シート保護の解除]をクリックする。作業後の再ロックは、「ホーム」タブ→「編集」グループ→「検索」から「条件を選択してジャンプ」を選択、「数式」にチェックして OK とすると数式が入力されているすべての

セルが選択される。次いで「セル」グループ→「書式」から「シートの保護」を選択すると、「シート保護」ダイアログボックスが現れるので、OK をクリックすれば、再度、数式が入力されているセルにロックがかかる。

全セル選択ボタン（ワークシート左上の、列番号と行番号が交わる部分にあるボタン）をクリック→「ホーム」タブ→「セル」グループ→書式からセルの書式設定からでも）

データを追加する場合は、データの最終行をコピーし挿入することで記入場所を確保し、入力が必要な列に対応するデータを記入する。

新規テーブルを作成する場合は、ID 検索用の関数が組み込まれた列を既入力テーブルからコピーし、新規シートに貼り付けることで記入場所を確保すればよい。

## 7.6 データの検索

データベース化した情報は物質名または CAS 番号から検索が可能である。検索物質名・項目名の入力は、全角/半角、ハイフン/ダッシュのいずれでもよい。ただし、現状では英名には対応していない。

データ出力の一部を図(p155～)に示した。

なお、出力シートを不要項目の削除、レイアウトの変更など適宜アレンジし、使用目的に合致した個票を作成することができる。この際、関数が組み込まれたセル(罫線で囲ってある灰色のセル;原則項目名・出力セル・関数セルが縦並びでセットとなっている)もデータ項目、出力セルと同時に削除、移動する必要がある。

## 7.7 データベースの媒体

データベースは Excel 2010 を用いて作成した。

データベース内では、Excel 2007 から導入された関数を多用しているので、Excel 2007 以前のバージョンでは作動しない。

## 7.8 今後の対応

今回は、データベースの原型作成を主眼として作業を行ったが、以下のような問題点、未作業項目があり、今後の対応が必要である。

### 1. ID の考え方

本データベースの構成は、農薬分類見直し作業に用いられた「農薬分類見直しマスタ」データベースを基礎とし、これに物性データ、国内法規制や海外基準値などを追加したものである。

水道法関連のデータを扱う限りでは、今回の物質 ID (W-ID)、項目 ID、統合先 ID で大きな不都合はないが、他の法規制、基準も併せたデータベースとすると、例えば、次のような不都合が生じた。

1,2-ジクロロエチレンの場合、シス体とトランス体が存在するが、水質基準では「シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン」という項目名とされ、また薬品基準・資機材基準・給水装置基準も同様である。そこで、本データベースでは、シス-、トランス-とも検索用には、「シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン」についての項目 ID が割り振られている。しかし、海外ではこの二物質をそれぞれ項目として挙げている場合があり、環境省の環境基準では、水質汚濁に係る基準では、シス体のみ、地下水の水質汚濁に係る基準では「1, 2-ジクロロエチレン」、要監視項目ではトランス体のみが対象となっている。従って、トランス-1, 2-ジクロロエチレンについてのデータを検索する場合、「シス体及びトランス体」の ID で検索すると水道法関連基準や地下水の水質汚濁に係る基準では問題ないが、水質汚濁に係る基準では、規制対象物質であるとして検索され、一方、「シス体」について検索すると、要監視項目にも該当するとして検索されることとなる。このようなケースの他の例として、包括名称項目の内容が法規により微妙に相違している例も挙げられる（「亜鉛及びその化合物(水質基準)」と「銀の水溶性化合物(化管法)」など）。

このような例から、ある物質のデータ検索(特に法規制に係る検索)については、単一の ID ではなく、情報源に応じた ID の使い分けが必要と考えられ、今後の検討項目としてあげたい。

## 2. 海外基準への対応(CAS 番号登録の充実)

今回のデータベースには海外基準値等も収載することとしたが、英名の登録は未着手であり、CAS 番号付与も一部分にとどまっている。今回、海外基準の CAS 番号はかなり進めたが、データベースに登録した物質の CAS 番号調査・記載が不十分であり、海外基準へ対応するには CAS 番号データの充実が不可欠である。なお、既登録の物質は水道法関連のみではなく、化管法対象物質の登録など、相当多数であり、海外の基準・規制項目に概ね対応していると考えられる。従って、CAS 番号での対応が十分取れるように充実させれば、英名の大部分は CAS 番号を介して和名との関係づけが可能である。

## 3. データの充実

今回のデータベースでは、水質基準等に関連した物質についてのデータの输入が主目的であり、これら物質のデータについては概ね調査・入力したが、一部不十分なところが残っている。例えば処理技術、水中での挙動などのデータは、水道に関するデータとしては完備したいところであり、また行政サイドとしては審議履歴の充実を望まれるものと思われる。一方、水質基準等以外の項目については、当初より今後の充実を期することとしていたので十分なデータが输入されていない。例えば生態影響については、項目のみでありデータは一切未入力である。

今後、収載データの充実を図ることが望ましいが、対象とする物質及び収載データ項目について優先度を検討する必要がある。

#### 4. データのアップデート

法規制、国内安全性評価などは現時点での最新情報を入力しているが、今後の変更・追加などに対応したデータのアップデートが必須である。

7.1. データベースの収載情報の項にも述べたように、情報源の更新時期の特定は困難であり、同項で述べたメールマガジンを活用して更新情報を把握することが有効と考えられる。

表 22-1 フィールドリスト-1 物質名テーブル

列	フィールドグループ	フィールド	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	W-ID	W-ID	固定	W-ID		W-ID⇒DB-IDとする	「ID変換M」リストにない場合、濃赤		
B	物質名 (DB統一 名)	物質名 (DB統一 名)	数式	物質名 (D列) + 別名 1 (E列) + 別名 2 (F 列)		別名を含めた名称	最初の文字が★以外、かつ全角文字、ダッシュに置換、空白除去したものと異なる場合、青	最初の文字が★以外、かつ「物質名逆引きM」リストにない場合、赤	
C		CAS番号	固定	CAS番号		CAS番号を入力する。総称名の場合、総称のCASがあればそれを用い、ない場合には仮CASとする(構成する物質のCASを並べるとはしない)。一つの物質に複数のCAS-No.がある場合に、半角スラッシュで区切る。セル内改行は使用しない。CAS番号不明の場合も仮CASを付与する。仮CAS番号はW-TEMP-xxxxとする。複数物質を包含することが明らかな場合はW-SUM-xxxxとしてもよい。ただし、番号はTEMPとSUMの区別をせず、一連のものとする。	最初の文字が★以外、かつ「CAS→WIDM」にない場合、濃赤、「CAS→WIDM」におけるW-IDと「A列」の値が異なる場合、赤。		
D		物質名	固定	物質名		全角、スペースなし(区切る必要があるときは「・」)とする。ハイフンはダッシュに統一	最初の文字が★以外、かつ全角文字、ダッシュに置換、空白除去したものと異なる場合、青	最初の文字が★以外、かつ「物質名逆引きM」リストにない場合、赤	
E		別名 1	固定	項目名等に用いられている別名または略号		項目名等に用いられている別名または略号を入力する。	最初の文字が★以外、かつ全角文字、ダッシュに置換、空白除去したものと異なる場合、青	最初の文字が★以外、かつ「物質名逆引きM」リストにない場合、赤	
F		別名 2	固定	項目名等に用いられている別名または略号		項目名等に用いられている別名または略号を入力する。	最初の文字が★以外、かつ全角文字、ダッシュに置換、空白除去したものと異なる場合、青	最初の文字が★以外、かつ「物質名逆引きM」リストにない場合、赤	
H		統合名	統合名種別	固定	統合名を割り当てる際の、統合の種類 結合名: 塩類を含む場合、数物質をまとめている場合 化合物系総称: アルキル、アリル等の一般名 元素系総称: 元素とその化合物 集計用"&"名: 集計に用いられている名称(水銀剤、〇〇系農薬) 評価用結合名: 評価に用いられている名称		データ説明の項の定義に従って、統合の種類を入力する。		
I		統合名を構成する物質名	固定	統合名を構成する物質の名称		統合名を構成する物質の名称を列記する。			
J		統合先ID	固定	統合先物質名のW-ID(統合しない場合は、当該物質のW-ID)		統合先物質を選択し、統合先物質のW-ID(統合しない場合は、当該物質のW-ID)を入力する。	投合先ID(J列)とW-ID(A列)が異なる場合、黄色		
K		統合先物質名	数式	統合先の物質名。統合先IDをVLOOKUPにより検索	検索値: J列	検索範囲: 物質リストM(0.物質名テーブル)	投合先ID(J列)とW-ID(A列)が異なる場合、黄色		
L	メモ	名称及び統合に関するメモ	固定	名称及び統合に関するメモ		名称及び統合に関する特記事項を入力する。	ブランクではなく、かつCASに関するメモ(M行)と等しい場合、オレンジ		
M		W-ID	固定	W-ID					逆引き用

表 22-2 フィールドリスト-2 CAS→W-ID

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	CAS番号(文字列型)	CAS番号(文字列型)	数式	C列を文字列型に変換	C列				
B	W-ID	W-ID	固定		物質名テーブル	W-IDを入力する。			
C	CAS番号(数値型)	CAS番号(数値型)	固定	CAS番号(ハイフンなし)	物質名テーブル	ハイフンなしの数値として入力			セルの「表示形式」設定によりハイフンを表示
D	備考	備考	固定			備考を記入する。			
E	チェックディジット	チェックディジット	数式	チェックディジット計算	C列		チェックディジットが一致しない場合、紫		

表 22-3 フィールドリスト-3 物質 ID 対応表 (1/2)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	W-ID	W-ID	固定				W-IDを入力。	「物質リストM」にない場合、濃赤		
B	物質名 (DB統一 名)	物質名 (DB統一 名)	数式	VLOOKUP	検索値: W-ID	検索範囲: 物質リス TM (0. 物質名テー ブル)				
C	統合名	統合先ID	数式	同上	同上	同上		W-ID (A列) と異なる場 合、黄色		
D		統合先物質名	数式	同上	同上	同上		DB統一名 (B列) と異なる 場合、黄色		
E	DB項目名	項目ID	固定	基準、法規制等における項目のID			W-IDに対応する項目IDを 「項目リスト」テーブルから選 定し入力する。	上の行と比較して、H24 作業用整理番号 (K列) が同一、かつ項目ID (E 列) が異なる場合、緑		
F		DB項目名	数式	VLOOKUP	検索値: 項目ID (E列)	検索範囲: 項目リス TM (1.2 項目リス テーブル)		上の行と比較して、H24 作業用整理番号 (K列) が同一、かつDB項目名 (F列) が異なる場合、緑		
G		合計項目ID(1)	数式/固定	塩類違い、代謝物、異性体など評 価値の根拠となる物質が同一のも のに対するID。	VLOOKUP検索時は同 上	VLOOKUP検索時 は同上	評価根拠物質が同一なも の、適切な項目IDを選定、ま たは新規に入力。			
H		合計項目名 (1)	数式	塩類違い、代謝物、異性体など評 価値の根拠となる物質が同一のも の。	検索値: 合計項目ID(1)	検索範囲: 項目リス TM (1.2 項目リス テーブル)	適切な項目名を選定、また は新規に入力。			
I		合計項目ID(2)	数式	含まれる物質が合計項目名 (1) と 異なる場合のID。	同上	同上	合計項目ID(1)と同様に入 力。			
J		合計項目名 (2)	数式	含まれる物質が合計項目名 (1) と 異なる場合。	同上	同上	合計項目ID(2)と同様に入 力。			
K	H24農業見直し作 業対象農業	H24作業用整理番号	固定	「農業分類見直しマスタ」DBで用 いられた作業用の整理番号。	「農業分類見直しマス タ」DB。			「農業分類見直しマスタ」DB から物質名、DB項目名に対 応する整理番号を転記。		
L		農業名	固定	「農業分類見直しマスタ」DBで用 いられた作業対象農業名。	「農業分類見直しマス タ」DB。			「農業分類見直しマスタ」DB から転記。		
M		統合番号1 (測定物質)	固定	下記に対するID。	「農業分類見直しマス タ」DB。			「農業分類見直しマスタ」DB から転記。		
N		農業成分名 (測定物質)	固定	「農業分類見直しマスタ」DBで用 いられた統合名称。塩類違いの ように測定時に区別できない複数 物質を統合したもの。	「農業分類見直しマス タ」DB。			「農業分類見直しマスタ」DB から転記。		
O		統合番号2 (評価)	固定	「農業分類見直しマスタ」DBで用 いられた統合名称。上記と異な る統合の場合に対応する。	「農業分類見直しマス タ」DB。			「農業分類見直しマスタ」DB から転記。		
P		農業成分名 (総和)	固定	「農業分類見直しマスタ」DBで用 いられた統合名称。N列と異な る括りの統合に対応する。	「農業分類見直しマス タ」DB。			「農業分類見直しマスタ」DB から転記。		



表 22-3 フィールドリスト-3 物質 ID 対応表 (2/2)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
Q	農薬登録/失効/ 禁止状況	登録種類名	数式	VLOOKUP	検索値: W-ID (A列)	検索範囲: 「農薬登録情報M」(農薬登録情報)				
R		用途(登録)	数式	同上	同上	同上				
S		登録有効成分名 (H25.2.28)	数式	同上	同上	同上				
T		2007以降出荷量がある農薬	数式	同上	同上	同上				
U		最近失効年月日	数式	同上	同上	同上				
V		失効農薬まとめ	数式	同上	同上	同上				
W		禁止農薬名	数式	同上	同上	同上				
X		禁止履歴	数式	同上	同上	同上				
Y	ISO名	ISO農薬部会2009.4.28時点	数式	VLOOKUP	検索値: W-ID (A列)	検索範囲: 「ISO名M」(ISO名DL)				
Z		ISO農薬名	数式	同上	同上	同上				
AA		字訳	数式	同上	同上	同上				
AB		字訳以外に採用された種類名(全角)	数式	同上	同上	同上				
AC	農薬出荷原体名	農薬出荷量集計コード	固定	WebKisPlusにおける原体コードをベースとし、別名同成分の原体を統合して整理したもの。	「農薬分類見直しマスタ」DB。					「農薬分類見直しマスタ」DBから転記。
AD		原体名	固定	上記に対応する原体名。	「農薬分類見直しマスタ」DB。					「農薬分類見直しマスタ」DBから転記。
AE	農薬登録保留基準、残留農薬基準対象物質名	環境省仮コード	固定	農薬登録保留基準、残留農薬基準対象物質に仮に付与した通し番号						物質名(DB統一名)に対応する農薬登録保留基準、残留農薬基準対象物質名のIDを入力(「農薬分類見直しマスタ」DBから転記)。
AF		一般名	数式	農薬登録保留基準、残留農薬基準対象物質の名称。VLOOKUP	検索値: 環境省仮コード(AK列)	検索範囲: 環境省テーブルM(TX01_有効成分名rev)				
AG		環境省仮コード←一次コード統合	固定							「農薬分類見直しマスタ」DBから転記。
AH		一般名	数式	VLOOKUP	検索値: 環境省仮コード←一次コード統合(AM列)	検索範囲: 環境省テーブルM(TX01_有効成分名rev)				

表 22-4 フィールドリスト-4 名称履歴テーブル

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考	
A	DB内ID・名称	物質名	固定	データベース内に現れる物質名称及び項目名称	規制・基準等		下記参照	重複する値があれば黄色			
B		W-ID	固定				下記参照	重複する値があれば黄色 「物質リストM」にない場合、赤		赤になった場合、物質名テーブルにW-IDを追記する。	
C		CAS番号	固定	CAS番号	規制・基準等						
D		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(B列)	検索範囲:物質リストM					
E		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(B列)	検索範囲:ID変換M					
F		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:W-ID(B列)	検索範囲:項目リストM					
G	別名	同名別物質	固定	同名別物質の関係にある物質名すべて			同名別物質の関係にある物質のW-ID及び物質名(DB統一名)を記入する。				
H		ハイフン→	数式	物質名(A列)ハイフンをダッシュに変換				「物質名逆引きM」にない場合、赤			
I		別名不採用理由	固定	新たなW-IDを付与しない理由。			新たなW-IDを付与しない特段の理由があれば記入する。	「ID変換M」にない場合、オレンジ			
J		統一名との関係	数式	物質名(A列)のハイフンをダッシュに変更した名称(G列)から、フランクを除去した物質名と統一名(C列)との比較	完全一致:”一致”、部分一致:”部分”、&名の場合:”&名”	不要の場合は「不要」を入力					
K		別名作成用ID	数式/固定	別名作成が必要な場合、IDを入力するが、このような場合、通常は新規なW-IDが付与されているので新たな入力不要。入力不要な場合はB列と同じ。				B列と異なる場合、青色			
L	別名作成	数式	IF(OR,\$I3=”別名”, \$I3=”追加”)								

入力方法

- ① 物質名をA列に入力する。  
セルが黄色になれば、重複があることを示す。すなわち、既に入力済みなので、同名の異物質であるか否かを確認する。  
同物質であれば削除して終了する。  
異物質であれば、②に進む。  
セルの色が変化しなければ、②に進む。
- ② C列にCAS番号を入力する。CAS番号不明の場合は、③に進む。  
セルが黄色になれば、重複があることを示す。すなわち、既にCAS番号は入力済みであるが、入力済みの名称とは異なる。  
この場合は、物質名テーブルでCAS番号の検索を行い、対応するW-IDをB列に入力する。  
セルの色が変化しなければ、新たなW-IDを付与する。④に進む。  
W-IDは既入力W-ID最大値の次の数を付与する。
- ③ CAS番号不明の場合は、入力した物質名の一部や別名・略号、その他関連すると考えられる名称を用いて、本シートの検索を行う。  
入力した物質名が、検索結果に該当する場合は対応するW-IDをB列に入力する。  
検索結果が該当しない場合は、W-ID及び仮CAS番号を付与する。④に進む。  
W-IDは既入力W-ID最大値の次の数を付与する。  
仮CAS番号はW-TEMP-xxxxとする。複数物質を包含することが明らかな場合はW-SUM-xxxxとする。  
ただし、TEMPとSUMは区別せず、既入力xxxxの最大値の次の数を付与する。
- ④ 新たにW-IDを付与した場合、項目IDを入力する。  
基準・規制等の項目になっている場合、新たな項目IDを付与する。  
上記以外の場合は、”-”を入力する。

表 22-5 フィールドリスト-5 項目リスト

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	W-ID	W-ID	数式	DB項目名に対応するW-ID。VLOOKUP	検索値:DB項目名(C列)	検索範囲:物質名逆引きM				
B	項目ID	項目ID	固定	基準、法規制等における項目のID			基準、法規制等における項目に対しIDを付与する。	「項目ID対応M」にない場合、紫	「安全性評価M」にない場合、赤	
C		DB項目名	固定	基準、法規制等における項目の名称			基準、法規制等における項目の名称を記入する。	「物質名逆引きM」にない場合は赤	物質名(DB統一名)と異なる場合黄色	
D		合計項目ID(1)	固定	塩類違い、代謝物、異性体など評価値の根拠となる物質が同一のものに対するID。			下記「合計項目(1)」に対しIDを付与する。			
E		合計項目名(1)	数式	塩類違い、代謝物、異性体など評価値の根拠となる物質が同一のもの。	検索値:合計項目ID(1)	検索範囲:項目リストM	塩類違い、代謝物、異性体など評価値の根拠となる物質が同一のもので、上記「DB項目」に含まれる物質とは異なる場合は、異なる項目とする。	一つ上の行と、統合先ID(V列)が同じかつ名称が異なる場合、黄緑	項目ID(B列)と合計項目ID(D列)が異なる場合は、薄黄色	
F		合計項目ID(2)	数式	含まれる物質が合計項目名(1)と異なる場合のID。			合計項目ID(1)と同様。	同上	同上	
G		合計項目名(2)	数式	含まれる物質が合計項目名(1)と異なる場合。	検索値:合計項目ID(2)	検索範囲:項目リストM		同上	同上	
H		統合合・分割	固定	合計項目の変更を行った場合のメモ。			適宜記入。	同上	同上	
I		農薬の登録情報	用途	固定	用途	農薬登録情報テーブル		農薬登録情報テーブルから転記		
J	成分失効		固定	成分として失効している場合の、失効年(月)と失効の旨を記入。	農薬登録情報テーブル		農薬登録情報テーブルから転記			
K	失効農薬名		数式	失効農薬名称。VLOOKUP	検索値:統合先ID(U列)	検索範囲:失効農薬M				
L	販売・使用禁止		固定	販売・使用禁止農薬の名称。	農薬登録情報テーブル		農薬登録情報テーブルから転記			
M	禁止農薬の失効年		固定	禁止農薬の失効年。	農薬登録情報テーブル		農薬登録情報テーブルから転記			
N	物質名(DB統一名)	W-ID	固定	W-ID						作業用の列
O	物質名(DB統一名)	物質名(DB統一名)	数式	DB統一物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID	検索範囲:物質リストM				
P	代表物質	代表物質ID	固定	代表物質のID。				W-IDと異なる場合は黄色		
Q		代表物質名	数式	代表物質の名称。VLOOKUP	検索値:代表物質ID	検索範囲:物質リストM				
R		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:代表物質ID	検索範囲:物質リストM				
S	評価根拠物質	評価値根拠物質ID	数式	N列と同じ(W-ID)。評価値根拠物質が異なる場合は入力				代表物質IDと異なる場合は黄色		
T		評価値根拠物質名	数式	評価値根拠物質ID。VLOOKUP	検索値:評価値根拠物質ID	検索範囲:物質リストM				
U		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID	検索範囲:物質リストM				確認用
V	名寄せ確認ID、名称	統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID	検索範囲:物質リストM				確認用
W		構成物質名	数式	構成物質名。VLOOKUP	検索値:統合先ID	検索範囲:物質リストM				確認用

表 22-6 フィールドリスト-6 項目 ID 対応

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先			入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB項目名	項目ID	固定					項目IDを入力			
B		DB項目名	数式	DB項目名。 VLOOKUP	検索値: 項目ID (A列)	検索範囲: 項目 リストM					
C	W-ID	W-ID	固定								
D	統合先ID	統合先ID	固定								
E	H24作業 用整理番号	H24作業用整 理番号	固定								
F	仮コード	仮コード	固定								

表 22-7 フィールドリスト-7 ISO 名

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、名称	W-ID	数式	VLOOKUP	検索値：D,K列	検索範囲：別名 逆引きM				
B		物質名(DB統一名)	数式		検索値：A列	検索範囲：物質 リストM				
C	ISO名	ISO名	数式	字訳名+英名+(登録あり、なし、未登録の区別)						
D		字訳(全角化・ダッシュ)	数式/固定	字訳(J列)を全角、ダッシュに書き換えたもの			必要に応じ、適切な名称を入力			
E		字訳以外に採用された種類名(全角)	数式/固定	字訳以外に採用された種類名(K列)を全角、ダッシュに書き換えたもの			必要に応じ、適切な名称を入力			
F		メモ	固定							
G	ISO名元データ	字訳通番号(PDF頁別)	固定	字訳名に対する「字訳対照表」のページごとの通し番号	ISO農薬部会「字訳対照表」		字訳対照表のページごとの通し番号を記入			
H		ISO農薬名通番号(PDF頁別)	固定	ISO農薬名に関する「字訳対照表」のページごとの通し番号			字訳対照表のページごとの通し番号を記入			
I		ISO農薬名	固定	ISO農薬名			「字訳対照表」の項目に従って記入する。			
J		字訳	固定	ISO農薬名の字訳						
K		種類名として採用した名称(註1)	固定	名称の採用状況						
L		農薬登録の有無(註2)	固定	国内登録の有無						
M		参考商品名(註3)	固定	商品名例						
N		データエラーチェック	固定	重複データがある場合等						

表 22-8 フィールドリスト-8 物理化学データ

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	ID	W-ID	数式	物質名(F列)から逆引きしたW-ID。 VLOOKUP	検索値:F列	検索範囲:物質名逆引きM				
B		物質名(DB統一名)	数式	DB統一の物質名	検索値:A列	検索範囲:物質リストM				
C		CAS番号	数式	CAS番号	検索値:A列	検索範囲:物質リストM				
D		項目ID	数式	項目ID	検索値:1列	検索範囲:物質名逆引きM				
E	物質特定	物質名	固定	物質名	CHRIP、WebkisPlus、その他					
F		分子式	固定		同上					
G	物性値	分子量	固定		CHRIP、WebkisPlus、その他		出典をAT～AV列に入力する			
H		物理的性状	固定		同上		同上			
I		沸点(°C)	固定		同上		同上			
J		圧力	固定		同上		同上			
K		圧力単位	固定		同上		同上			
L		融点(°C)	固定		同上		同上			
M		密度	固定		同上		同上			
N		密度単位	固定		同上		同上			
O		温度(密度)	固定		同上		同上			
P		水への溶解度	固定		同上		同上			
Q		水溶解度単位	固定		同上		同上			
R		温度(水溶解度)	固定		同上		同上			
S		オクタノール/水分分配係数	固定		同上		同上			
T		温度(分配係数)	固定		同上		同上			
U		分配係数 実測/推定	固定		同上		同上			
V		蒸気圧	固定		同上		同上			
W		蒸気圧単位	固定		同上		同上			
X		温度(蒸気圧)	固定		同上		同上			
Y		蒸気圧 実測/推定	固定		同上		同上			
Z		相対蒸気密度(空気=1)	固定		同上		同上			
AA		20°Cでの蒸気/空気混合気体の相対密度(空気=1)	固定		同上		同上			
AB		引火点(°C)	固定		同上		同上			
AC		測定法(引火点)	固定		同上		同上			
AD		発火点(°C)	固定		同上		同上			
AE		爆発下限界(%)	固定		同上		同上			
AF		爆発上限界(%)	固定		同上		同上			
AG	昇華点(°C)	固定		同上		同上				
AH	分解温度(°C)	固定		同上		同上				
AI	その他物性	固定		同上		同上				
AJ	値	固定		同上		同上				
AK	その他物性値 単位	固定		同上		同上				
AL	測定条件	固定		同上		同上				
AM	備考	固定		同上		同上				
AN	測定法	固定		同上		同上				
AO	出典(性状)	固定		同上		同上				
AP	出典	出典(物性)	固定	「性状」の出典						
AQ		その他情報	固定	「物性」全般の出典						
AR		その他情報	固定	その他の情報(総括名称の場合、該当する物質名等)						

表 22-9 フィールドリスト-9 農薬分子量

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先			入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A			空欄								
B		出荷量集計コード	固定								
C		対応原体名	数式	検索値: B列	検索範囲: 出荷量集計						
D		成分W-ID	数式	検索値: B列	検索範囲: 出荷量集計						
E		成分物質名	数式	検索値: D列	検索範囲: 物質リスト						
F		成分物質CAS	数式	検索値: D列	検索範囲: 物質リスト						
G		採用分子量	固定	J列							
H		一次リスト分子量	数式	検索値: D列	検索範囲: 物理化学的性状						
I		一次リスト分子式	数式	検索値: D列	検索範囲: 物理化学的性状						
J		Webkis分子量	固定								
K		Webkis分子式	固定								
L		C	固定								
M		H	固定								
N		N	固定								
O		S	固定								
P		Zn	固定								
Q		Mn	固定								
R		Fe	固定								
S		検算結果	数式/固定	分子量計算							

表 22-10 フィールドリスト-10 用途・出荷量（一般化学品）

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値: 全角・ダッシュに書き換えた物質名(H列)	検索範囲: 物質名逆引きM				
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値: W-ID(A列)	検索範囲: 物質リストM				
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値: W-ID(A列)	検索範囲: 物質リストM				
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値: 全角・ダッシュに書き換えた物質名(H列)	検索範囲: 物質名逆引きM				
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値: 全角・ダッシュに書き換えた物質名(H列)	検索範囲: 物質名逆引きM				
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値: W-ID(A列)	検索範囲: 物質リストM				
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値: W-ID(A列)	検索範囲: 物質リストM				
H	検索用名称	名称書き換え	数式	原体名(K列)を全角・ダッシュに変換したもの。						
J	出荷量	物質名	固定	物質名	経済産業省 化審法化学物質製造輸入量実績(監視化学物質、優先評価化学物質、一般化学物質)	データソースの物質名				
K		CAS	固定	CAS番号		判明していれば記入する。				
L		出荷量 2008	固定	出荷量		データソースの記載を転記。				
M		出荷量 2009	固定							
N		出荷量 2010	固定							
O		用途	固定	用途		CHRIP	データソースの記載を転記。			



表 22-11 フィールドリスト-11 用途・出荷量（農薬）

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた原体名(H列)		検索範囲:物質名逆引きM			
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM			
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM			
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた原体名(H列)		検索範囲:物質名逆引きM			
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた原体名(H列)		検索範囲:物質名逆引きM			
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM			
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM			
H	検索用名称	名称書き換え	数式	原体名(K列)を全角・ダッシュに変換したもの。						
I	コメント	コメント	固定	CAS番号に関するコメント						
J	原体出荷量	原体コード	固定	農薬原体コード	「農薬要覧」(一般社団法人日本植物防疫協会)、正誤表2007年版、2009年版(一般社団法人日本植物防疫協会)/独立行政法人農林水産消費安全技術センター公表データ	データソースの記載を転記。				
K		原体名	固定	農薬原体名						
L		CAS	固定	項目ID						
M		出荷量(tまたはkL)2008	固定	出荷量						
N		出荷量(tまたはkL)2009	固定							
O	出荷量(tまたはkL)2010	固定								
P	用途	用途	固定	用途						

告示・発行年など

農薬、原体、商品情報：農薬要覧 1963, 1967, 1972, 1977, 1982, 1987, 1992, 1997, 2002, 2004-2011年度(年度は農薬要覧年度)、独立行政法人農林水産消費安全技術センター 2012/04/04時点  
 農薬出荷量：農薬要覧 1963-2011年度(年度は農薬要覧年度)  
 登録有効成分：独立行政法人農林水産消費安全技術センター「登録農薬有効成分の毒性・水産動植物に対する影響 2012年4月01日現在」(2012/04/04時点)

表 22-12 フィールドリスト-12 年度別水質基準値

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考	
A	DB内ID・名称	W-ID	固定	W-ID		水質基準省令名からW-IDを検索し、固定。				
B		項目ID	固定	項目ID		W-IDから項目IDを検索し、固定。				
C		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値：項目ID	検索範囲：項目リストM				
D	水質基準	水質基準並び順	固定	省令における並び順	水質基準に関する省令(平成十五年五月三十日厚生労働省令第百一号)(最終改正：平成二三年一月二八日厚生労働省令第一号)	水質基準項目の通し番号を入力。			改正があった場合、法令の最終改正日も修正する。	
E		水質基準略記号	固定	水質基準項目の並び順を略号で表示		基-1、基-2など				
F		水質基準省令名	固定	省令における基準項目名称		省令名を入力				
G		水質基準対象物質等	固定	基準の対象となる検査項目、検査対象物質		「一般細菌」の場合は「集落数」、「水銀及びその化合物」の場合は、「水銀」などと入力。				
H	水質基準履歴	水質基準履歴	固定	基準への追加・削除、基準値の変更、その年月日	官報、審議会・検討会資料	「H22.4.1目標値強化0.003←0.01」などと入力。				
I		作業メモ	固定							
J		水質基準H16.4.1時点	固定	当該時点の基準値	当該時点の水質基準	数値を記入。	前年から変更があった場合、黄色。			
K		水質基準H17.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
L		水質基準H18.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
M		水質基準H19.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
N		水質基準H20.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
O		水質基準H21.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
P		水質基準H22.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
Q		水質基準H23.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
R		水質基準H24.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
S		水質基準H25.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
T		水質基準H26.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		変更があった場合、数値を入力。	同上		
U		水質基準H27.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		変更があった場合、数値を入力。	同上		

H28.4.1時点以降の入力欄は、前年の列を「コピー」し、次の列にポインターを合わせて、「コピーした列の挿入」により追加する。

表 22-13 フィールドリスト-13 年度別水質管理目標値

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考	
A	DB内ID・名称	W-ID	固定	W-ID		水質管理目標通知名からW-IDを検索し、固定。				
B		項目ID	固定	項目ID		W-IDから項目IDを検索し、固定。				
C		DB項目名	数式	DB項目名。 VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 項目リストM				
D	水質管理目標	管理目標並び順	固定	通知における並び順	厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日 健発第1010004号。)(最終改正:平成25年3月28日)	管理目標項目の通し番号を入力。			改正があった場合、法令の最終改正日も修正する。	
E		管理目標略記号	固定	管理目標項目の並び順を略号で表示		目-1など				
F		管理目標通知名	固定	通知における管理目標対象物質名称		通知名称を入力				
G		管理目標暫定	固定	確定値/暫定値の区別		暫定値の場合、「暫定」と入力				
H		管理目標対象物質等	固定	管理の対象となる検査項目、検査対象物質		「アンチモン及びその化合物」の場合、「アンチモン」など。				
I	水質管理目標履歴	水質管理目標履歴	固定	管理目標項目への追加・削除、目標値の変更、その年月日	局長通知	「H23.4.1評価値緩和(0.4←0.2)」など				
J		作業メモ	固定							
K		水質基準H16.4.1時点	固定	当該時点の基準値	当該時点の水質基準	数値を記入。	前年から変更があった場合、黄色。			
L		水質基準H17.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
M		水質基準H18.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
N		水質基準H19.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
O		水質基準H20.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
P		水質基準H21.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
Q		水質基準H22.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
R		水質基準H23.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
S		水質基準H24.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
T		水質基準H25.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		同上			
U		水質基準H26.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		変更があった場合、数値を入力。	同上		
V		水質基準H27.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準		変更があった場合、数値を入力。	同上		

H28.4.1時点以降の入力欄は、前年の列を「コピー」し、次の列にポインターを合わせて、「コピーした列の挿入」により追加する。

表 22-14 フィールドリスト-14 年度別要検討項目・その他項目目標値

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考	
A	DB内ID・名称	W-ID	固定	W-ID			要検討項目通知名				
B		項目ID	固定	項目ID			W-IDから項目IDを検索し、固定。				
C		DB項目名	数式	DB項目名。 VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 項目リストM					
D	要検討項目	要検討項目並び順	固定	課長通知における並び順						改正があった場合、法令の最終改正日も修正する。	
E		要検討項目略記号	固定	要検討項目の並び順を略号で表示	厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課		検討01など				
F		要検討項目名	固定	通知における要検討項目の名称	長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」						
G		要検討項目目標値(mg/L)	固定		(平成4年12月21日付け衛水第270号)			暫定値の場合、「暫定」と入力			
H		要検討項目暫定	固定	確定値/暫定値の区別	(最終改正:平成24年3月5日)						
I		要検討項目対象物質等	固定	対象となる検査項目、検査対象物質				「有機すず化合物」の場合、「トリプチルスズオキシド」など。			
J		要検討項目履歴	固定	要検討項目への追加・削除、目標値の変更、その年月日	検討会議事録、課長通知			「H23.4.1設定」など。			
K	作業メモ	固定									
L	要検討項目履歴	水質基準H16.4.1時点	固定	当該時点の基準値	当該時点の水質基準		数値を記入。	前年から変更があった場合、黄色。			
M		水質基準H17.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			同上			
N		水質基準H18.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			同上			
O		水質基準H19.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			同上			
P		水質基準H20.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			同上			
Q		水質基準H21.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			同上			
R		水質基準H22.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			同上			
S		水質基準H23.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			同上			
T		水質基準H24.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			同上			
U		水質基準H25.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			同上			
V		水質基準H26.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			変更があった場合、数値を入力。	同上		
W	水質基準H27.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			変更があった場合、数値を入力。	同上			

H28.4.1時点以降の入力欄は、前年の列を「コピー」し、次の列にポインターを合わせて、「コピーした列の挿入」により追加する。

表 22-15 フィールドリスト-15 年度別農薬類目標値 (1/2)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考	
A	H24作業用整理番号	H24作業用整理番号	数式	24年度農薬類見直しの対象とした農薬類の作業用整理番号。 VLOOKUP	検索値: B列	検索範囲: ID変換	「農薬分類見直しマスタ」DBから転記し、固定。			「農薬分類見直しマスタ」DBと関係づけのための番号。本DB単独では不要。	
B		W-ID	固定	W-ID			同上				
C		項目ID	固定	項目ID			同上				
D	DB内ID・名称	DB項目名	数式	DB項目名。見直しの対象とした農薬類のDB項目名。 VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 項目リストM					
E	用途	用途	数式		検索値: C列	検索範囲: 項目リスト					
F	見直し後農薬類	見直し後並び順	固定	見直し後の農薬類並び順。	・厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日健発第1010004号。)(最終改正:平成25年3月28日) ・厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)(最終改正:平成24年3月5日)		「対象農薬」、「要検討農薬」、「その他」、「除外」の分類における並び順を記入する。				
G		農薬類略記号(新)	固定	見直し後の農薬類略記号。			上記分類のそれぞれに対し、「対」、「要」、「他」、「除」の略号を用い、これに並び順を組み合わせる。「対-001」など				
H		農薬類項目名(新)	固定	見直し後の農薬類項目名。			通知における名称を記載する。				
I		通知改正予定	固定	局長通知、課長通知の改正の予定。		厚生労働省健康局水道課長通知「農薬類の分類の見直しについて」(平成25年3月28日 健水発0328 第4号)		改正予定があるものについて、記入。			H25.3局長通知改正、H25.3課長通知改正は反映済み。
J		農薬類対象物質等	固定	当該項目の対象となる物質		I~K列のデータソースと同じ		「イソキサチオン」の場合、「イソキサチオン及びイソキサチオンオキソン」など、			

表 22-15 フィールドリスト-15 年度別農薬類目標値 (2/2)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
K	旧農薬類	並び順: 現行	固定	旧分類に基づく並び順	検索値: A列					旧農薬分類との継続性保持用
L		農薬類略記号(旧)	固定	旧農薬分類に基づく略記号			旧農薬分類に基づく。「農1-001」など			
M		農薬類項目名(旧)	固定	旧農薬分類の項目名見直し後の農薬類項目名。禁止農薬類も含む。				「農薬分類見直しマスタ」DBから転記		
F	改正履歴	農薬類履歴	固定	追加・削除、目標値の変更、その年月日	審議会・検討会議事録、局長・課長通知 下記通知も参照する。 厚生労働省健康局水道課長通知「農薬類の分類の見直しについて」(平成25年3月28日 健水発0328 第4号)			「H22.12.21評価値緩和(0.09←0.008)了承済だが通知未改正」など。		
G		作業メモ	固定							
H		水質基準H16.4.1時点	固定	当該時点の基準値	当該時点の水質基準					
N		水質基準H17.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準					
O		水質基準H18.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準					
P		水質基準H19.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準					
Q		水質基準H20.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準					
R		水質基準H21.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準					
S		水質基準H22.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準					
T		水質基準H23.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準					
U		水質基準H24.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準					
V		水質基準H25.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準					
W		水質基準H26.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			変更があった場合、数値を入力。		
X		水質基準H27.4.1時点	固定	同上	当該時点の水質基準			変更があった場合、数値を入力。		

H28.4.1時点以降の入力欄は、前年の列を「コピー」し、次の列にポインターを合わせて、「コピーした列の挿入」により追加する。

表 22-16 フィールドリスト-16 審議履歴 (1/2)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID	W-ID	数式	W-ID。 VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 物質名逆引きM			
B		項目ID	固定	項目ID					
C	水質基準等項目	DB項目名	数式	DB項目名。 VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 項目リストM			水質基準等に関するDB項目名は、省令・通知名と同じ。
D		水質基準等略記号	数式	水質基準等略記号。 VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 水質基準等全M			
E		備考-1	数式	暫定値、施行日、変更等に関する備考(安全性評価まとめにおける備考)。 VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 安全性評価まとめM			
F		審議履歴概要	最終審議・予定/厚科審	数式	厚生科学審議会における最終審議・今後の審議予定。 VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 安全性評価まとめM		
G		農薬類履歴	数式	農薬類の分類等に関する履歴。 VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 安全性評価まとめM			
H		統廃合・分割	数式	項目の統廃合、分割。 VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 項目リストM			
I	審議会等結果	20020801生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				項目IDごとに、逐次改正検討会&生活環境水道部会での審議履歴、通知改正履歴を整理する。
J		20020801生活環境水道部会水質管理専門委員会	固定	審議結果	専門委員会資料、議事録				
K		20020904生活環境水道部会水質管理専門委員会	固定	審議結果	専門委員会資料、議事録				
L		20021007生活環境水道部会水質管理専門委員会	固定	審議結果	専門委員会資料、議事録				
M		20021108生活環境水道部会水質管理専門委員会	固定	審議結果	専門委員会資料、議事録				
N		20021209生活環境水道部会水質管理専門委員会	固定	審議結果	専門委員会資料、議事録				
O		20021220生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
P		20030203生活環境水道部会水質管理専門委員会	固定	審議結果	専門委員会資料、議事録				
Q		20030217生活環境水道部会水質管理専門委員会	固定	審議結果	専門委員会資料、議事録				
R		20030303生活環境水道部会水質管理専門委員会	固定	審議結果	専門委員会資料、議事録				
S	20030311生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録					

表 22-16 フィールドリスト-16 審議履歴 (2/2)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/ 参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
T	審議会等結果	20030421生活環境水道部会水質管理専門委員会	固定	審議結果	専門委員会資料、議事録	項目IDごとに、逐次改正検討会&生活環境水道部会での審議履歴、通知改正履歴を整理する。			
U		20030428生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
V		20031027RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
W		20040514RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
X		20050428RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
Y		20060418RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
Z		20060619RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AA		20060804生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
AB		20070423RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AC		20070625RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AD		20071026生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
AE		20080609RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AF		20080806RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AG		20081216生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
AH		20090625RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AI		20091201RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AJ		20100202生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
AK		20100712RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AL		20101201RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AM		20101221生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
AN		20110419生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
AO		20110630生活環境水道部会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AP		20120221RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AQ		20120305生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
AR		20120724RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AS		20121204生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
AT		20130228RR検討会	固定	審議結果	検討会資料、議事録				
AU		20130319生活環境水道部会	固定	審議結果	部会資料、議事録				
AV		20130328H15局長通知改正	固定	通知内容	局長通知				
AW		20130328H15課長通知改正	固定	通知内容	課長通知				
AX		20130328H4課長通知改正	固定	通知内容	課長通知				



表 22-17 フィールドリスト-17 水道統計

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、名称	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「水質基準省令名」(G列)	検索範囲:物質名逆引きM			
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM			
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM			
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:「水質基準省令名」(G列)	検索範囲:物質名逆引きM			
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:「水質基準省令名」(G列)	検索範囲:物質名逆引きM			
F		水質基準略記号	固定	水質基準項目の並び順を略号で表示	「年度別水質基準値」テーブル				
G		水質基準省令名	固定	省令における基準項目名称					
H	水道統計調査年度まとめ	調査年度まとめ	固定	調査実施年度(範囲で表示)	水道統計	H20 -H24 など。			
I		調査実施年度 集計	数式/固定	調査実施年度 合計					
J	調査実施年度	H20	固定	調査実施の有無		実施していた場合、当該年度を入力			
K		H21	固定	調査実施の有無		同上			
L		H22	固定	調査実施の有無		同上			
M		H23	固定	調査実施の有無		同上			
N		H24	固定	調査実施の有無		同上			
O		H25	固定	調査実施の有無		同上			
P		H26	固定	調査実施の有無		同上			
Q		H27	固定	調査実施の有無		同上			

表 22-18 フィールドリスト-18 ゴルフ場排水口測定 (1/2)

列	フィールドグループ	フィールド名		形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考	
A	DB内ID、名称		W-ID		数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「ゴルフ場使用農薬…」(G列)	検索範囲:物質名逆引きM			
B			物質名(DB統一名)		数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM			
C			CAS番号		数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM			
D			項目ID		数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:「ゴルフ場使用農薬…」(G列)	検索範囲:物質名逆引きM			
E			DB項目名		数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:「ゴルフ場使用農薬…」(G列)	検索範囲:物質名逆引きM			
F	指針対象農薬		ゴルフ場番号		固定	下記指針の掲載順	環境庁水質保全局長通知「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」平成2年5月24日環水土第77号(最終改正 平成22年9月29日)	指針記載を転記			
G			ゴルフ場使用農薬暫定指導指針掲載名		固定	ゴルフ場使用農薬暫定指導指針に掲載されている項目名称		指針記載を転記	F列とE列が異なる場合:黄色		
H	測定実績		測定実施年度		数式	調査実施年度の範囲	ゴルフ場で使用される農薬に係る平成〇〇年度水質調査結果について	H14-H23など		H14-H23など	
I			測定実施年度		数式/固定	調査実施年度のすべて		指針記載を転記		測定実施年度すべて	
J		H14~H21	指針値	(mg/l)		固定		環境庁水質保全局長通知「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」平成2年5月24日環水土第77号(最終改正 平成22年9月29日)			
K		H22~	指針値	(mg/l)		固定					
L			指針対象物質			固定	測定される物質				
M		H23	濃度範囲	(mg/l)		固定					
N			指針値超過	検体数		固定					
O			(参考)	総検体数 <sup>注2</sup>		固定					
P			測定年度			数式/固定	測定実施年度				
Q		H22	濃度範囲 <sup>注1</sup>	(mg/l)		固定					
R			指針値超過	検体数		固定					
S			(参考)	総検体数 <sup>注2</sup>		固定					
T			測定年度			数式/固定	測定実施年度				
U		H21	濃度範囲 <sup>注1</sup>	(mg/l)		固定			ゴルフ場で使用される農薬に係る平成23年度水質調査結果について(環境省 web site)		
V	指針値超過		検体数		固定						
W	(参考)		総検体数 <sup>注2</sup>		固定						
X	測定年度					数式/固定	測定実施年度				

表 22-18 フィールドリスト-18 ゴルフ場排水口測定 (2/2)

列	フィールドグループ	フィールド名			形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
Y	測定実績	H20	濃度範囲 <sup>注1</sup>	(mg/l)	固定		ゴルフ場で使用される農薬に係る平成23年度水質調査結果について(環境省 web site)		指針記載を転記			
Z			指針値超過	検体数	固定							
AA			(参考)	総検体数 <sup>注2</sup>	固定							
AB			測定年度		数式/固定	測定実施年度						
AC		H19	濃度範囲 <sup>注1</sup>	(mg/l)	固定							
AD			指針値超過	検体数	固定							
AE			(参考)	総検体数 <sup>注2</sup>	固定							
AF			測定年度		数式/固定	測定実施年度						
AG		H18	濃度範囲 <sup>注1</sup>	(mg/l)	固定							
AH			指針値超過	検体数	固定							
AI			(参考)	総検体数 <sup>注2</sup>	固定							
AJ			測定年度		数式/固定	測定実施年度						
AK		H17	濃度範囲 <sup>注1</sup>	(mg/l)	固定							
AL			指針値超過	検体数	固定							
AM			(参考)	総検体数 <sup>注2</sup>	固定							
AN			測定年度		数式/固定	測定実施年度						
AO		H16	濃度範囲 <sup>注1</sup>	(mg/l)	固定							
AP			指針値超過	検体数	固定							
AQ			(参考)	総検体数 <sup>注2</sup>	固定							
AR			測定年度		数式/固定	測定実施年度						
AS	H15	濃度範囲 <sup>注1</sup>	(mg/l)	固定								
AT		指針値超過	検体数	固定								
AU		(参考)	総検体数 <sup>注2</sup>	固定								
AV		測定年度		数式/固定	測定実施年度							
AW	H14	濃度範囲 <sup>注1</sup>	(mg/l)	固定								
AX		指針値超過	検体数	固定								
AY		(参考)	総検体数 <sup>注2</sup>	固定								
AZ		測定年度		数式/固定	測定実施年度							

表 22-19 フィールドリスト-19 要調査項目

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、名称	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「名称」(G列)	検索範囲:物質名逆引きM				
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
C		CAS番号	数式	検索されたCAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:「ゴルフ場使用農薬…」(G列)	検索範囲:項目リスト全M				
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:「ゴルフ場使用農薬…」(G列)	検索範囲:項目リスト全M				
F		要調査項目CODE	固定	要調査項目における並び順	環境省web「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」について(欄外URL参照)					
G		名称	固定	黒本調査における名称						
H	調査実施年度	調査実施年度 集計	数式/固定	調査実施年度 集計						
I		H16	固定	調査実施の有無	環境省web「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」について(欄外URL参照)		実施していた場合、当該年度を入			
J		H17	固定	調査実施の有無			同上			
K		H18	固定	調査実施の有無			同上			
L		H19	固定	調査実施の有無			同上			
M		H20	固定	調査実施の有無			同上			
N		H21	固定	調査実施の有無			同上			
O		H22	固定	調査実施の有無			同上			
P		H23	固定	調査実施の有無			同上			
Q		H24	固定	調査実施の有無			同上			

<http://www.env.go.jp/water/chosa/index.html>

表 22-20 フィールドリスト-20 化学物質環境実態調査

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、名称	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「ゴルフ場使用農薬…」(G列)	検索範囲:物質名逆引きM				
B		W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	CAS番号(H列)	検索範囲:物質リストM				
C		W-ID	固定	検索に用いるW-ID	A、B列、または物質リスト		上記により検索されたW-ID、または物質リストから、検索に用いるW-IDを入力する			
D		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
E		CAS番号	数式	検索されたCAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
F		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:「ゴルフ場使用農薬…」(G列)	検索範囲:物質名逆引きM				
G		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:「ゴルフ場使用農薬…」(G列)	検索範囲:物質名逆引きM				
H		CAS番号	固定	CAS番号	CHRIP等		CHRIP等調査して、CAS番号を記入する。			
I		名称	固定	黒本調査における名称	化学物質環境実態調査(初期環境調査結果、詳細環境調査結果)					
J		調査実施年度 集計	数式/固定	調査実施年度 集計						
K	調査実施年度	H14	固定	調査実施の有無	化学物質環境実態調査(初期環境調査結果、詳細環境調査結果)		実施していた場合、当該年度を入力			
L		H15	固定	調査実施の有無			同上			
M		H16	固定	調査実施の有無			同上			
N		H17	固定	調査実施の有無			同上			
O		H18	固定	調査実施の有無			同上			
P		H19	固定	調査実施の有無			同上			
Q		H20	固定	調査実施の有無			同上			
R		H21	固定	調査実施の有無			同上			
S		H22	固定	調査実施の有無			同上			

表 22-21 フィールドリスト-21 水質基準等全

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID・名称	W-ID	数式	W-ID	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 項目リストM				
B		項目ID	数式	項目ID	検索値: 省令・通知名(D列)	検索範囲: 物質名逆引きM				
C		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値: 項目ID	検索範囲: 項目リストM				
D	水質基準等まとめ	水質基準等略記号	数式	水質基準項目等の並び順を略号で表示	J列以下から抽出					
E		水質基準等省令・通知名	固定	省令・通知における基準項目名称	年度別水質基準等のテーブル	省令・通知名称を入力				
F		水質基準等対象物質等	数式	基準の対象となる検査項目、検査対象物質	J列以下から抽出					
G		基準値等 H25.4.1時点	数式	基準値等						
H		暫定/目標値	数式	確定値/暫定値の区別						
I	水質基準	水質基準略記号	数式	水質基準項目の並び順を略号で表示	水質基準に関する省令(平成十五年五月三十日厚生労働省令第百一号)(最終改正:平成二十三年一月二十八日厚生労働省令第一号)	検索範囲: 水質基準M				
J		水質基準省令名	数式	省令における基準項目名称	検索値: 項目ID(B列)					
K		水質基準対象物質等	数式	基準の対象となる検査項目、検査対象物質						
L		水質基準H25.4.1時点	数式	同上						
M	水質管理目標	管理目標並び順	数式	通知における並び順	厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年10月10日 健発第1010004号。)(最終改正:平成25年3月28日)	検索範囲: 水質管理目標M				
N		管理目標略記号	数式	管理目標項目の並び順を略号で表示	検索値: 項目ID(B列)					
O		管理目標通知名	数式	通知における管理目標対象物質名称						
P		管理目標暫定	数式	確定値/暫定値の区別						
Q		管理目標対象物質等	数式	管理の対象となる検査項目、検査対象物質						
R	要検討項目	要検討項目略記号	数式	要検討項目の並び順を略号で表示	厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)(最終改正:平成24年3月5日)	検索範囲: 要検討項目M				
S		要検討項目名	数式	通知における要検討項目の名称	検索値: 項目ID(B列)					
T		要検討項目対象物質等	数式	対象となる検査項目、検査対象物質						
U		要検討項目暫定	数式	確定値/暫定値の区別						
V		要検討項目H25.4.1時点	数式							
W	農薬類	農薬類略記号(新)	数式	見直し後の農薬類略記号。	上記局長通知及び課長通知	検索範囲: 農薬類目標値M				
X		農薬類項目名(新)	数式	見直し後の農薬類項目名。	検索値: 項目ID(B列)					
Y		農薬類対象物質等	数式	当該項目の対象となる物質						
Z		農薬類目標H25.4.1時点	数式							

表 22-22 フィールドリスト-22 薬品基準

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた薬品基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた薬品基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた薬品基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
H	検索用名称	名称書き換え	数式	薬品基準名(N列)を全角・ダッシュに変換したもの。	N列		-	-	
I	薬品基準	CODE	数式	「種類(J列)」と「番号(K列)」を組み合わせた略記号。	J列+K列		-	-	
J		種類	固定	水道関係基準類の種類		薬品基準の場合、「薬品」とする。	-	-	
K		番号	固定	薬品基準の並び順		省令記載の順番通りに通し番号を付与する。	-	-	
L		薬品基準名	固定	省令の名称	水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年二月二十三日厚生省令第十五号)最終改正:平成二十三年一月二十八日厚生労働省令第一一号(別表第一)	省令を正確に転記する。	-	-	
M		CAS番号	固定	CAS番号	CHRPなど	CAS番号が判明している場合は記載する。	-	-	
N		基準対象物質	固定	基準値の対象となる物質(「カドミウム化合物」の場合、「カドミウムとして」など)。	水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年二月二十三日厚生省令第十五号)最終改正:平成二十三年一月二十八日厚生労働省令第一一号(別表第一)	省令に「〇〇の量に関して」と記載されている場合、「〇〇として」と記載する。	-	-	
O		基準値	固定	物質名	水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年二月二十三日厚生省令第十五号)最終改正:平成二十三年一月二十八日厚生労働省令第一一号(別表第一)	省令の数値を半角数字で正確に転記する。	-	-	

表 22-23 フィールドリスト-23 資機材基準

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた資機材基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた資機材基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた資機材基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
H	検索用名称	名称書き換え	数式	資機材基準名(N列)を全角・ダッシュに変換したもの。	N列		-	-	
I	資機材基準	CODE	数式	「種類(J列)」と「番号(K列)」を組み合わせさせた略記号。	J列+K列		-	-	
J		種類	固定	水道関係基準類の種類		資機材基準の場合、「資機」とする。	-	-	
K		番号	固定	資機材基準の並び順		省令記載の順番通りに通し番号を付与する。	-	-	
L		薬品基準名	固定	省令の名称	水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年二月二十三日厚生省令第十五号)最終改正:平成二十三年一月二十八日厚生労働省令第一号(別表第二)	省令を正確に転記する。	-	-	
M		CAS番号	固定	CAS番号	CHRIPなど	CAS番号が判明している場合は記載する。	-	-	
N		基準対象物質	固定	基準値の対象となる物質(「カドミウム及びその化合物」の場合、「カドミウムとして」など)。	水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年二月二十三日厚生省令第十五号)最終改正:平成二十三年一月二十八日厚生労働省令第一号(別表第二)	省令に「〇〇の量に関して」と記載されている場合、「〇〇として」と記載する。	-	-	
O		基準値	固定	物質名	水道施設の技術的基準を定める省令(平成十二年二月二十三日厚生省令第十五号)最終改正:平成二十三年一月二十八日厚生労働省令第一号(別表第二)	省令の数値を半角数字で正確に転記する。	-	-	



表 22-24 フィールドリスト-24 給水装置基準

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた給水装置基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM		-	-	
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM		-	-	
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM		-	-	
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた給水装置基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM		-	-	
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた給水装置基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM		-	-	
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM		-	-	
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM		-	-	
H	検索用名称	名称書き換え	数式	給水装置基準名(N列)を全角、ダッシュに変換したもの。	N列			-	-	
I	給水装置基準	CODE	数式	「種類(J列)」と「番号(K列)」を組み合わせた略記号。	J列+K列			-	-	
J		種類	固定	水道関係基準類の種類			給水装置基準の場合、「給水」とする。	-	-	
K		番号	固定	給水装置基準の並び順			省令記載の順番通りに通し番号を付与する。	-	-	
L		給水装置基準名	固定	省令の名称	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成九年三月十九日厚生省令第十四号)最終改正:平成二四年九月六日厚生労働省令第一二三号(別表第一)		省令を正確に転記する。	-	-	
M		CAS番号	固定	CAS番号	CHRIPなど		CAS番号が判明している場合は記載する。	-	-	
N		基準対象物質	固定	基準値の対象となる物質(「カドミウム及びその化合物」の場合、「カドミウムとして」など。	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成九年三月十九日厚生省令第十四号)最終改正:平成二四年九月六日厚生労働省令第一二三号(別表第一)		省令に「〇〇の量に関して」と記載されている場合、「〇〇として」と記載する。	-	-	
O		基準値	固定	物質名	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成九年三月十九日厚生省令第十四号)最終改正:平成二四年九月六日厚生労働省令第一二三号(別表第一)		省令の数値を半角数字で正確に転記する。	-	-	

表 22-25 フィールドリスト-25 環境基準

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考	
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた環境基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM		-	-		
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM		-	-		
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM		-	-		
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた環境基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM		-	-		
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた環境基準名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM		-	-		
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM		-	-		
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM		-	-		
H	検索性名称	名称書き換え	数式	環境基準名(N列)を全角・ダッシュに変換したもの。	N列			-	-		
I	環境基準	CODE	数式	「種類(J列)」と「番号(K列)」を組み合わせた略記号。	J列+K列			-	-		
J		種類	固定	環境基準類の種類	・人の健康保護に関する環境基準:水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)(最終改正:平成25年環境省告示第30号)(別表第一) ・地下水に関する環境基準:地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)(最終改正:平成24年環境省告示第85号)(別表) ・要監視項目:水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)(平成21年11月30日 環水大水発第091130004号・環水大土発第091130005号)	人の健康保護に関する基準は「健康」、地下水に関する基準は「地下水」、要監視項目は「要監視」とする。		-	-		
K		番号	固定	環境基準類の並び順			「健康」、「地下水」要監視項目それぞれについて、省令・通知記載の順番通りに通し番号を付与する。		-	-	
L		物質名	固定	環境基準等の省令・通知の名称			省令・通知名称を正確に転記する。		-	-	
M		基準値	固定	物質名			省令・通知の数値を半角数字で正確に転記する。		-	-	要監視項目は指針値

表 22-26 フィールドリスト-26 水質汚濁防止法

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考	
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた水濁法有害物質・指定物質の名称(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-		
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-		
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-		
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた水濁法有害物質・指定物質の名称(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-		
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた水濁法有害物質・指定物質の名称(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-		
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-		
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-		
H	検索用名称	名称書き換え	数式	水濁法有害物質・指定物質の名称(N列)を全角・ダッシュに変換したもの。	N列		-	-		
I	水濁法有害物質・指定物質	CODE	数式	「種類(J列)」と「番号(K列)」を組み合わせた略記号。	J列+K列		-	-		
J		種類	固定	水濁法物質の種類		有害物質は「濁有」、指定物質は「濁指」とする。	-	-		
K		番号	固定	水濁法の並び順	有害物質:水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年六月十七日政令第百八十八号)(最終改正:平成二四年九月二六日政令第二五一号) 第二条 指定物質:同施行令 第三条の三		省令記載の順番通りに通し番号を付与する。	-	-	
L		物質名	固定	省令の名称			省令を正確に転記する(数字はアラビア数字とする)。	-	-	
M		CAS番号	固定	CAS番号	CHRIPなど		CAS番号が判明している場合は記載する。	-	-	

表 22-27 フィールドリスト-27 化審法 (全)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた対象物質の名称(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた対象物質の名称(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた対象物質の名称(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
H	検索用名称	名称書き換え	数式	対象物質の名称(N列)を全角、ダッシュに変換したもの。	N列		-	-	
I	化審法対象物質	CODE	数式	「種類(J列)」と「番号(K列)」を組み合わせた略記号。	J列+K列		-	-	
J		種類	固定	対象物質等の種類	第一種特定化学物質:化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年六月七日政令第二百二号)(最終改正平成二十一年十月三十日) 第一条	特定化学物質は「1特」または「2特」、監視化学物質は「監視」、優先評価化学物質は「優先」とする。	-	-	
K		番号	固定	政令、官報での並び順	第二種特定化学物質:同施行令 第二条 監視化学物質:厚労省・経産省・環境省告示(J-CHECKより転記)	政令・官報記載の順番通りに通し番号を付与する。	-	-	
L		物質名	固定	対象物質の政令、官報	優先評価化学物質:同上	省令を正確に転記する(数字はアラビア数字とする)。	-	-	
M		CAS番号	固定	CAS番号	CHRIPなど	CAS番号が判明している場合は記載する。	-	-	

表 22-28 フィールドリスト-28 化審法旧第2種

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた旧第2種監視化学物質の名称(H列)		検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM	-	-	
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM	-	-	
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた旧第2種監視化学物質の名称(H列)		検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた旧第2種監視化学物質の名称(H列)		検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM	-	-	
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM	-	-	
H	検索用名称	名称書き換え	数式	旧第2種監視化学物質の名称(N列)を全角、ダッシュに変換したもの。	N列			-	-	
I	旧第2種監視化学物質	CODE	数式	「種類(J列)」と「番号(K列)」を組み合わせた略記号。	J列+K列			-	-	
J		種類	固定	対象物質等の種類			「旧2監」とする。	-	-	
K		番号	固定	官報での並び順	2011(平成23)年4月1日より前の第2種監視化学物質、または指定化学物質の公示(J-CHECKより転記)		官報記載の順番通りに通し番号を付与する。	-	-	
L		物質名	固定	官報公示名称			官報を正確に転記する(数字はアラビア数字とする)。	-	-	
M		CAS番号	固定	CAS番号	CHRIPなど		CAS番号が判明している場合は記載する。	-	-	

表 22-29 フィールドリスト-29 化審法旧第3種

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた旧第3種監視化学物質の名称(H列)		検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM	-	-	
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM	-	-	
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた旧第3種監視化学物質の名称(H列)		検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた旧第3種監視化学物質の名称(H列)		検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM	-	-	
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)		検索範囲:物質リストM	-	-	
H	検索用名称	名称書き換え	数式	旧第3種監視化学物質の名称(N列)を全角、ダッシュに変換したもの。	N列			-	-	
I	旧第3種監視化学物質	CODE	数式	「種類(J列)」と「番号(K列)」を組み合わせた略記号。	J列+K列			-	-	
J		種類	固定	対象物質等の種類			「旧3監」とする。	-	-	
K		番号	固定	官報での並び順	2011(平成23)年4月1日より前の第2種監視化学物質の公示(J-CHECKより転記)		官報記載の順番通りに通し番号を付与する。	-	-	
L		物質名	固定	官報公示名称			官報を正確に転記する(数字はアラビア数字とする)。	-	-	
M		CAS番号	固定	CAS番号	CHRIPなど		CAS番号が判明している場合は記載する。	-	-	

表 22-30 フィールドリスト-30 化管法

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた化管法対象物質の名称(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
B		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
C		CAS番号	数式	CAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた化管法対象物質の名称(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:全角・ダッシュに書き換えた化管法対象物質の名称(H列)	検索範囲:物質名逆引きM	-	-	
F		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
G		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM	-	-	
H	検索用名称	名称書き換え	数式	化管法対象物質の名称(N列)を全角、ダッシュに変換したもの。	N列		-	-	
I	化管法対象物質	CODE	数式	「種類(J列)」と「番号(K列)」を組み合わせた略記号。	J列+K列		-	-	
J		種類	固定	対象物質等の種類	・第1種指定化学物質:特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年3月29日 政令138)(最終改正:平成20年11月2日)別表一 ・第2種指定化学物質:同施行令 別表二	第1種指定化学物質は「管1」、第2種指定化学物質は「管2」とする。	-	-	
K		番号	固定	政令での並び順		別表一、別表二の号数を記載する。	-	-	
L		物質名	固定	政令名称		政令名称を正確に転記する(数字はアラビア数字とする)。	-	-	
M		CAS番号	固定	CAS番号		CHRIPなど	CAS番号が判明している場合は記載する。	-	-

表 22-31 フィールドリスト-31 WHO 評価

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考	
A	DB内ID、名称	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「CAS番号」(J列)	検索範囲:物質リストM					
B		物質名(DB統一名)	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM					
C		CAS番号	数式	検索されたCAS番号(確認用)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM					
D		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:物質名(DB統一名)(B列)	検索範囲:物質名逆引きM					
E		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:物質名(DB統一名)(B列)	検索範囲:物質名逆引きM					
F		CAS番号	固定	ガイドライン記載のCAS番号							
G		通し番号	固定				データソース掲載全物質の通し番号(物質をリスト化した後、番号付与)。				
H		Chemical	固定	GDWQ記載項目の名称			データソース記載の物質名を英名で記入				
I		物質名(和名)	固定	GDWQ記載項目の和名			和名を調査し記入				
J		Guideline value(mg/litre)	固定	GDWQのガイドライン値			ガイドライン値を記載(単位はmg/L)				
K		暫定値等	固定	GDWQの備考(暫定値かどうか、暫定値とした理由)	「Guidelines for drinking-water quality 4th ed.」及び「Background documents on chemical hazards in drinking-water」。ガイドライン値は、GuidelinesのAppendixの一覧表を参照。評価に関する内容は、Guidelines本文に加え、物質ごとのBackground documentsも併せて参照する。		ガイドライン値に関する備考の記号を記載(P、C等)。記号が複数ある場合は、「A、T」のように、コンマ+半角スペースで区切って併記する。テーブル欄外に備考を記載しているが、複数のケースは「A、T」のみであり、これ以外の組み合わせの備考がある場合は、欄外備考も追加する。				
L		ADI	固定	ガイドライン値設定の根拠となった評価値(ADI、TDI等)				ガイドライン記載のADI等を記入。ADIは数値のみ、ADI以外は評価指標も記入する。			
M		モデル	固定	発がん性に基づく評価が行われている場合の評価モデル				ガイドライン記載内容を記入			
N		SF/UR	固定	スロープファクター/ユニットリスク				同上			
O		出典	固定	ADI等の評価値の出典				同上			
P		寄与率%	固定	当該物質摂取に関する水道水の寄与率				同上			
Q		体重kg	固定	ガイドライン値導出時の体重				同上			
R		飲水量L/日	固定	ガイドライン値導出時の飲水量				同上			
S		発がん過剰リスク	固定	ガイドライン値導出用に設定された発がん過剰リスク				同上			
T		Remarks	固定	ガイドライン値導出に関する備考				同上			
U		評価年(最終)	固定	ガイドライン値設定年				同上(Background documentも参照する)			
V		CAS についてのコメント	固定	CAS番号に関するコメント				コメントがあれば記載する			



表 22-32 フィールドリスト-32 海外基準値テーブル米国

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、 名称	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
B		W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	CAS番号(K列)	検索範囲:物質リストM				
C		W-ID	固定	検索に用いるW-ID	A、B列、または物質リスト		上記により検索されたW-ID、または物質リストから、検索に用いるW-IDを入力する			
D		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
E		CAS番号	数式	検索されたCAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
F		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
G		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
I	米国基準	No	固定	米国基準における項目ごとの通し番号	米国「National Primary Drinking Water Regulations (NPDWR)」、 「National Secondary Drinking Water Regulations (NSDER)」、 「Contaminant Candidate List (CCL)」(欄外URL参照)		データソース記載の通し番号を記入			
J		物質名	固定	物質名			データソース記載の物質名を英名で記入			
K		CAS番号	固定	CAS番号			データソースに記載のCAS番号を記入			
L		NPDWR MCLG	固定	目標値			目標値を記載(単位はmg/L)			
M		MCLG remarks	固定	目標値備考			目標値に関する備考の番号にアスタリスク(*)を付して記載(データソースの番号を変更しているため、テーブル欄外に記載の備考と照合・確認する。)			
N		NPDWR MCL	固定	基準値			基準値を記入(単位はmg/L)			
O		MCL remarks	固定	基準備考			基準値に関する備考の番号にアスタリスク(*)を付して記載(データソースの番号を変更しているため、テーブル欄外に記載の備考と照合・確認する。)			
P		NSDWR	固定	基準値			基準値を記入(単位はmg/L)			
Q		CCL3	固定	掲載の有無			リストに掲載されている場合は「CCL」と記入。			

NPDER、NSDWR: <http://water.epa.gov/drink/contaminants/index.cfm>

CCL: <http://water.epa.gov/scitech/drinkingwater/dws/ccl/index.cfm>

表 22-33 フィールドリスト-33 海外基準値テーブル EU

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、名称	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
B		W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	CAS番号(K列)	検索範囲:物質リストM				
C		W-ID	固定	検索に用いるW-ID	A、B列、または物質リスト		上記により検索されたW-ID、または物質リストから、検索に用いるW-IDを入力する			
D		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
E		CAS番号	数式	検索されたCAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
F		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
G		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
I	EU基準	No	固定	EU基準項目の通し番号	COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption		全項目をリスト化した後、通し番号を付与。			
J		物質名	固定	物質名			データソース記載の物質名を英名で記入			
K		物質名(和名)	固定	物質名(和名)			和名を調査し記入			
L		CAS番号	固定	CAS番号			CAS番号を調査し記入			
M		chemical parameter	固定	健康に基づく基準値			基準値を記載(単位はmg/L)			
N		indicator parameter	固定	官能性に関する基準値			基準値を記載(単位はmg/L)			
O		NOTE-1	固定	備考-1			NOTEの番号を「Note-1」のように記入する。複数のNoteがある場合は、NOTE-1欄とNOTE-2欄に分けて記入する。			

表 22-34 フィールドリスト-34 海外基準値テーブルカナダ

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、名称	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
B		W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	CAS番号(K列)	検索範囲:物質リストM				
C		W-ID	固定	検索に用いるW-ID	A、B列、または物質リスト		上記により検索されたW-ID、または物質リストから、検索に用いるW-IDを入力する			
D		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
E		CAS番号	数式	検索されたCAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
F		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
G		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
I	カナダガイドライン	No	固定	カナダガイドライン項目の通し番号	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality		全項目をリスト化した後、通し番号を付与。			
J		物質名	固定	物質名			データソース記載の物質名を英名で記入			
K		物質名(和名)	固定	物質名(和名)			和名を調査し記入			
L		CAS番号	固定	CAS番号			CAS番号を調査し記入			
M		MAC	固定	健康に基づくガイドライン値			ガイドライン値を記載(単位はmg/L)			
N		remarks	固定	MACに関する備考			MACに関する備考の記号を記入する。			
O		interim	固定	確定値/暫定値			暫定値の場合は「interim」と記入する。			
Q		AO/OC		官能性又は操作条件に基づくガイドライン値			ガイドライン値を記載(単位はmg/L)			
R		remarks		AOまたはOCに関する備考			AOまたはOCに関する備考の記号を記入する。			

表 22-35 フィールドリスト-35 海外基準値テーブル豪州

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、 名称	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」 (J列)	検索範囲:物質 名逆引きM				
B		W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	CAS番号(K列)	検索範囲:物質リ ストM				
C		W-ID	固定	検索に用いるW-ID	A、B列、または物質リスト		上記により検索されたW-ID、または物質リストか ら、検索に用いるW-IDを入力する			
D		物質名(DB統一 名)	数式	物質名(DB統一 名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リ ストM				
E		CAS番号	数式	検索されたCAS番 号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リ ストM				
F		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」 (J列)	検索範囲:物質 名逆引きM				
G		DB項目名	数式	DB項目名。 VLOOKUP	検索値:「物質名」 (J列)	検索範囲:物質 名逆引きM				
I	豪州ガイド ライン	No	固定	豪州ガイドライン項 目の通し番号	Australian Drinking Water Guidelines 6. 2011		全項目をリスト化した後、通し番号を付与。			
J		物質名	固定	物質名			データソース記載の物質名を英名で記入			
K		物質名(和名)	固定	物質名(和名)			和名を調査し記入			
L		CAS番号	固定	CAS番号			CAS番号を調査し記入			
M		health	固定	健康に基づくガイ ドライン値			ガイドライン値を記載(単位はmg/L)			
N		remarks	固定	上記に関する備考			備考の記号を記入する。記号が複数ある場合は、 「c, e」のように、コンマ+半角スペースで区切って併 記する。テーブル欄外に備考を記載しているが、複 数のケースは「c, e」のみであり、これ以外の組み 合わせの備考がある場合は、欄外備考も追加す る。			
O		aesthetic	固定	官能性に基づくガ イドライン値			ガイドライン値を記載(単位はmg/L)			
Q	remarks	固定	上記に関する備考	備考の記号を記入する。						

表 22-36 フィールドリスト-36 海外基準値テーブル韓国

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、名称	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」(I列)	検索範囲:物質名逆引きM				
B		W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	CAS番号(K列)	検索範囲:物質リストM				
C		W-ID	固定	検索に用いるW-ID	A、B列、または物質リスト		上記により検索されたW-ID、または物質リストから、検索に用いるW-IDを入力する			
D		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
E		CAS番号	数式	検索されたCAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
F		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
G		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
H	韓国基準値	No	固定	韓国基準項目の通し番号	飲水水質基準及び検査等に関する規則(1995年5月1日環境部令第10号新規制定)(最新改正:2008年2月4日環境部令第276号)		全項目をリスト化した後、通し番号を付与。			
I		物質名	固定	物質名			データソース記載の物質名を和名で記入			
J		CAS番号	固定	CAS番号			CAS番号を調査し記入			
K		健康有害影響	固定	健康に基づく基準値			基準値を記載(単位はmg/L)			
L		感覚影響	固定	官能性に基づく基準値			基準値を記載(単位はmg/L)			

表 22-37 フィールドリスト-37 海外基準値テーブル中国

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、名称	W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」(I列)	検索範囲:物質名逆引きM				
B		W-ID	数式	W-ID。VLOOKUP	CAS番号(K列)	検索範囲:物質リストM				
C		W-ID	固定	検索に用いるW-ID	A、B列、または物質リスト		上記により検索されたW-ID、または物質リストから、検索に用いるW-IDを入力する			
D		物質名(DB統一名)	数式	物質名(DB統一名)。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
E		CAS番号	数式	検索されたCAS番号。VLOOKUP	検索値:W-ID(A列)	検索範囲:物質リストM				
F		項目ID	数式	項目ID。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
G		DB項目名	数式	DB項目名。VLOOKUP	検索値:「物質名」(J列)	検索範囲:物質名逆引きM				
H	中国基準値	No	固定	中国基準項目の通し番号	中華人民共和国国家標準 GB 5749-2006 「生活飲用水衛生標準」		全項目をリスト化した後、通し番号を付与。			
I		物質名	固定	物質名			データソース記載の物質名を和名で記入			
J		CAS番号	固定	CAS番号			CAS番号を調査し記入			
K		指標	固定	健康に基づく基準値			基準値を記載(単位はmg/L)			
L		参考指標	固定	官能性に基づく基準値			基準値を記載(単位はmg/L)			

表 22-38 フィールドリスト-38 国内安全性評価最新

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/ 参照先	入力方法	条件付き 書式-1	条件付き 書式-2	備考
A	DB項目対応	項目ID(検索キー)	固定	評価結果を使用するDB項目のID					
B		DB項目名	数式	評価結果を使用するDB項目の名称	検索値:A列	検索範囲:項目リストM			
C		評価値根拠物質ID	数式	評価結果を使用するDB項目の安全性評価に用いている物質のID(対応確認用)	検索値:A列	検索範囲:項目リストM			
D		評価値根拠物質名	数式	評価結果を使用するDB項目の安全性評価に用いている物質の名称(対応確認用)	検索値:A列	検索範囲:項目リストM			
E		水質基準等の分類	固定	評価結果を使用するDB項目の水質基準における位置づけ			基-8等		
F	ID	評価結果ID	固定	評価結果ID(評価物質別)					
G	検討中	評価結果検索	数式		検索値:A列	検索範囲:国内安全性評価M			
H	評価案件	評価機関	数式	評価機関の名称 食安委:食品安全委員会 安評:残留農薬安全性評価委員会 環境省農薬小委:中環審土壤農薬部会農薬小委員会 水道:厚科審水質専門委員会、水質基準逐次改正検討会 NIHS-ADI(JP):国衛研データベース(評価機関不明)	検索値:A列	検索範囲:国内安全性評価M			
I		評価品目名	数式	食安委データ	検索値:A列	検索範囲:国内安全性評価M			
J		評価結果通知日	数式	食安委データ	検索値:A列	同上			
K	評価結果	換算物質	数式	評価値の換算物質	検索値:A列	同上			
L		暴露評価対象物質	数式		検索値:A列	同上			
M		評価結果の要約	数式		検索値:A列	同上			
N		通知内容	数式		検索値:A列	同上			
O		特記事項	数式		検索値:A列	同上			
P	評価物質	評価物質ID	数式	評価の対象となった物質の物質ID	検索値:A列	同上			
Q		評価物質名	数式	DB登録名	検索値:A列	同上			
R		評価物質CAS	数式	DB登録CAS	検索値:A列	同上			
S	非発がん性毒性に基づく評価	非発がん毒性評価指標	数式	TDI、TWI、ADI等の別	検索値:A列	同上			
T		評価値 [mg/kg体重/日]	数式	TDI、TWI、ADI等の値	検索値:A列	同上			
U		不確実係数/安全係数	数式	毒性量から評価値を導出する際の安全係数	検索値:A列	同上			
V	発がん影響に基づく評価	発がん性評価指標	数式	TDI、発がんユニットリスク等の別	検索値:A列	同上			
W		評価値 [mg/kg体重/日](発がん)	数式		検索値:A列	同上			
X		スロープファクター [1/(mg/kg体重/日)]	数式	発がんユニットリスクの値	検索値:A列	同上			
Y		10-5に相当する摂取量 [mg/kg 体重/日]	数式		検索値:A列	同上			

表 22-39 フィールドリスト-39 国内安全性評価履歴 (1/5)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB項目対応	項目ID	数式	評価結果を使用するDB項目のID	検索値:CD列	検索範囲:物質名逆引きM			
B		DB項目名	数式	評価結果を使用するDB項目の名称	検索値:A列	検索範囲:項目リストM			
C		評価値根拠物質ID	数式	評価結果を使用するDB項目の安全性評価に用いている物質のID(対応確認用)	検索値:A列	検索範囲:項目リストM			
D		評価値根拠物質名	数式	評価結果を使用するDB項目の安全性評価に用いている物質の名称(対応確認用)	検索値:A列	検索範囲:項目リストM			
E		水質基準等の分類	数式	評価結果を使用するDB項目の水質基準における位置づけ	検索値:A列	検索範囲:国内安全性評価M			
F	最新評価抽出	最新評価結果フラグ:評価値根拠物質	手入力	評価値根拠物質ごとの最新の評価結果を抽出するフラグ 1:最新データ 空白:その他のデータ		無効/最新フラグを参照しながら、DB項目ごとに1レコードに絞り込む。H25.2.28逐次改正検討会で精査した農業ADIの一部は日付が逆転している。			
G	ID	評価結果ID	固定	評価結果ID(評価物質別)	I列対応	数式による自動発生(未通知又は評価案件ID未入力データを除く)			
H	評価案件	評価機関	固定	評価機関の名称 食安委:食品安全委員会 安評:残留農薬安全性評価委員会 環境省農薬小委:中環審土壤農薬部会農薬小委員会 水道:厚科審水質専門委員会、水質基準逐次改正検討会 NIHS-ADI(JP):国衛研データベース(評価機関不明)		食安委サイト	評価書詳細画面掲載データを加工せずに取り込み		
I		評価案件ID	固定	食安委データ		食安委サイト	評価書詳細画面掲載データを加工せずに取り込み		
J		評価品目名	固定	食安委データ	CD列対応	食安委サイト	「評価書一覧」及び「評価書詳細」画面のデータを原則とするが、長い場合は加工する。		
K		評価品目分類	固定	食安委データ		食安委サイト	評価書詳細画面掲載データを加工せずに取り込み		
L		用途	固定	食安委データ		食安委サイト	評価書詳細画面掲載データを加工せずに取り込み		



表 22-39 フィールドリスト-39 国内安全性評価履歴 (2/5)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/ 参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
M	評価案件	評価要請機関	固定	食安委データ		食安委サイト	評価書詳細画面掲載データを加工せずに取り込み		
N		評価要請文書受理日	固定	食安委データ	CB列対応	食安委サイト	「評価書詳細」画面掲載データを加工せずに取り込み、「評価書一覧」画面掲載データと同一であることを確認。(日付のないデータは「0」を代替入力(書式により表示は「-」)		
O		評価要請の根拠規定	固定	食安委データ		食安委サイト	評価書詳細画面掲載データを加工せずに取り込み		
P		評価目的	固定	食安委データ		食安委サイト	評価書詳細画面掲載データを加工せずに取り込み		
Q		評価目的の具体的内容	固定	食安委データ		食安委サイト	評価書詳細画面掲載データを加工せずに取り込み		
R		評価結果通知日	固定	食安委データ		食安委サイト	「評価書詳細」画面掲載データを加工せずに取り込み、「評価書一覧」画面掲載データと同一であることを確認。(日付のないデータは「0」を代替入力(書式により表示は「-」)		
S		評価結果の要約	固定	食安委データ		食安委サイト	「評価書詳細」画面のデータ。通知書の「記」以降の記述があるものとないものがあるが、加工せずにそのまま貼り付ける。		
T		食安委データエラー	固定	食安委データを補完、訂正した場合の記録					
U	評価結果	通知内容	固定			評価通知文「記」	通知本文の記以下を正確にリタイプ		
V		換算物質	固定	評価値の換算物質		評価通知文「記」			
W		暴露評価対象物質	固定	評価書に記載されている暴露評価対象物質		評価書まとめ	評価書転記		
X		CAS番号	固定	評価書に記載されているCAS番号		評価書本文	評価書転記		
Y		特記事項	固定						
Z	評価物質	物質枝番	固定	同一の評価品目に複数の物質が含まれている場合の枝番					
AA		評価物質ID	固定	評価の対象となった物質の物質ID	CF列対応	\$W-ID			
AB		評価物質名	数式	DB登録名	検索値: AA列	検索範囲: 物質リストM			
AC		評価物質CAS	数式	DB登録CAS	検索値: AA列	検索範囲: 物質リストM			

表 22-39 フィールドリスト-39 国内安全性評価履歴 (3/5)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/ 参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
M	評価案件	評価要請機関	固定	食安委データ		食安委サイト			
N		評価要請文書受理日	固定	食安委データ	CB列対応	食安委サイト			「評価書詳細」画面掲載データを加工せずに取り込み、「評価書一覧」画面掲載データと同一であることを確認。(日付のないデータは「0」を代替入力(書式により表示は「-」)
O		評価要請の根拠規定	固定	食安委データ		食安委サイト			評価書詳細画面掲載データを加工せずに取り込み
AD	最新評価抽出	最新評価結果フラグ: 評価物質	固定	無効/最新フラグ列の最新フラグの補正 1: 同一の評価物質IDの最新評価結果(補正後) 自由記述: 数式による結果を使用しない理由 空白: その他のデータ					
AE		無効/最新フラグ	固定	数式により抽出された最新評価結果フラグ 1: 同一の評価物質IDの最新評価結果 0: 1以外の評価結果 無効: 未評価データ、対応する項目IDのないデータ、TDL/ADIを求めているデータ					未評価及び未入力レコードをフィルタ抽出し、「無効」を手入力する。 無効データ以外のレコードを、評価値根拠物質ID→評価物質ID→ソート用評価日付→評価要請文書受理日→評価結果IDでソート後、数式により0・1の別を発生させ、値固定する。
AF		ソート用評価日付	固定	最新評価結果を抽出するために詳細な年月日がわからないデータを補完したもの	R列対応	\$ 評価結果通知日			数式により、通知日が年数のみの場合、同年1月1日を補完。不明の場合は0を手入力。
AG		評価物質別最新要請日	固定	ピボットテーブルで最大値を作成					
AH		評価物質別最新評価日	固定	ピボットテーブルで有効な評価結果通知日の最大値を作成					
AI	非発がん性毒性に基づく評価	非発がん毒性評価指標	固定	TDI、TWI、ADI等の別		評価書まとめ			評価書転記
AJ		評価値 [mg/kg体重/日]	固定	TDI、TWI、ADI等の値		評価書まとめ			評価書転記
AK		TDI/ADI設定根拠	固定	毒性試験の種類		評価書まとめ			評価書転記
AL		動物種	固定	毒性試験の対象動物		評価書まとめ			評価書転記
AM		期間	固定	毒性試験の実施機関		評価書まとめ			評価書転記
AN		投与方法	固定	対象物質の投与方法		評価書まとめ			評価書転記
AO		NOAEL/LOAEL設定根拠所見	固定	エンドポイント		評価書まとめ			評価書転記
AP		毒性量種別	固定	用量の種類		評価書まとめ			評価書転記
AQ		毒性量 (mg/kg体重/日)	固定	投与量の値		評価書まとめ			評価書転記
AR		不確実係数/安全係数	固定	毒性量から評価値を導出する際の安全係数		評価書まとめ			評価書転記
AS		内訳 種差	固定	係数内訳		評価書まとめ			評価書転記
AT		内訳 個体差	固定	係数内訳		評価書まとめ			評価書転記
AU		内訳 その他	固定	係数内訳		評価書まとめ			評価書転記
AV		その他事由	固定	種差・個体差以外の係数を用いた理由		評価書まとめ			評価書転記
AW		毒性試験概要	固定	RR検討会資料を使用する					
AX	文献	固定	RR検討会資料から転記					やや面倒	
AY		備考	固定						

表 22-39 フィールドリスト-39 国内安全性評価履歴 (4/5)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/ 参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
AZ	発がん影響に基づく評価	発がん性評価指標	固定	TDI、発がんユニットリスク等の別		評価書まとめ	評価書転記		
BA		評価値 [mg/kg体重/日]	固定			評価書まとめ	評価書転記		
BB		スロープファクター [1/(mg/kg体重/日)]	固定	発がんユニットリスクの値		評価書まとめ	評価書転記		
BC		リスクレベルと摂取量	固定			評価書まとめ	評価書転記		
BD		10 <sup>-5</sup> に相当する摂取量[mg/kg 体重/日]	固定			評価書まとめ	評価書転記		
BE		導出方法	固定						
BF		設定根拠	固定	毒性試験の種類		評価書まとめ	評価書転記		
BG		動物種	固定	毒性試験の対象動物		評価書まとめ	評価書転記		
BH		期間	固定	毒性試験の実施機関		評価書まとめ	評価書転記		
BI		投与方法	固定	対象物質の投与方法		評価書まとめ	評価書転記		
BJ		設定根拠所見	固定	エンドポイント		評価書まとめ	評価書転記		
BK		毒性量種別	固定	用量の種類		評価書まとめ	評価書転記		
BL		毒性量 (mg/kg体重/日)	固定	投与量の値		評価書まとめ	評価書転記		
BM		不確実係数/安全係数	固定	毒性量から評価値を導出する際の安全係数		評価書まとめ	評価書転記		
BN		内訳 種差	固定	係数内訳		評価書まとめ	評価書転記		
BO		内訳 個体差	固定	係数内訳		評価書まとめ	評価書転記		
BP		内訳 その他	固定	係数内訳		評価書まとめ	評価書転記		
BQ		その他事由	固定	種差・個体差以外の係数を用いた理由		評価書まとめ	評価書転記		
BR		毒性試験概要	固定	RR検討会資料を使用する					
BS		文献	固定	RR検討会資料から転記			やや面倒		
BT	備考	固定	空白						
BU	作業用	データ修正連絡	固定						
BV	削除予定	1次リスト並び順	固定						
BW	追加データ抽出	テキストマージ (要請)	固定	\$評価品目名 & \$評価品目分類 & \$評価要請文書受理日					
BX		テキストマージ (要請・通知)	固定	\$評価品目名 & \$評価品目分類 & \$評価要請文書受理日 & \$評価結果通知日/農薬小委開催日					

表 22-39 フィールドリスト-39 国内安全性評価履歴 (5/5)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/ 参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
BY	元データ	評価品目分類	固定	評価書一覧データの「評価品目分類」		手入力			
BZ		No.	固定	評価書一覧データの「No.」		評価書一覧のデータのコピーペースト。 新しい評価要請があると変更される連番。			
CA		評価品目名	固定	評価書一覧データの「評価品目名」		評価書一覧のデータのコピーペースト			
CB		評価要請文書受理日	固定	評価書一覧データの「評価要請文書受理日」		評価書一覧のデータのコピーペースト			
CC		評価結果通知日/ 農薬小委開催日	固定	評価書一覧データの「評価結果通知日」		評価書一覧のデータのコピーペースト			
CD	名寄せ	補正後の評価品目名	固定	生データの余計な文字列を削除。一つの評価書で複数の物質を扱っている場合は分割	CA列対応				
CE		評価品目名→W-ID	数式		検索値:CD列	検索範囲:物質名逆引きM			
CF		W-ID	固定	補正後の物質ID。ワクチン、食品、明らかに必要でない場合等、データベースへの登録の必要がないレコードについてはその旨記入する。					
CG		物質名 (DB統一名)	数式		検索値:CF列	検索範囲:物質リストM			
CH	削除予定	評価値 (mg/l)	固定						

表 22-40 フィールドリスト-40 MCTR 安全性評価 (1/3)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考	
A	DB内名称・ID	W-ID	数式	W-ID。AR列に同じ。							
B		項目ID	固定	項目ID			項目IDを入力				
C		DB項目名	数式	DB項目名。 VLOOKUP	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 物質名逆引M					
D		水質基準等の分類	数式	水質基準等の略記号。G列+O列+W列+AD列。							
E		備考-1	固定	暫定値、施行日、変更等に関する備考				「暫定値」、 「H23.4.1施行(0.03→0.01)」など			
F		その他注	固定	その他の注							
G	水質基準	水質基準並び順	数式	省令における並び順	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質基準M					
H		水質基準略記号	数式	水質基準項目の並び順を略号で表示	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質基準M					
I		水質基準省令名	数式	省令における基準項目名称	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質基準M					
J		水質基準H24.4.1時点	数式	水質基準	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質基準M					
K		RR検討会用水質基準基準	数式/固定	RR検討会用水質基準基準値	検討会時点での基準値と異なる値を提案する場合は、入力。その他の場合はJ列と同じ。						
L		水質基準対象物質等	数式	基準の対象となる検査項目、検査対象物質	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質基準M					
M		水質基準履歴	数式	基準への追加・削除、基準値の変更、その年月日	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質基準M					
N	水質管理目標項目	管理目標並び順	数式	通知における並び順	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質管理目標M					
O		管理目標略記号	数式	管理目標項目の並び順を略号で表示	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質管理目標M					
P		管理目標通知名	数式	通知における管理目標対象物質名称	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質管理目標M					
Q		水質管理目標H24.4.1時点	数式	水質管理目標値	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質管理目標M					
R		RR検討会用水質管理目標	数式/固定	RR検討会用水質管理目標値	検討会時点での目標値と異なる値を提案する場合は、入力。その他の場合はQ列と同じ。						
S		管理目標暫定	数式	確定値/暫定値の区別	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質管理目標M					
T		管理目標対象物質等	数式	管理の対象となる検査項目、検査対象物質	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質管理目標M					
U	水質管理目標履歴	数式	管理目標項目への追加・削除、目標値の変更、その年月日	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 水質管理目標M						

表 22-40 フィールドリスト-40 MCTR 安全性評価 (2/3)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
V	要検討項目	要検討項目並び順	数式	課長通知における並び順	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 要検討項目M				
W		要検討項目略記号	数式	要検討項目の並び順を略号で表示	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 要検討項目M				
X		要検討項目名	数式	通知における要検討項目の名称	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 要検討項目M				
Y		要検討項目H24.4.1時点	数式	要検討項目目標値	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 要検討項目M				
Z		要検討項目暫定	数式	確定値/暫定値の区別	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 要検討項目M				
AA		RR検討会要用要検討項目	数式/固定	RR検討会用の水質管理目標値	検討会時点での目標値と異なる値を提案する場合は、入力。その他の場合はQ列と同じ。	検索範囲: 要検討項目M				
AB		要検討項目対象物質等	数式	対象となる検査項目、検査対象物質	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 要検討項目M				
AC	農薬類	並び順(新)	数式	見直し後の農薬類並び順。	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 農薬目標値M				
AD		農薬類略記号(新)	数式	見直し後の農薬類略記号。	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 農薬目標値M				
AE		農薬類項目名(新)	数式	見直し後の農薬類項目名。	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 農薬目標値M				
AF		並び順: 旧	数式	旧分類に基づく並び順	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 農薬目標値M				
AG		農薬類略記号(旧)	数式	旧農薬分類に基づく略記号	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 農薬目標値M				
AH		農薬類項目名(旧)	数式	旧農薬分類の項目名見直し後の農薬類項目名。禁止農薬類も含む。	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 農薬目標値M				
AI		農薬類対象物質等	数式	当該項目の対象となる物質	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 農薬目標値M				
AJ		農薬類履歴	数式	追加・削除、目標値の変更、その年月日	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 農薬目標値M				
AK		農薬類目標H24.4.1時点	数式	農薬類目標値	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 農薬目標値M				
AL		RR検討会用農薬類目標値	数式/固定	RR検討会用の農薬類目標値	検討会時点での目標値と異なる値を提案する場合は、入力。その他の場合はQ列と同じ。	検索範囲: 農薬目標値M				
AM		成分失効	数式	失効農薬の場合の失効年	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 項目リストM				
AN		失効農薬名	数式	失効農薬名	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 項目リストM				
AO		販売・使用禁止	数式	禁止農薬	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 項目リストM				
AP		用途	数式	用途	検索値: 項目ID(B列)	検索範囲: 項目リストM				

表 22-40 フィールドリスト-40 MCTR 安全性評価 (3/3)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
AQ	DB内名称・ID	W-ID	数式	MDTR-ID。 VLOOKUP	検索値: W-ID (AQ列)	検索範囲: 物質名逆引M				
AR		物質名 (DB統一名)	数式	物質名 (DB統一名)。VLOOKUP	検索値: W-ID (AQ列)	検索範囲: 物質リストM				
AS		統合先ID	数式	統合先のID	検索値: W-ID (AQ列)	検索範囲: 物質リストM				
AT		統合先物質名	数式	統合先物質名	検索値: W-ID (AQ列)	検索範囲: 物質リストM				
AU	国内での評価	評価値根拠物質ID	数式	評価値根拠物質	検索値: 項目ID (B列)	検索範囲: 項目リストM				
AV		評価値根拠物質名	数式	評価値根拠物質	検索値: 項目ID (B列)	検索範囲: 項目リストM				
AW		根拠TDI等 ( $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ )	入力	評価の根拠となったTDI値等	食安委評価書等		数値を記入。			RR検討会参考資料「最近の水質基準等の状況」を承継。
AX	WHOにおける評価	WHO/GDWQ( $\text{mg}/\text{L}$ )	入力	GDWQIにおけるガイドライン値	GDWQ最新値		ガイドライン値、注(暫定とした理由等)、UF、AF、設定年等			RR検討会参考資料「最近の水質基準等の状況」を承継。
AY		評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	入力	GDWQIにおける根拠TDI等	GDWQ最新値		数値を記入。			RR検討会参考資料「最近の水質基準等の状況」を承継。本項目は要検討項目にのみ記載されている。内容の確認が必要。
AZ		備考-2	入力	GDWQIに関する備考	GDWQ		備考を記入。			RR検討会参考資料「最近の水質基準等の状況」を承継。本項目は要検討項目にのみ記載されている。内容の確認が必要。
BA	評価予定	最終審議・予定/厚科審	入力	厚生科学審議会における最終審議結果、又は審議開催の予定。	審議会、検討会議事録		予定が判明していれば記入。			
BB		最終審議・予定/食安委	入力	厚生科学審議会における最終審議結果、又は審議開催の予定。	食安委検討状況					
BC		最終審議・予定/WHO等	入力	厚生科学審議会における最終審議結果、又は審議開催の予定。	WHO web site					
BD	15年答申	15年答申	入力	15年答申の特記事項	「水質基準の見直し等について」平成15年4月 厚生科学審議会・生活環境水道部会・水質管理専門委員会					
BE	最近の評価状況	評価値に関連したその後の	入力	食安委における評価状況、WHOにおける評価の最新状況	食安委「現在審議中の案件一覧」、WHO等のweb site					

表 22-41 フィールドリスト-41 農薬登録情報 (1/2)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID、名称	名称からの逆引きID	数式	登録農薬名称(L列)、失効農薬(O列)、禁止農薬(T列)または原体名称(Z列)から検索により求めたW-ID。	検索値: 農薬名称(L列、O列、T列またはZ列)	検索範囲: 物質名逆引きM		A列とB列が異なる場合、黄土色		B列で入力したW-IDが間違いないことの確認
B		W-ID	固定	登録農薬名称(L列)、失効農薬(O列)、禁止農薬(T列)または原体名称(Z列)に対応するW-ID。			登録農薬名称(L列)、失効農薬(O列)、禁止農薬(T列)または原体名称(Z列)に対応するW-IDを入力。	上下の行のいずれかが異なる場合、紫		
C		物質名(DB統一名)	数式	DB統一名。VLOOKUP	検索値: W-ID(B列)	検索範囲: 物質リストM				
D		統合先ID	数式	統合先ID。VLOOKUP	検索値: W-ID(B列)	検索範囲: 物質リストM				
E		統合先物質名	数式	統合先物質名。VLOOKUP	検索値: W-ID(B列)	検索範囲: 物質リストM				
F	農薬登録情報まとめ	登録種類名	数式	農薬登録の名称(失効、禁止農薬を含む) 登録農薬名称(L列)、失効農薬(O列)、禁止農薬(T列)または原体名称(Z列)と同じ						
G		用途(登録)	数式	農薬の用途(失効、禁止農薬を含む) 登録農薬の用途(M列)、失効農薬用途(P列)、禁止農薬用途(U列)または原体用途(AA列)と同じ						-
H		登録有効成分名(H25.2.28日)	数式	登録有効成分名(H25.2.28時点)。L列と同じ						-
I		2007以降出荷量がある農薬	数式	2007以降出荷量がある農薬。AB列で出荷の有無を判断し、Z列から抽出。						-
J		最近失効年月日	数式	最近失効年月日。R列と同じ				J列とR列が異なる場合、黄土色		-
K		失効農薬まとめ	数式	失効年月日と有効成分名。J列+O列				J列とR列が異なる場合、黄土色		-



表 22-41 フィールドリスト-41 農薬登録情報 (2/2)

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
L	登録農薬情報元データ	登録農薬2012年2月28日現在	固定	登録農薬2012年2月28日現在		「農薬分類見直しマスタ」DBから転記。			-
M		用途	固定	用途		同上			-
N		失効農薬ID	固定	失効農薬ID		同上			
O		有効成分名	固定	有効成分名		同上			
P		用途改	固定	用途改		同上			
Q		当初登録日	固定	当初登録日		同上			
R		最終失効日	固定	最終失効日		同上			
S		過去に登録があった際の代	固定	過去に登録があった際の代表的な商品名改		同上			
T		禁止農薬名	固定	禁止農薬名		同上			-
U		用途	固定	用途		同上			-
V		登録年	固定	登録年		同上			-
W		失効年	固定	失効年		同上			-
X		禁止履歴	固定	禁止履歴		同上			-
Y		出荷量集計コード	固定	出荷量集計コード		同上			
Z		対応原体名	固定	対応原体名		同上			
AA		用途	固定	用途		同上			-
AB	2007-2009計(単純合計)	固定	2007-2009計(単純合計)		同上			-	

表 22-42 フィールドリスト-42 TX01 有効成分名

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先	入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A		W-ID	数式	VLOOKUP	検索値: 有効成分名 (C列)	検索範囲: 物質名逆引きM			
B	失効農薬まとめ	失効農薬ID	固定	失効農薬のID					以下の優先順に従い、失効農薬IDを付与: ①最終失効日の早い順、②当初登録日の早い順、③登録失効有効成分一覧の掲載順
C		有効成分名	数式	有効成分名 (K列) を全角、ダッシュに書き換えたもの。	K列				
D		当初登録日	固定	複数回登録、失効があった場合も含めて、最初の登録日					
E		最終失効日	固定	複数回登録、失効があった場合も含めて、最後の失効日					
F	重複掲載の整理	用途改	固定	複数用途での登録があった場合の、すべての用途					
G		過去に登録があった際の代表的な商品名改	固定	複数用途での登録があった場合の、データソースにおけるすべての商品名					
H		重複掲載	固定						
I	登録失効有効成分元データ	2013/01/01表示順	固定	データソースにおける並び順	(独) 農林水産消費安全技術センター登録・失効農薬情報 <登録失効有効成分一覧>				一覧表作成後通し番号を付与。
J		用途	固定	農薬の用途					データソース記載に従い記入する。
K		有効成分名	固定	有効成分名称					同上
L		過去に登録があった際の代表的な商品名	固定	代表的な商品名					同上
M		登録日	固定	当該成分の当該用途での登録日					同上
N		失効日	固定	当該成分の当該用途での失効日					同上

表 22-43 フィールドリスト-43 登録失効有効成分一覧

列	フィールドグループ	フィールド名	形式	データ説明	データソース/参照先		入力方法	条件付き書式-1	条件付き書式-2	備考
A	DB内ID,名称	仮コード	数式	G列と同じ						
B		統合先ID	数式	VLOOKUP	検索値:W-ID(D列)	検索範囲:物質リストM				
C		統合先物質名	数式	VLOOKUP	検索値:W-ID(D列)	検索範囲:物質リストM				
D		W-ID	数式	VLOOKUP	検索値:一般名(H列)	検索範囲:物質名逆引きM				
E		物質名(DB統一名)	数式	VLOOKUP	検索値:W-ID(D列)	検索範囲:物質リストM				
F		逆引き用	数式	逆引き用名称 H列と同じ						
G	有効成分名まとめ	仮コード	固定	H列に関する通し番号						
H		一般名	固定	農薬登録保留基準、残留農薬基準における名称を全角、スペースなし書き換えたもの。	農薬登録保留基準、残留農薬基準					
I		カナ	固定	同上カナ名			半角カナ文字			
J	農薬登録保留基準名称	告示名	固定	農薬登録保留基準における告示名称	農薬登録保留基準		データソース記載の名称を記入する。			
K	食安委評価品目名称	食安委	固定	食安委で評価した際の品目名	食安委web		同上			
L	作物残留基準名称	作残基準告示名(修正後)	固定	作物残留基準告示名	作物残留基準		同上			
M		英語名	固定	作物残留基準告示名(英名)	作物残留基準		同上			
N		別名1	固定	農薬登録保留基準、残留農薬基準別名	農薬登録保留基準、残留農薬基準		同上			
O		別名2	固定	農薬登録保留基準、残留農薬基準別名			同上			
P		別名3	固定	農薬登録保留基準、残留農薬基準別名			同上			
Q		別名4	固定	農薬登録保留基準、残留農薬基準別名			同上			
R		別名5	固定	農薬登録保留基準、残留農薬基準別名			同上			
S		別名6	固定	農薬登録保留基準、残留農薬基準別名			同上			
T	作残基準告示名(修正前)	固定								
U		コメント	固定							

図 出力画面

入力(物質名またはCAS番号を入力)							
物質名		CAS番号		全角、ダッシュに変換		MCTR-ID 物質名から検索	MCTR-ID CAS番号から検索
鉛				鉛		798	
検索用データ	MCTR-ID	CAS番号	物質名(DB統一)	統合先ID	統合先物質名	項目ID	DB項目名
	798	7439-92-1	鉛	6	鉛及びその化合物	I-0006	鉛及びその化合物
	2	3	2	10	11	5	6

### 1. 物質特定情報

名称	CAS No.	分子式	分子量
鉛	7439-92-1	Pb	207.21
		7	8

### 2. 物理化学的性状

物理的性状	沸点(°C)	圧力	圧力単位	融点(°C)	密度	密度単位	温度(密度)
帯青色の柔らかい金属	1740	-		327.5	11.34	g/cm3	-
9	10	11	12	13	14	15	16
水への溶解度	水溶解度単位	温度(水溶解度)	オクタノール/水分配係数	温度(分配係数)	分配係数 実測/推定		
溶けない	-						
17	18	19	20	21	22		
蒸気圧	蒸気圧単位	温度(蒸気圧)	蒸気圧 実測/推定	相対蒸気密度(空気=1)	20°Cでの蒸気/空気混合気体の相対密度(空気=1)		
23	24	25	26	27	28		
引火点(°C)	測定法(引火点)	発火点(°C)	爆発下限界(%)	爆発上限界(%)	昇華点(°C)	分解温度(°C)	
29	30	31	32	33	34	35	
その他物性	値	その他物性値 単位	測定条件	備考	測定法		
36	37	38	39	40	41		
主要出典	その他出典	その他情報					
日本語版ICSC (2012),13901から変更、データは同じ		鉛は、地質、工場排水、鉱山排水などに起因することがあるが、水道水中の鉛の存在は主に鉛給水管からの溶出によることが多い。(H4専門委員会報告) 鉛: 鉛管・板、蓄電池、電線被覆、リサーチ、鉛丹、鉛白、はんだ、活字 (13901)					
42	43	44					

### 3. 主たる用途・使用実績

	用途	出荷量 2008	出荷量 2009	出荷量 2010
一般化学品	-	-	-	-
	15	11	12	13
農薬	-	-	-	-
	16	13	14	15

用途は「その他情報」も参照のこと  
×：未公表

### 4. 現行規制等

基準値単位：mg/L

#### 4.1. 国内法規制・基準

##### 水道法関係

##### 水質基準項目

水質基準略記号	水質基準省令名	水質基準対象物質等	水質基準H25.4.1時点
基-06	鉛及びその化合物	鉛	0.01
4	5	6	18

##### 水質管理目標設定項目

管理目標略記号	管理目標通知名	管理目標対象物質等	水質管理目標H25.4.1時点	管理目標暫定
-	-	-	-	-
4	5	7	19	6

##### 要検討項目

要検討項目略記号	要検討項目名	要検討項目対象物質等	要検討項目H25.4.1時点	要検討項目暫定
-	-	-	-	-
4	5	8	20	7

##### 農薬類

農薬類略記号(新)	農薬類項目名(新)	農薬類対象物質等	農薬類目標H25.4.1時点
-	-	-	-
5	6	8	23

##### 薬品基準

CODE	薬品基準名称	基準対象物質	基準値
薬品-04	鉛及びその化合物	鉛として	0.001
6	9	11	12

資機材基準			
CODE	資機材基準名称	基準対象物質	基準値
資機-04	鉛及びその化合物	鉛として	0.001
6	9	11	12

給水装置基準			
CODE	給水装置基準名称	基準対象物質	基準値
給水-04	鉛及びその化合物	鉛として。主要部品の材料として銅合金を使用している場合は0.007	0.001
6	9	11	12

#### その他国内規制等

##### 環境基準

##### 健康項目

CODE	健康項目名称	基準値
健康03	鉛	0.01
6	9	10

##### 地下水環境基準

CODE	地下水基準名称	基準値
地下水03	鉛	0.01
6	9	10

##### 要監視項目

CODE	要監視項目名称	基準値
-	-	-
6	9	10

##### 水質汚濁防止法

##### 有害物質・指定物質

CODE	健康項目名称
有害-04	鉛及びその化合物
6	5

##### ゴルフ場使用農薬

##### 指針値設定農薬

指針設定農薬名称	指針値対象物質	指針値
-	-	-
3	8	7

化審法		旧第2種監視物質		旧第3種監視物質	
CODE	名称	CODE	名称	CODE	名称
-	-	-	-	-	-
6	5	6	5	6	5

化管法	
CODE	名称
管1-304	鉛
6	5

**4. 2. 諸外国等の水質基準値又はガイドライン値**

WHO	GDWQ	Chemical	ガイドライン値	暫定値等
W-61	鉛	Lead	0.01	A, T
注)	A, T:	算出ガイドライン値が定量可能な濃度レベル以下であるため暫定値。算出されたガイドライン値が、浄水処理、水源保護などにより達成できる濃度レベル以下である。		

米国	Chemical	NPDWR MCLG		NPDWR MCL		NSDWR	CCL3
物質名	Chemical	目標値	備考	基準値	備考	目標値	該当(該当する場合、CCL3と表示)
鉛及びその化合物	Lead	zero	-	TT; Action Level=0.015	*7	-	-
NPDWR MCLG 注)							
NPDWR MCL 注)	*7:	Lead and copper are regulated by a Treatment Technique that requires systems to control the corrosiveness of their water. If more than 10% of tap water samples exceed the action level, water systems must take additional steps. For copper, the action level is 1.3 mg/L, and for lead is 0.015 mg/L.					
2	4	7	8	9	10	11	12

EU	Microbiological/chemical parameters		indicator parameter	備考	
物質名	Chemical	基準値	基準値	Note-1	Note-2
鉛及びその化合物	Lead	0.01	-	Note 3	Note 4

注) Note 3: The value applies to a sample of water intended for human consumption obtained by an adequate sampling method (1) at the tap and taken so as to be representative of a weekly average value ingested by consumers. Where appropriate the sampling and monitoring methods must be applied in a harmonised fashion to be drawn up in accordance with Article 7(4). Member States must take account of the occurrence of peak levels that may cause adverse effects on human health.

注) Note 4: For water referred to in Article 6(1)(a), (b) and (d), the value must be met, at the latest, 15 calendar years after the entry into force of this Directive. The parametric value for lead from five years after the entry into force of this Directive until 15 years after its entry into force is 25 µg/l. Member States must ensure that all appropriate measures are taken to reduce the concentration of lead in water intended for human consumption as much as possible during the period needed to achieve compliance with the parametric value. When implementing the measures to achieve compliance with that value Member States must progressively give priority where lead concentrations in water intended for human consumption are highest.

2	4	7	8	9	10	
<b>カナダ</b>		<b>MAC</b>			<b>AO/OC</b>	
物質名	Chemical	ガイドライン値	remarks	interim	ガイドライン値	remarks
鉛及びその化合物	Lead	0.01	b	-	-	-
MAC 注)	b: Faucets should be thoroughly flushed before water is taken for consumption or analysis.					
MAC interim 注)						
AO/OC 注)						

MAC: health-based Maximum Acceptable Concentrations  
 AO: Aesthetic Objectives based on aesthetic considerations  
 OC: Operational Guidance Values established based on operational considerations

2	4	7	8	9	10	11	
<b>オーストラリア</b>		<b>Health-based value</b>			<b>Aesthetic-based value</b>		
物質名	Chemical	ガイドライン値	remarks	ガイドライン値	remarks		
鉛及びその化合物	Lead	0.01	-	-	-		
Health-based value 注)							
Aesthetic-based value 注)							
2	4	7	8	9	10		



韓国		健康有害影響	感覚影響
物質名	Chemical	ガイドライン値	ガイドライン値
鉛及びその化合物	鉛	0.01以下	-
2	4	6	7
中国		指標	参考指標
物質名	Chemical	指標	参考指標
鉛及びその化合物	鉛	0.01	-
2	4	6	7

## 5. 水道水(原水・浄水)での測定状況等

	項目番号	物質名	調査年度	詳細データリンク先
水道統計	基-6	鉛及びその化合物	H20-H22	<a href="http://www.jwwa.or.jp/mizu/">http://www.jwwa.or.jp/mizu/</a>
化学物質環境実態調査報告(環境省) 初期調査	-	-	-	<a href="http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html">http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html</a>
要調査項目存在状況調査報告(環境省)	-	-	-	<a href="http://www.env.go.jp/water/chosa/index.html">http://www.env.go.jp/water/chosa/index.html</a>
ゴルフ場排水口等における水質調査(環境省)	-	-	-	<a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/novaku/golfchosa.html">http://www.env.go.jp/water/dojo/novaku/golfchosa.html</a>
	3	4	5	

## 6. 測定方法

物質名	測定法
鉛	
6	41

## 7. 処理技術

物質名	処理法

## 8. 安全性評価

### 8.1. 国内評価

評価値根拠物質名	水質基準等の分類	評価結果ID	評価機関	評価品目名	評価結果通知日	換算物質	暴露評価対象物質
鉛	基-6	DWQ2003020311108-1	水道	鉛	37655	-	-
4	5	6	8	9	10	11	12
評価結果の要約							
-							
通知内容							
14							
-							
非発がん毒性評価指標	評価値 [mg/kg体重/日]	不確実係数/安全係数					
-	0.0035	-					
19	20	21					
発がん性評価指標	評価値 [mg/kg体重/日](発がん)	スロープファクター [1/(mg/kg体重/日)]	10-5に相当する摂取量 [mg/kg 体重/日]				
-	-	-	-				
22	23	24	25				

### 8.2. 海外諸機関の評価

WHO			
WHO種類	WHO導出方法	WHO評価値	WHO評価実施年
PTWI	-	0.025 mg/kg (幼児、小児)	2003(2011)
JECFA			
JECFA種類	JECFA導出方法	JECFA評価値	JECFA評価実施年
-	-	-	-
JMPR			
JMPR種類	JMPR導出方法	JMPR評価値	JMPR評価実施年
-	-	-	-

## 9. 審議履歴

DB項目名	最終審議・予定/厚科審	農薬類履歴	統廃合・分割				
鉛及びその化合物		-					
	2	5	6	7			
平成15年度	20020801生活環境水道部会	20020801生活環境水道部会水質管理専門委員会	20020904生活環境水道部会水質管理専門委員会	20021007生活環境水道部会水質管理専門委員会	20021108生活環境水道部会水質管理専門委員会	20021209生活環境水道部会水質管理専門委員会	20021220生活環境水道部会
	-	-	-	-	-	-	-
		8	9	10	11	12	13
	20030203生活環境水道部会水質管理専門委員会	20030217生活環境水道部会水質管理専門委員会	20030303生活環境水道部会水質管理専門委員会	20030311生活環境水道部会	20030421生活環境水道部会水質管理専門委員会	20030428生活環境水道部会	20031027RR検討会
	-	-	-	-	-	-	-
	15	16	17	18	19	20	21
平成16年度	20040514RR検討会						
	-						
							22
平成17年度	20050428RR検討会						
	-						
							23
平成18年度	20060418RR検討会	20060619RR検討会	20060804生活環境水道部会				
	-	-	-				
							24
平成19年度	20070423RR検討会	20070625RR検討会	20071026生活環境水道部会				
	-	-	-				
							27
平成20年度	20080609RR検討会	20080806RR検討会	20081216生活環境水道部会				
	-	-	-				
							30
平成21年度	20090625RR検討会	20091201RR検討会	20100202生活環境水道部会				
	-	-	-				
							33
							34
							35

平成22年度	20100712RR検討会	20101201RR検討会	20101221生活環境水道部会				
	-	-	-				
	36	37	38				
平成23年度	20110419生活環境水道部会	20110630生活環境水道部会	20120221RR検討会	20120305生活環境水道部会			
	-	-	-	-			
	39	40	41	42			
平成24年度	20120724RR検討会	20121204生活環境水道部会	20130228RR検討会	20130319生活環境水道部会	20130328H15局長通知改正	20130328H15課長通知改正	20130328H4課長通知改正
	-	-	-	-	-	-	-
	43	44	45	46	47	48	49

## 10. 生態影響

物質名	
藻類	
甲殻類	
魚類	

## 8. 会議資料の作成

平成 24 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会(平成 24 年 7 月 24 日)及び第 2 回水質基準逐次改正検討会(平成 24 年 2 月 28 日)、第 13 回厚生科学審議会生活環境水道部会(平成 25 年 3 月 19 日)並びに第 3 回水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会(平成 25 年 1 月 29 日)における配付資料の一部作成を行った。

作成した資料は以下のとおりである。

- ・水質基準項目等に係る最近の状況について

平成 25 年 2 月時点での内閣府食品安全委員会における新規評価物質、評価予定物質等の情報を含む一覧表の作成(本報告書第 4 章 表 8~13 に相当;本報告書の情報は、平成 25 年 3 月 15 日時点の確認情報にアップデートしている)。

- ・基礎情報収集対象物質リストの見直し、及び物性・有害性等物質情報の調査、取りまとめ(本報告書第 5 章 表 17)

これらの資料の各会議における使用状況は以下のとおりである。

表 23 作成資料の使用状況

本報告書の表	平成 24 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会	平成 24 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会	第 13 回厚生科学審議会生活環境水道部会	第 3 回水道水源における消毒副生成物前駆物質汚染対応方策検討会
	平成 24 年 7 月 24 日	平成 25 年 2 月 28 日	平成 25 年 3 月 19 日	平成 25 年 1 月 29 日
表 8 最近の水道水質基準等項目の状況 ・水質基準項目	資料 2 参考 1、 参考 2	資料 3	資料 2	-
表 9 最近の水道水質基準等項目の状況 ・水質管理目標設定項目	資料 2 参考 1、 参考 2	資料 3	資料 2	-
表 10 最近の水道水質基準等項目の状況 ・要検討項目	資料 2 参考 1、 参考 2	資料 3	資料 2	-
表 11 最近の水道水質基準等項目の状況 ・農薬(1 群)	資料 2 参考 1、 参考 2	資料 3	資料 2	-
表 12 最近の水道水質基準等項目の状況 ・農薬(2,3 群)	資料 2 参考 1、 参考 2	資料 3	資料 2	-
表 13 最近の水道水質基準等項目の状況 ・農薬(追加群)	資料 2 参考 1、 参考 2	資料 3	資料 2	-
表 17 基礎情報収集対象物質詳細	-	-	-	資料 2 参考 3

以上